

筑波大学人間総合科学研究科博士後期課程教育基礎学専攻
博士課程修了論文

長時間労働に対する解決主体の形成に関する

社会教育学的研究

—社会運動を通じた過労死遺族の変容に着目して—

池谷 美衣子

筑波大学人間総合科学研究科
博士後期課程教育基礎学専攻3年次
学籍番号 201037006

平成 25 年 2 月 28 日

目 次

序 章 本研究の目的 1

第1節 問題の所在と本研究の目的

第2節 先行研究の検討と本研究の課題

1. 労働問題および長時間労働に対する社会教育研究の認識
 - 1) 労働者教育研究
 - 2) 余暇に関する先行研究
 - 3) 家族に関する先行研究
2. インフォーマルな教育・学習に関する社会教育学研究
 - 1) 社会運動における系統的な科学的知識の重視
 - 2) 省察を中心とした成人学習論の展開
3. 本研究の課題

第3節 研究対象および本研究の構成

1. 過労死問題に関する先行研究と本研究の独自性
2. 本研究の方法および構成

第1章 労働と生活をめぐる政策・労働組合・家族の現状 19

第1節 長時間労働の恒常化と労働時間政策の展開

1. 労働時間の推移
2. 労働時間短縮にむけた政策動向
3. 労働者の健康と労働時間政策

第2節 長時間労働に対する労働組合の対応と限界

1. 長時間労働に対する企業内組合の対応
2. 過労死・過労自殺に対する労働組合の対応

第3節 長時間労働と家族の関係

1. 労働時間を増加させる力としての家族
2. 投書分析にみる家族の葛藤と告発
 - 1) 「働きすぎ」を含む投書より
 - 2) 「過労死」を含む投書より
3. 家族による問題提起の可能性
4. 社会教育講座「過労死を防ぐために」の試みと帰結

第2章 過労死問題に対する社会運動の形成と展開 40

第1節 過労死問題とは何か

1. 過労死の定義
2. 遺族に対する公的保障制度と数的動向
3. 過労死問題に対する社会運動の時期区分

第2節 被害の集合化の始まりと対抗手段の模索—「被害の集合化」期

1. 個別的な対応の蓄積—1970年代
2. 関係者による横断的なネットワークの形成—1980年代

第3節 被害の集合化の全国的展開と過労死の社会問題化—「問題の可視化」期

1. 被害の集合化の全国的展開
2. 過労死の社会問題化
3. 新たな課題への対応—4つの運動内容より
 - 1) 企業責任追及という対抗手段の登場 (1990年～)
 - 2) 団体生命保険問題の告発と帰結 (1992年～1996年11月)
 - 3) 過労自殺の顕在化 (1990年代前半～)
 - 4) 過労死劇の上演 (1991年～2006年)
4. 「問題の可視化」期における到達点と課題

第4節 解決策の変更要請—「原因の社会化」期

1. 個別企業に関する情報公開・公表請求
2. 過労死防止基本法の制定運動
3. 「原因の社会化」期における社会運動の到達点

第5節 重層的ネットワークと教育的機能

1. 重層的ネットワークの形成
 - 1) 専門性別に形成される縦断的ネットワーク
 - 2) 県域レベルにおける専門性横断的ネットワーク
 - 3) 課題即応型ネットワーク
2. 過労死問題に対する社会運動が内包する教育的機能

第3章 「過労死を考える家族の会」と過労死遺族の実像 84

第1節 調査概要

第2節 「過労死を考える家族の会」の組織特性

1. 遺族組織の結成と消滅
2. 全国組織と地区組織との関係
3. 組織調査にみる各地区「家族の会」の性格
 - 1) 会員構成

- 2) 各地区「家族の会」が主催する活動内容
- 3) 関係を有する団体数
- 4) 各地区「家族の会」に見られる性格の差異

第3節 「過労死を考える家族の会」の役割と限界

1. 「家族の会」の役割
2. 「家族の会」の限界
3. 集団と個人との葛藤的關係

第4節 遺族個人による行動と遺族組織との関係

1. 各地区「家族の会」の活動への参加状況
2. 過労死遺族の基本的行動
3. 過労死遺族の発展的行動
4. 遺族個人の行動からみる「家族の会」の役割

第4章 個別事例にみる過労死遺族の主体形成 106

第1節 事例選出

1. 「家族の会」会員調査にみる典型的な遺族像
2. 事例の選出条件

第2節 夫の過労死に対する妻の行動

1. 事例概要とその特徴
2. 過労死の発生（1989年11月）以前
3. 企業との単独交渉と決裂
4. 提訴から事件終結まで
5. 事件を通じたMの認識変容
6. 「家族の会」におけるMの取り組み

第3節 子の過労自殺に対する母の行動

1. 事例概要とその特徴
2. 過労自殺発生（1995年9月）以前
3. Kの自殺に対する母Tの認識と行動への契機
4. 労災認定申請と提訴から事件終結まで
5. 本事例にみる「支援する会」の役割
6. 事件を通じたTの認識変容
 - 1) 人生の意味の再構築
 - 2) 若者が過労死しない社会を、という使命
 - 3) 先行する遺族としての役割—「家族の会」との継続的関わり

第5章 長時間労働に対する解決主体の形成とその基盤	135
第1節 過労死問題に対する解決主体の形成過程	
1. 死別経験としての過労死の特徴	
2. 過労死遺族の主体形成過程にみる3段階	
1) 過労死の発生前	
2) 基本的行動	
3) 発展的行動	
3. 解決主体の形成過程が含意するもの	
第2節 解決主体の形成を支えた基盤	
1. 基盤としての「家族の会」の役割	
1) 経験を語り合い聴き合う関係の形成	
2) 過労死問題への多様な向き合い方の尊重	
2. 解決主体の形成における規範化の回避	
第3節 長時間労働に対する解決主体の多様化とその意義	
終章 本研究のまとめ	152
第1節 本研究の成果	
第2節 今後の課題	
資料	154
主要参考文献	156

序章 本研究の目的

第1節 問題の所在と研究目的

本研究は、現代的な労働問題のひとつである長時間労働に対し、問題の解決に取り組む主体が形成されていく過程とそれを支える基盤について実証的に明らかにするものである。

近年、日本では様々な労働問題が噴出し、「働くこと」や「働き方」が再び社会の中心的な関心事となっている。それらは、2000年代の規制緩和や雇用形態の多様化、経済環境の変化などを受けて新たに顕在化した労働問題も少なくないが、同時に長時間労働や不払い賃金などこれまでに指摘されていた問題が深刻化して再び顕在化したものも含まれる。

労働問題が取り上げられるとき、合わせて関心が払われるのは労働問題に対する解決主体の想定についてである。非正規雇用の組織化など企業内組合の組織改革が一部で試みられているものの、大企業の企業内組合を基盤にした従来の労働運動は低迷状態が続いており、噴出する労働問題に対する解決主体として有効な存在にはなりえていない。それに比べて、労働問題の解決主体として地域や属性等を結合原理とする個人加盟ユニオンや、個別の裁判闘争における原告支援の労働NPOを中核にした労働運動は活性化著しい¹。これらは、従来の労働運動ではほとんど登場しなかった、周辺化された労働者層によって運動が形成されるという点で着目に値する。すなわち、大企業男性正規労働者に限られない労働問題への異議申し立てを行う多様な主体が新しく形成されてきていることが看取されるのである。

このような労働運動の変容の兆しは、社会教育学にとって労働問題の解決主体の形成を考究するうえで示唆的である。社会教育学では、労働問題への言及と合わせて常に労働者の主体形成の必要性、そしてそのための労働者教育の必要性が主張されてきた²。しかし、激化する企業間競争の下、企業の経営が悪化すれば労働者は企業の倒産を回避し雇用関係を維持するために悪化する労働条件に耐える、という労使一体化ともいえるべき協調的な労使関係が形成され、従来の労働運動は停滞が続くことになる。そのような中で、なぜ労働者教育が停滞したのかという分析は行われても、現在の労働問題に対する解決主体の形成の方途を展望することは困難であり、労働者教育の必要性だけが繰り返し指摘されてきた。しかし、昨今の周辺化された労働者層による労働運動の活性化に鑑みれば、大企業の

企業内組合を中心にした従来の労働運動だけでなく、その周辺で展開する労働に関する様々な社会運動を射程に収めて労働問題の解決主体の形成について考究する必要性が指摘されるのである。そのためには、「いかにして労働問題の解決主体を形成すべきか」という問いではなく、すでに存在する対象を捉えて「いかにして労働問題の解決主体が形成されているのか」という実態の解明に取り組むことが必要となっている。

現代的な労働問題として本研究が着目する長時間労働は、1970年代の経営合理化を契機に現れてきたものである。社会教育学において長時間労働は、それが引き起こす様々な生活諸課題とともに、比較的関心が払われてきた労働問題のひとつである。例えば、人が様々な関係の他者と結びつき多面的な関わりの中で生活を営んでいくための条件整備として長時間労働の解消を社会教育行政の課題に位置づけようとする論考や、男性による長時間労働の裏側で家庭的責任を背負わされた女性たちによる女性問題学習の蓄積、会社中心的な生き方に抗するオルタナティブな価値やライフスタイルの希求などが取り組まれてきた。社会教育学においても、長時間労働は現代の日本社会が抱える重要な問題のひとつとして捉えられてきたのである。

しかし、長時間労働が労働者本人だけでなく生活を共にする家族やライフスタイルなど広範な影響を及ぼしている課題として認識された一方で、そのような現状を誰がどのように変えていくのかという解決主体の形成に関しては自覚的に検討されてきたとは言い難い。その背景には、労働時間をめぐって以下の2つの考え方が定着していたことが指摘される。

ひとつは、長時間労働が日本人の「国民性」や日本の「文化」の問題として語られてきたという点である。1980年代後半に登場した「日本人」の働きすぎ批判は海外からの批判に端を発するため、それに対する反論として日本人の勤勉さや働くことを善しとする日本文化が主張されるという構図が生じた。さらに、日本における労働概念は労働を「苦役」と見なすキリスト教文化圏とは異なることや、東アジア型と言うべき長時間労働の地域分布が見られることなど、労働時間ないし働き方と文化との関係性については現在も研究課題になっている。しかし少なくとも、長時間労働が文化の問題という視角から捉えられたことで、長時間労働に対する解決主体の形成という関心は後景に退くこととなったと考えられる。

もうひとつは、長期的にみて経済発展とともに長時間労働は自然と解消するという考え方である。週休二日制が導入され余暇社会の到来が提唱される中で、大局的にみれば経済発展によって長時間労働はいずれ解消するものとみなす傾向があった。しかし、現在では

労働時間の長短二極化が進行し、「過労死」と失業が並存する状況があることに鑑みれば、長時間労働が経済発展とともに自然と解消するほど単純でないことは明らかである。今日、労働時間の長短は、労使間にとどまらず労働時間を長くしようとする社会的力と労働時間を短くしようとする社会的力との拮抗関係の中で捉えられるようになっており、長時間労働の解決を考える上では政策や世論、家族・ジェンダー論や働き方に対する国際的潮流を含めて各レベルにおける両者の力の拮抗関係を読み解くことが必要になっている³。

労働時間の長短が社会的力の拮抗関係によって決まるという捉え方に鑑みると、長時間労働をそれが引き起こす様々な生活諸課題とともに捉えてきた社会教育学のアプローチは刮目に値すると考える。すなわち、長時間労働は、その状況で働く労働者はもちろん、共に暮らす家族の生活様式に大きな影響を与えるものであり、さらに若年層の家族形成や地域を支える担い手の空洞化など様々なところで社会に影響を与えるものとして捉えられるのである。長時間労働がもたらす諸問題が労働者本人に限られないということは、長時間労働の問題性は広く共有可能であるということを示唆する。であるならば、長時間労働の解決主体もまた、当該労働者や労働組合だけでなくより多様に想定できるのでなかろうか。

以上より本研究では、長時間労働の象徴的事象として過労死問題を取り上げ、この解決に取り組む主体が形成されていく過程とそれを支える基盤について実証的に解明することを通じて、長時間労働の解決主体の多様化とその意義について考究することを目的とする。

第2節 先行研究の検討

先行研究の検討にあたっては、まず労働者教育を中心に、余暇および家族・女性問題に関する社会教育学の先行研究を取り上げ、それぞれの研究の中で「労働問題および長時間労働がどのように認識され論じられてきたか」という観点から検討を付す。続いて「社会運動における問題解決主体の形成がどのように捉えられてきたのか」という観点から、インフォーマルな教育・学習に関する社会教育学の動向を捉えることとする。その上で、問題解決主体の形成過程の解明にあたって本研究に課せられた課題を提示する。

1. 労働問題および長時間労働に対する社会教育学の認識

1) 労働者教育研究

社会教育学における労働者教育の系譜はいくつか散見されるが、内容で大別すれば職業

訓練・職業能力開発と労働問題の2つに分けられる⁴。そのうち、本研究では後者の労働問題に関する教育・研究に限定する。

わが国における戦後の労働者教育研究では、1950年代のサークル活動及び1960年代の労働組合による体系的な教育活動がとらえられてきた。その到達点の一つとして日本社会教育学会編『労働者教育の展望』（1970年）を挙げることができる。当時の労働者教育への関心の高まりは、1960年代後半に労働組合が組織方針として教育活動に重点を置いたことに起因する。編集委員会による序論によると、労働者教育とは「労働者に科学的な教育内容を系統的に教授し、労働者階級の一員としての価値観の確立を求める」ものとして把握された⁵。そして、労働組合による教育が運動の方針を上意下達する「宣伝」としての教育ではなく、「労働運動全体の視野で自らの属する労働組合をも客観的に評価し革新していく」労働者の形成が展望された。例えば、組合内の班による大衆的学習として中央機関紙の読み合いが取り込まれ、その限界性を踏まえて幹部・活動家対象の労働学校が設立された過程を解明した明神勲「全日自労の“じかたび”中心の学習活動の進展」、権利意識を環とする「学習の大衆性と教授の科学性の統合」を追求する労働組合の教育活動を多角的に考究した藤岡貞彦をはじめとする東京大学大学院生8名による論考「労働組合教育活動の教育目標—『新入組合員教育』と『集団』の問題をめぐる—」などが挙げられる。

しかし、1970年代後半以降、階級意識の形成や労働者性の獲得という教育目的が説得性を失うなかで、労働者教育研究は停滞していく。以後の労働者教育研究の展開については、1988年には花香実が、2004年には大串隆吉がそれぞれ検討を付している。その結果、労働者教育研究は歴史研究としては継承されているが、労働者教育研究の「現実分析（花香）」ないし「現代的な（大串）」労働者教育研究はほとんど行われなくなっていることが共通して指摘された⁶。現状を扱う労働者教育研究が取り込まれなくなった理由として、花香は1970年代後半からの労働組合運動の新たな様相として、「民間大企業の労組執行部は会社派幹部によって占められ、『日本経済の危機』という宣伝に巻き込まれて、労働者の肉体的・精神的能力を極限まで搾りつくそうとする新たな『合理化』から労働者の労働と生活を守りえなくなり、さらには雇用すら守れなくなってきてしまっている」という認識を示し、労使関係の変化を踏まえた労働者教育研究の「研究対象・方法の再構築」の必要性を提起した。この時期に進められた経営の「合理化」によって長時間労働が顕在化してくることから、労使関係が変化していった同時期に、新たに現れてきたのが長時間労働であったとすることができる。

一方、現状を扱う労働者教育研究が停滞した理由として、大串は社会教育学研究者の「公的社会教育の枠外あるいは関連外にあるものは、社会教育と意識しない思考」のために、労働者教育が社会教育に正しく位置づけられていないという社会教育学のパラダイムの問題を指摘している。そのうえで、労働者の主体の弱体化を問題とし、それに抗するものとして「いわゆる社会科学（労働組合論、社会構成体論、賃金論）とならんで健康問題」を中身とする労働者教育の必要性を論じている。

昨今の歴史研究では、労働組合を中心に据えることで先行研究が看過してきたものを改めて解明しようとする実証的研究が蓄積されつつある⁷。しかし、管見の限り、労働の現実分析をおこなう労働者教育研究に新たな展開は見られず、労働組合の復権や、そのための労働者教育の「必要性」が強調されるにとどまっている。以上より、協調的な労使関係から導かれる労働組合の限界性を踏まえた場合に、花香が指摘したような労働者教育研究の「研究対象・方法の再構築」はどのように具体化されるのかという議論には至っていない。

労働者教育研究の中で、労働者の生命や健康に関する学習を取り上げたという点で本研究と関連の深い先行研究に、阿久津一子「労働者教育と生存権—労働災害職業病闘争における教育学習活動の意義—」（1972年）がある⁸。この論考は、「合理化」によって大量発生をみた職業病問題を生存権との関連でとらえるものであり、具体的には1967年に結成された「大阪労働者の生命と健康を守る実行委員会」を中心とする「生命を守る労働者教育運動」を取り上げている。阿久津は、個々の労働者が行う生産過程分析の学習に対して、「生命、健康破壊の労働実態の個別的な検討を通じて、『科学的労務管理』、労働強化の諸形態の背景を歴史的社会的に探り、資本主義的生産方法の非人間性の本質にせまる」ものとして高く評価した。本研究は、過労死という「生命、健康破壊の労働実態の個別的な検討」を通じて現行の長時間労働という働き方が有する「非人間性の本質にせまる」という点で、阿久津の論考を継承するものである。ただし、阿久津の論考では「生命、健康破壊の労働実態」の個別的検討を行なった学習主体が労働者自身であったのに対し、本研究では過労死・過労自殺によって生命を落とした労働者本人に代わって労働実態の解明を行う主体として過労死遺族を捉えることになる。さらに、阿久津は個別的検討を全労働者へと一般化する段階で、労働組合が主導する組織的・体系的な教育学習過程を積極的に捉えたのに対し、本研究では組織内における学習過程を意図的・組織的に準備されるものに限らず、他者との関係性のなかで偶発的な要素を含みつつ形成されるものと捉える。このような相違は、阿久津の論考が労働者と使用者を明確な対立構造で捉えている点にあると考え

られる。阿久津は、組合未組織の状況にある労働者ほど労災職業病問題に苦しんでいるため「企業の枠を超えた運動を創造することなしに（労災職業病—引用者註）問題の解決はありえない⁹」と言明し、企業を超えた次元での対立的な労使関係の中で課題を解決することを想定していた。しかし、現在では、協調的な労使関係の形成によって企業内外を問わず対立的な労使関係を前提に据えることが一層困難になっている。本研究では、このような労使関係の変化を踏まえて、労使という二者関係に留まらないより広範な社会運動の中で課題解決の道筋を捉えるものである。

2) 余暇に関する先行研究

戦後日本で余暇への関心が高まったのは1960年代の高度経済成長期であり、この時期に家計における余暇関連支出が著しく伸び、「金銭多消費・時間少消費型」と言われる余暇活動が活性化した。その後、経済の低成長期には余暇関連支出の増大に代わって、「週休二日制の定着、長期休暇制度の導入などを通じて自由時間が増大してきた」¹⁰。以降、社会教育学に限らず、多くの社会科学研究において生産に代わって消費が、労働に代わって余暇が関心を集めていったといつてよいだろう。

1960年代における余暇への社会的関心の高揚に応じるように、社会教育学においても余暇への研究関心が深められていく。倉内史郎編『労働・余暇と教育』では、「日本社会はいま完全週休二日制実現の前夜にさしかかっており、この制度の実現を端緒として、本格的なレジャー時代に突入する」との記述から看取されるように、新しい社会への転換として余暇社会の到来が期待を込めて展望された¹¹。さらに、1993年に日本社会教育学会によって編まれた『週休二日制・学校週五日制と社会教育』では、「年間労働時間1800時間が提唱され、大企業と中小企業の格差といった問題を残しながらも、週休二日制社会への動きがみられるようになっている」ことに加え、人々の生活意識の面も「生産至上主義に対する批判は、多くの人が生き方の再考察を始めることにつながっている」として、日本社会全体が労働時間短縮に向かって現実に動きつつあることを前提とする¹²。その前提に立ちながら、労働と余暇の相互関連性を重視し、労働や生活のあり方をいかに再構築していくのかということが積極的に展望された年報であった。例えば、1970年代から国際的に展開された「労働の人間化（Quality of Working Life, QWL）」論の検討を通じ、人間の全体性回復を目指す「週休二日制社会」を展望した末本誠論文をはじめ、大串隆吉による社会教育行政が労働時間短縮に取り組む必要性の主張、小野征夫による長時間労働を支えるものと

しての国民の生活文化への着目、室進一による労働者の地域活動の可能性の展望、江阪正巳による性分業システムとしての労働時間問題という視角の提示などが論じられた。

以上から、長時間労働が現代日本社会の重要な課題として認識されていたことは明らかである。その上で、現代が余暇社会への途上であり、時代の趨勢として社会は余暇増大へ向かっていくという前提に一貫して立ち、余暇社会への変化の兆しが積極的に意味づけられてきたことが指摘される。しかし現時点から振り返れば、その後の日本社会が余暇増大へと歩んだとは言い難い。結果的には、正規雇用者を中心にした長時間労働の恒常化と、経済的自立が困難な短時間労働や失業の併存という「労働時間の長短二極化」が進行し、極端な「余暇」偏在が生じている。労働時間は経済発展に伴って自然に短縮するものであるという認識はすでに否定されているといつてよい。このような状況に鑑みれば、余暇増大へ向かうことを前提に据え、余暇社会の積極的側面を捉えようとすることは楽観的であったと評さざるをえないだろう。

3) 家族に関する先行研究

長時間労働は単身者にも生じるものであり、長時間労働がすべて家族と関わる問題として捉えられるわけではない。しかし、多くの先行研究では、男性労働者の長時間労働は家庭における性別役割分業の上に成り立つものと理解されてきた。社会教育学では、性別役割分業は家族という観点から女性によって批判的に問い直され、性別役割分業の克服は女性問題学習の中心的課題になってきた。国立市公民館による『主婦とおんな—国立市公民館市民大学セミナーの記録—』(1973年)に代表されるように、家族・女性をめぐる問題は性別役割分業に既定された個別家族内部の人間関係のあり方に焦点化され、女性が人生や家族に対する省察と記録化を通じて自身に内面化された意識を自覚化する学習実践を広く蓄積してきた¹³。これに対し、「婦人問題に取りくむ社会教育」では「意識レベルの『個人の確立』以上の明確な目標がもちにくかった」ことが認識され¹⁴、家族をめぐる問題が性別役割分業観の捉え直しという個人レベルでの意識変革にとどまってきたことに対し、「家族のあり方を考える学習をこえて、家族のあり方を考えることを余儀なくさせる生活全体の問い直しの学習」の必要性が提起されてきた¹⁵。また、「家族」を学習テーマ・内容として取り上げた社会教育実践の分析を通じて、妻が夫の長時間労働の現状に対しては諦観に近い言及をしており、長時間労働それ自体が動かしがたい前提として語られる傾向が明らかにされており、これに対する学習課題として「解決の糸口をひとりひとりが見つけ

られるようにすること、と同時に一 가족の問題とせずに社会的な問題としてそのことを捉え直す機会をもつこと」が提起されている¹⁶。

以上より、長時間労働について先行研究で共通に示されているのは、個人レベルでの性別役割分業観の問い直しや個別家族レベルでの解決の模索だけでは「家族のあり方を考える学習」から「生活全体の問い直しの学習」への展望が拓かれないということが看取される。個別家族の問題をいかに「社会的な問題」につなげて「生活全体の問い直し」を具体化するかという課題として指摘される。

さらに、単身者や共働き世帯の増加などによって、長時間労働と家族の関係把握には変化が見られる¹⁷。ヒューマンルネサンス研究所や多賀太の研究によって、仕事と生活の間で時間から時間へ追われる男性（父親）たちの生活実態が具体的に捉えられており、これまで女性労働者の課題として指摘されてきた「仕事も家事（育児）も」という二重負担の男性労働者への拡大や、稼得責任が軽減されないまま家事・育児参加が奨励されることによる男性自身の葛藤や不安について明らかにされている¹⁸。また、このような状況の中で、職場・家庭・地域という個別に捉えられてきた領域を、能力（スキル）という観点から同じ俎上に載せる議論も見られる。例えば、前田信彦は「職場の人々とのコミュニケーションを図り、同時に自らの健康を管理しながら仕事と生活を調整する能力（スキル）という労働者の主体的側面」について、「ワーク・ライフ・スキル」と称して現代的な職業生活能力スキルの一つに位置づけようとしている¹⁹。しかし、仕事と生活の調和のための課題が「客観的条件の整備」と「労働者の主体的側面」に区別された上で、「労働者の主体的側面」が能力論として議論される時、「客観的条件」と「労働者の主体的側面」は最後まで交錯しない。すなわち、前田の言う労働者の主体性とは与えられた条件の中で自己の生活を管理・調整する能力として描かれるにとどまり、客観的条件を変えていくという意味での労働者の主体性は展望されないのである。

多賀らによって、労働と生活の調和や長時間労働が男性労働者自身の生活課題として位置づけられてきたことには積極的な意義を認めることができる。また、能力論というアプローチによって職場・家庭・地域、また労働と生活を横断した議論が展開可能になるという点で研究の進展が大いに期待される。ただし、そこで捉えられる労働者が現行の労働条件・環境・慣行等を変える主体となっていくという方向性が開かれない限り、結果として現状への適応の範疇を出ないという点は、課題として指摘されるだろう。

以上、「労働問題および長時間労働がどのように認識され論じられてきたか」という観点から関連が深いと思われる労働者教育・余暇・家族の3つの領域の先行研究を検討した。

労働組合による教育活動を主たる対象にしてきた労働者教育研究は、労使の協調的關係が強化されていく中で停滞していった。長時間労働が顕在化してきたのは、そのような労使關係の変化と同時期であった。その後展開した余暇に関する研究では、余暇増大の人間形成上の意義が積極的に展望された一方で、現存する長時間労働の解消の方途や余暇の偏在に対する関心は低かった。また、家族や女性問題に関する研究では、長時間労働を下支えする性別役割分業を含めて、家族内部の人間關係のあり方に対する省察的学習が女性たちによって展開された。しかし、それらは多くが個別家族のあり方を考える学習にとどまり、個別家族を社会的な問題につなげて考える学習を具体化することができなかった。

社会教育学において長時間労働は一つの重要な問題として認識されてきたものの、一方では抛るべき労働者の集団的な力の弱体化を克服する方途は展望されず、一方では個別家族の夫婦間關係や女性問題として個々の家族内部に抱え込まれていった。このような枠組みの中で、長時間労働の解決主体を構想することは困難な課題であったことが看取された。

2. インフォーマルな教育・学習に関する社会教育学研究

次に、社会運動における問題解決主体の形成がどのように捉えられてきたかを中心に、インフォーマルな教育・学習に関する社会教育学の先行研究について検討する。

社会教育学では、社会運動の中で取り込まれるインフォーマルな教育・学習活動が積極的な研究対象として取り上げられており、社会運動と社会教育との關係は、地域社会を基盤にした住民運動を中心に、戦後の社会教育学における一つの重要なテーマとなってきた²⁰。

社会教育学では、1970年代の住民運動を通じて、運動における学習主体が可視化され具体的にとらえられるようになったが、その関心は「行政—住民」關係に集中していた。そのため「住民運動以外に生起してきた様々な市民運動やマイノリティの諸運動は対象とされず、また文化やミクロ政治の葛藤にまで踏み込む研究はほとんど見られなかった」ことが指摘されている²¹。社会教育学において対象とされてきた社会運動に偏りがあることを踏まえた上で、教育・学習について以下のような動向を捉えておきたい。

1) 社会運動における系統的な科学的知識の重視

労働運動にしても住民運動にしても、社会運動においては不満や不幸に直面した個人が自らの置かれた状況をとらえなおす中で社会の側に問題の所在を発見し、その解決を求めて声をあげ自ら行動を起こしていくという過程、すなわち問題解決に向かう主体の形成過程に社会運動を通じた教育・学習の内実が見出されてきた。その際の学習内容としては、系統的な科学的知識の獲得を重視する傾向が指摘されている。例えば、三輪建二は「地域問題の学習課題化→課題解明のための系統学習（教科内容の系統化・科学化）→民衆大学の創造→社会問題の解決という図式」が、社会教育関係者に広く受容されてきたことを指摘している²²。また、荻野はこれまで捉えられてきた住民運動による主体形成の内実が、「社会科学・自然科学の学習における『真理』への接近と、学習の過程での市民意識の醸成という2点から構成されると考えられてきた」ことを指摘する²³。さらに、系統的な科学的知識の重視は、社会運動における知識人や運動組織の指導者層の役割が重視されることにつながる。吉田は、社会運動が「不満を持つ諸個人（住民）の立ち上がり」と、そこへの『専門家』による援助という単線的な図式で理解されていると指摘している²⁴。すなわち、社会運動における系統的な科学的知識の重視の理由として、「個人を超えた『大きな枠組み』ないしは『大きな物語』を説明しうる原理を、マルクス主義に代表されるような系統だった知識として学ぶこと²⁵」が課題となったためであり、系統的な科学的知識の獲得によって問題解決に向かう主体の形成が展望されていたといえることができる。

これに対し、外在的な概念や枠組みを個人に当てはめてその生活現実を説明するのではなく、内在的で主観的要素である成人の日常意識に着目する成人学習論が展開していく。

2) 省察を中心とした成人学習論の展開

自覚的か否かを問わず、成人が学ぶ際に経験や自身の認識枠組みに対してなんらかの省察的行為が伴うことは広く認識されている。本項のいう省察を中心とした成人学習論は、そのような省察一般を対象としたものではなく、様々な思い込みや経験を含めて形成されてきた日常意識に対して、学習者自身の自己省察と「語り」を通じた学習者グループ内での相互理解、さらに「語り合い」を文字化した学習記録のグループ内での確認と共有という方法を重視する成人学習論として理解されるものである²⁶。このような省察を中心とした成人学習論は、知識の一方的伝達と教師―生徒の従属関係に対する批判を有し、学習者個人の主観的要素に着目し意識変容のプロセスを緻密に析出しようとする点に、学習過程論としての新しさを認めることができるものとする。

しかし一方で、省察を中心とした成人学習論は認識変容というマイクロレベルでの分析の厳密性を志向するあまり、現状では日常生活から隔離された極めて限定的な学習場面しか適用できないものになっている。省察を中心とした成人学習実践では、省察を目的として意図的に設けられる学習機会とそこに集う対等な関係の学習者集団の存在が必要となる。しかし、このような条件が自然発生的に整うことはほとんど考えられないため、実際には主催者によって操作された意図的な学習空間に限られることになる。その結果、意図的に設けられた学習の場に限定して成人の認識変容過程を分析するにとどまり、学習論としての適用範囲を拡大していくことはかなりの困難を伴うといえる。すなわち、省察を中心とした成人学習論は、仕事や暮らしなどの具体的な社会的文脈の中でインフォーマルに派生する成人の学習の内実に向っていく方法にはなっていないと評さざるを得ないのである。

また、省察を中心とした成人学習論では、学習者個人やグループ内部での認識変容だけでなく、学習を制度や社会の変革へとつなげていく理論と実践が展望されながらも、これらについては必ずしも深められていない。学習者個人や学習者グループを超えるものとして、「学習する組織」や「学びあうコミュニティ」などが検討されている²⁷。しかし、省察を中心とした成人学習論は、抽象化・一般化された成人像のもとで学習者の認識や学習者間の関係を把握する傾向があり、具体的な社会的文脈の中で生じる学習者を取り巻く環境への主体的な働きかけを学習という観点で捉えるものにはなっていないと考える。

以上より、省察を中心とした成人学習論は、社会運動の中で生じる様々なインフォーマルないしインシデンタルな学習の様態を明らかにする方法として十分に鍛えられているとはいえないということが指摘されるだろう。

3. 本研究の課題

ここまでの先行研究検討を踏まえ、本研究の課題として以下の2点を設定する。

第一に、長時間労働に対する解決主体の具体像として、長時間労働の象徴的事象である過労死に着目し、過労死問題に対する社会運動の全体像を明らかにすることである。既に明らかにしたように、大企業組合を中心とした既存の労働運動および労働者教育が停滞して久しい。労働者教育が停滞していく1970年代後半と同時期に新たな労働問題として登場するのが長時間労働であり、過労死問題に対する社会運動もこの時期に萌芽する。本研究が取り上げる過労死問題に対する社会運動は、消極的な企業内組合に代わって、過労死遺族や弁護士、医師など多様な立場の市民が関与して形成されてきたものである。過労死問

題は、従来の労働運動の外側で生じた問題解決主体の形成という本研究の問題関心に応える事例であり、本研究では過労死問題に対する社会運動の全体像を明らかにすることを第一の課題とする。

第二に、問題解決主体を形成するインフォーマルな学習の実態を明らかにすることである。省察を中心とする成人学習論は、成人の意識変容過程を厳密に析出するために学習の場を限定する傾向にあるため、社会運動の中に埋め込まれたダイナミックな学習の実態を捉えるには不十分であることが指摘された。これを踏まえて本研究では、長時間労働に対する問題解決主体の形成を学習の観点から分析する上で、社会運動組織内部や市民間の関係性に着目する。吉田は、1980年代半ば以降に日本の社会運動研究に導入される「資源動員論」や「新しい社会運動論」が、社会運動の組織・プロセスの内的過程に焦点を当てていることから、社会運動の組織・プロセスの内的過程をとらえることで社会運動における学習を「当為の価値観や知識・『真理』の一方的な伝達ではなく、むしろ問題の定義づけ・解決法をめぐって構築された複数の解釈枠が同意・『共鳴』を求めせめぎあう抗争の場」として再解釈している²⁸。また、荻野は社会運動が公共空間として構築される過程を明らかにするために、多様な価値をもつ市民間の「関係性」に着目する。その上で運動を通じて、行政や企業に対抗する根拠を示すためだけでなく、「異なる価値観・関心を有する市民の中の『他者』に関心を持たせるために、様々な話し合いや学習が行われており、そこに『公共空間』の現れをみることができる」と指摘する²⁹。吉田や荻野の立場は、最初から「一枚岩」として解されがちな社会運動内部における学習理解を深化させるアプローチとして評価されると考える。ただし、実証的研究を欠いているために、社会運動の参加者の複数性や多様性を前提にした場合、そこで形成される「抗争の場」「公共空間」の具体的な実像や、社会運動の参加者がそれぞれに葛藤や対立を抱えながらも社会運動に関与し続けるメカニズム等については明らかになっていない。したがって本研究では、社会運動の中に埋め込まれた問題解決主体の形成過程を明らかにするための手がかりとして、社会運動に関わる組織と個人との関係性に着目して実態解明をおこなうことを、第二の課題とする。具体的には、単一の運動組織を取り上げるのではなく社会運動の内部で構築された諸組織の重層構造を明らかにすること、社会運動が「一枚岩」ではなくそれぞれの個別性を保持し相互に葛藤や対立を抱えながら問題の解決に向かっていく様子を明らかにするために、死別経験をきっかけにして過労死問題に積極的に関わるようになっていく過労死遺族および遺族組織「過労死を考える家族の会」に特に着目することとしたい。

第3節 研究対象および本研究の構成

本研究では、長時間労働を象徴する事象として過労死問題を取りあげる。本節では、まず研究対象である過労死問題の概略および過労死問題に関する先行研究を整理することで、過労死問題に対する本研究の独自性を明らかにする。次いで、本研究の方法および構成について示す。

1. 過労死問題に関する先行研究と本研究の独自性

一般に、過労死とは過度な仕事の原因で引き起こされる労働者の死亡を意味するもので、過労自殺を含んだものとして用いられることが多い。過労死は長時間労働が顕在化していく1970年代後半に「発見」され、1980年代後半に社会問題として顕在化した。労働者教育が停滞していく同時期に新たな労働問題として登場してきたのが「過労死」であり、これを解明することは労働者教育の停滞期に展開した労働問題への対応の一端を解明することになる。本研究では、対象とする過労死を、労災認定請求の有無や労災認定の可否を問わず、労働者の突然死および自殺が過重労働に起因するとして遺族や弁護士等によって法的または社会的に異議申し立てがなされた労働者の死亡事例と定義する。

社会教育学においても、過労死は現代社会において克服されるべき問題状況として取り上げられてきた。例えば、島田修一は長時間労働の非人間性を告発する妻に対して「素朴であるがゆえに幅広く、しかも着実に、人間らしさが問われ、それを奪っている事態の本質への目は鋭い」と評価し、「家族問題は労働運動を含めた社会運動の基礎となる」と看破する³⁰。また、「国民の物質的・精神的生活の危機」の極限として過労死を取り上げた花香実は、過労死問題に対する社会運動の中で示された『過労死のたたかいとは、人間の尊厳をもとめるたたかいである』とのテーゼに依りながら、「教育基本法において目指された人間の尊厳が危機に瀕しているのが現代日本社会の現実なのであり、その問題状況に立ち向かう主体を形成することが今日的な国民的課題」であると論じた³¹。さらに、過労死を「労働者の主体形成の弱化」の象徴とし、「労働の魔力に引き込まれた結果」として検討の俎上に載せた大串隆吉は、「過労死の予防は誰がするのか」という問いに対して「結局、労働者の集団の力の必要性に行き着く」と結論し、そこから労働者教育の必要性を展開した³²。このように過労死は「人間らしさ」や「人間の尊厳」に反する深刻な社会的病理として認識されてきた。換言すれば、先行研究では「長時間労働に対する妻の告発」や「過労死のたたかい」に対して、過労死という深刻な社会的病理の克服に向かう潜在的な可能性が

感じ取られていたと考えられる。

ただし、「過労死裁判それ自体は、過労死という結果に対する裁判であって、残念ながら過労死を予防する活動ではない（大串）」という見解が示すように、長時間労働に対する妻の告発や過労死裁判が一つのまとまりをもった長時間労働への対抗的な社会運動として捉えられることはなかった。その理由として、労働運動とは労働組合が主導するものとして理解され、労働者の権利擁護は労働組合を通じて実現するとみなされてきたためであると考えられる³³。

これに対し、過労死をめぐる裁判闘争は労働者の権利擁護のためのもう一つの方法、すなわち「労働者が市民社会の一員として既存の法律や司法手続きを利用して、自らの権利を擁護する」方法を用いたものとして理解される³⁴。これらの裁判闘争は個別事例への事後的対応であり、個別の裁判闘争を取り上げて「過労死を予防する活動」と評することは難しいだろう。しかし、本研究を通じて明らかにするように、個別の裁判闘争の背後には原告を励まし裁判を支えていった様々な支援組織やネットワークが形成されていた。過労死という概念や現状への対抗手段を生み出したのがこれらの支援組織やネットワークであるという点に着目すれば、過労死闘争を支えた様々な組織の活動は現状に対する変革志向をもつものであり、「過労死を予防する活動」に連綿する社会的な試みであるといっていよう。以上より、本研究では「過労死のない社会の実現」という共通の目的をもった人々による集合的挑戦を、過労死問題に対する社会運動として取り上げることとしたい³⁵。ここでいう集合的挑戦とは、単一組織による活動を意味するものではなく、過労死問題の解決に向けて様々な人が自身の立場や過労死問題との関わり方に応じて取り組まれる幅広い活動を包摂する。それら全てを取り上げることにはできないにしても、過労死問題に対する社会運動を可能な限り幅広い視野で捉えていくことは、労働運動を労働組合中心に理解する従来の先行研究がもつ狭さを克服し、本研究が目的とする労働問題に対する新しい解決主体の形成の実態解明のためには有効であると考えられる。

過労死関連の研究としては、過労死問題に対する社会運動を法的論理や医学の面からに先導した川人博（弁護士）や上畑鍊之丞（医師）による一連の著作の他に、森岡孝二による労働時間研究や、R.S.ノースによる日本の市民社会の潮流に過労死問題に対する社会運動を位置づけた論考などが散見される³⁶。しかし、過労死問題そのものは「日本の労働にまつわる宿痾と見なされているわりには、専門の労働研究者によってさえ立ち入った考察の対象とされることはあまりなかった」³⁷。その意味で、過労死問題を研究対象として正

面に指定した研究は、熊沢誠『働きすぎに斃れて—過労死・過労自殺が語る労働史—』の刊行を待つことになる³⁸。本書では、労働者の生前の労働実態に焦点が当てられ、50件超の過労死・過労自殺事例の分析を通じて1980年代以降の日本における労働現場の実態が描き出された。

これら過労死に関する各分野の先行研究は、研究者自身が過労死問題に対する社会運動に関与している場合が多く、過労死の実態を踏まえた研究として本研究もこれらの研究成果に依拠するところが大きい。一方で、職場実態を含む過労死発生のメカニズムへの関心から被災労働者が研究対象に据えられる点や、過労死問題や社会運動の展開を代表的な過労死事件・判例を取り上げて跡づけているという点は、本研究とは異なる対象・方法をとっており、各分野の先行研究は本研究の問題関心に直接応えるものではない。

以上より、本研究は労働者本人ではなく過労死遺族を中心に据え、過労死発生のメカニズムの解明ではなく過労死発生後に生じる運動の展開に着目する。そして、過労死問題に対する社会運動に関わることで、不本意ながら過労死問題に巻き込まれた遺族が、他者との関係性の中で積極的な問題提起者へと変容していく主体形成の過程を、動的に描き出したい。

2. 本研究の方法および構成

本研究は以下のように構成される。

第1章では、おおむね1970年代から現在までの労働時間をめぐる状況について、政策・労働組合・家族の3つの観点に着目して明らかにする。ここで3つの観点を設定する理由は、本研究において労働時間は使用者と労働者との二者関係で規定されるものではなく、労働者の家族からの要請や政策、世論など、労働時間を増加させる社会的力と減少させる社会的力との複雑な拮抗関係によって規定されるものとして捉えるためである。

第2章では、過労死問題に対する社会運動の形成と展開について時系列に沿って明らかにする。本研究で取り上げる具体的事象として、最初に過労死問題の定義と統計上の推移を確認した上で、1970年代から過労死問題に対する社会運動が形成され展開される過程および現段階での到達点を、3期に分けて記述する。そのことを通じて、過労死問題に対する社会運動の中で専門家集団や遺族組織などのネットワークが重層的に形成されたことを明らかにする。

第3章では、過労死の遺族組織および組織を構成する遺族の実像について明らかにする。

ここで取り上げる遺族組織「過労死を考える家族の会」は現在全国9か所で結成されている任意団体で、合わせて200名超の過労死遺族によって構成されており、約20年にわたって活動を継続してきた組織である。本章では、各組織及び構成員である遺族に対する質問紙調査（悉皆調査）の結果を中心に、組織と個人の関係性に着目しつつ、遺族組織の状況と過労死遺族の活動の実態を明らかにする。

第4章では、2つの個別事例を取り上げ、収集資料やインタビューでの内容をもとに、過労死問題に巻き込まれた遺族が自身の過労死事件の解決後も継続的に過労死問題に関わっていく過程を、問題解決主体の形成過程として具体的に明らかにする。

第5章では、これまでの各章を踏まえて、過労死遺族が問題解決の主体として形成されていく過程について検討し、主体の形成を支えた基盤について考察する。

なお、本研究で言及するすべての過労死・過労自殺事件は、先行研究や報道等で被災者名・遺族名・企業名等が実名で記述・公開されている。これにのっとり、本研究でも原則として実名で記述する。また、第3章で扱う質問紙調査および第4章で扱う事例調査については、筑波大学大学院人間総合科学研究科における研究倫理審査の承認をうけたことを付記する³⁹。

【註】

- ¹ 遠藤公嗣編著『個人加盟ユニオンと労働NPO—排除された労働者の権利擁護—（現代社会政策のフロンティア5）』ミネルヴァ書房、2012年。橋口昌治『若者の労働運動—「働かせろ」と「働かないぞ」の社会学—』生活書院、2011年。
- ² 大串隆吉「労働者の権利と社会教育」（日本社会教育学会編『現代的人権と社会教育の価値（講座現代社会教育の理論Ⅱ）』東洋館出版社、2004年）、花香実「労働者教育」（「第4章 労働者教育・企業内教育・職業訓練」日本社会教育学会『現代社会教育の創造』東洋館出版社、1988年）など。
- ³ 社会政策学会編『働きすぎ—労働・生活時間の社会政策—（社会政策学会誌第15号）』、法律文化社、2006年ほか。
- ⁴ 労働者教育に関わる系譜の代表的なものとして、教養志向型・政治志向型・経済志向型・協調志向型・能力志向型の5分類（日本社会教育学会編『労働者教育の展望』東洋館出版社、1970年）、労働者教育・企業内教育・職業訓練の3分類（『現代社会教育の創造』前掲）、労働問題の教育・職業訓練／職業技術教育の2分類（大串隆吉「労働者の権利と社会教育」前掲）がある。
- ⁵ 編集委員会「序論 労働者教育の展望」『労働者教育の展望』（同上）、pp.1-11。
- ⁶ 花香（前掲）および大串（前掲）。
- ⁷ 例えば、野依智子『近代筑豊炭鉱における女性労働と家族—「家族賃金」観念と「家族イデオロギー」の形成過程』（明石書店、2010年）では、女性鉱夫が「主婦」へと変容していく過程で、坑内保育所・炭鉱主婦会・安全運動等がイデオロギー装置として作用

したことを明らかにしている。また、富永貴公「三池主婦会による家庭民主化の展開—生活の多元化に基づく労働の問い直し—」(『神戸大学発達科学部研究紀要』、第13巻第1号、2005年)では、労働の場の民主化を掲げて闘う夫たちが家庭においては非民主的にふるまうことに対して、主婦たちが異議申し立てを行う過程を明らかにしている。両者はいずれもジェンダーの視点から家族・主婦の問題を取り上げることを通じて、労働組合中心の労働者教育研究が看過してきた点の解明に取り組んだ歴史研究として評価される。

- ⁸ 阿久津一子「労働者教育と生存権—労働災害職業病闘争における教育学習活動の意義—」『日本社会教育学会紀要』No.8、1972年、p.90。
- ⁹ 同上、p.88。
- ¹⁰ 寺出浩司「余暇活動」日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』東洋館出版社、1989年。および同「余暇」日本生活学会編『生活学事典』TBSブリタニカ、1999年。
- ¹¹ 倉内史郎編『労働・余暇と教育—生活構造の変化は何を求めているか—』第一法規出版、1975年、p.109。
- ¹² 日本社会教育学会編『週休二日制・学校週五日制と社会教育』東洋館出版社、1993年。
- ¹³ 国立市公民館市民大学セミナー『主婦とおんな—国立市公民館市民大学セミナーの記録—』未来社、1973年。
- ¹⁴ 室俊司・清原桂子・千葉悦子「婦人問題と社会教育研究の課題」『現代社会教育の創造』(前掲)、p.310。
- ¹⁵ 島田修一「生活の新しい『社会化』を問う現代の家族問題」日本社会教育学会編『現代家族と社会教育』東洋館出版社、1988年、p.65。
- ¹⁶ 荒井俊子「『家族』を学ぶこと—学習テーマ・内容の検討—」『現代家族と社会教育』(前掲)。
- ¹⁷ ただし、共働きであっても女性のほうが家事時間が長いことや、女性の年齢別労働力率における「M字カーブ」が確認されることなどから、「長時間労働の夫と家庭的責任を担う妻」という図式は現在でも一定の説得性を有すると考えられる。
- ¹⁸ ヒューマンルネッサンス研究所編著『男たちのワーク・ライフ・バランス』幻冬舎ルネッサンス、2008年。多賀太編著『揺らぐサラリーマン生活—仕事と家庭のはざま—』ミネルヴァ書房、2011年。
- ¹⁹ 前田信彦『仕事と生活—労働社会の変容—』ミネルヴァ書房、2010年。
- ²⁰ 福尾武彦「社会教育と大衆運動」(日本社会教育学会編『都市化と社会教育』東洋館出版社、1969年)、井上英之他「住民運動と社会教育」(『現代社会教育の創造』前掲)、小林繁「住民運動の展開と社会教育」(社会教育基礎理論研究会編著『叢書生涯学習Ⅲ社会教育実践の現在(1)』雄松堂出版、1988年)ほか。
- ²¹ 吉田正純「社会運動研究における『文化的転向』以後の学習論の諸相」『京大大学生涯学習学・図書館情報学研究』vol.5、2006年、p.55。
- ²² 三輪建二「戦後日本の社会教育・生涯学習方法論」『現代ドイツ成人教育方法論—成人の日常意識とアイデンティティ—』東海大学出版会、1995年、p.391。
- ²³ 荻野亮吾「1970年代の住民運動における『公共性』構築過程に関する研究」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第49巻、2009年、p.129。
- ²⁴ 吉田(前掲)。
- ²⁵ 末本誠「成人学習における自己決定原理と生涯学習の組織化」日本社会教育学会編『成人の学習と生涯学習の組織化(講座現代社会教育の理論Ⅲ)』東洋館出版社、2004年、p.288。
- ²⁶ 日本社会教育学会編『成人の学習と生涯学習の組織化(講座現代社会教育の理論)』東洋館出版社、2004年。
- ²⁷ 中村香『学習する組織とは何か—ピーター・センゲの学習論—』鳳書房、2009年。日本

社会教育学会編『学びあうコミュニティを培う—社会教育が提案する新しい専門職像—』東洋館出版社、2009年ほか。

- ²⁸ 吉田（前掲）p.55。
- ²⁹ 荻野（前掲）p.129。
- ³⁰ 島田（前掲）pp.67-68。
- ³¹ 花香実「国民教育としての生涯学習」（1992年摺筆）『社会教育論（花香実著作集3）』大空社、2008年。
- ³² 大串（前掲）。
- ³³ 遠藤公嗣「新しい労働者組織の意義」『個人加盟ユニオンと労働NPO』（前掲）。
- ³⁴ 同上。
- ³⁵ 曾根中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編著『社会運動という公共空間—理論と方法のフロンティア—』成文堂、2004年。
- ³⁶ 川人博『過労死と企業の責任』（労働旬報社、1990年）、同『過労自殺』（岩波書店、1998年）他。上畑鍬之丞他（共著）『過労死とのたたかい』（新日本出版社、1989年）、『過労死サバイバル—仕事ストレスが心身を蝕む前に—』（中央法規出版、2007年）他。森岡孝二『企業中心社会の時間構造—生活摩擦の経済学—』（青木書店、1995年）、『働きすぎの時代』（岩波新書、2005年）他。Robert Scott North ‘Karo-shi Activism and Recent Trends in Japanese Civil Society : Creating Credible Knowledge and Culture（「反過労死行動と市民社会における最近の傾向—信頼できる知識と倫理的文化の生成—」）’, “Japanstudien” v.11, 1999.1, pp.79-103.
- ³⁷ 熊沢誠『働きすぎに斃れて—過労死・過労自殺が語る労働史—』岩波書店、2010年、pp.377-378。
- ³⁸ 同上。
- ³⁹ 2009年4月22日申請、2009年5月27日承認、記番号21-28。

第1章 労働と生活をめぐる政策・労働組合・家族の現状

本章では、労働時間のあり方に影響を与え、同時に労働時間のあり方に規定されるものとして、労働時間政策・労働組合・家族という3つの対象を取り上げ、概ね1980年代から現在までを射程に、それぞれの展開や現状について検討する。第1節では、長時間労働の恒常化と労働時間政策の展開について概観する。第2節では、長時間労働に対する労働組合の対応とその限界性について検討する。第3節では、長時間労働と労働者家族との関係について、新聞の投書分析と社会教育実践の分析を通じて検討する。

第1節 長時間労働の恒常化と労働時間政策の展開

1. 労働時間の推移

労働時間の推移を示すことは実は簡単ではない。事業所対象に行われる毎月勤労統計調査（厚生労働省）と、労働者対象に行われる労働時間調査（総務省）の結果が少なからず異なることは広く知られている。また、いわゆる持ち帰り残業や裁量労働制・在宅や社外での勤務など働き方が多様化する中での労働時間の把握方法、待機時間と労働時間の峻別など、労働時間概念の変容やその算定方法をめぐって議論がなされている¹。さらに、労働時間について検討するためには、単に労働時間の推移だけでなく、有給休暇の取得状況、賃金と残業手当の関係なども視野に入れる必要があるが、これらは本研究の目的からは離れることになる。そこで、必ずしも労働実態を正確に反映するものではないことを踏まえたうえで、毎月勤労統計調査（厚生労働省）を参照し労働時間の推移を大まかに把握したい。

毎月勤労統計調査によると、1960年には2432時間あった総実労働時間は、徐々に減少し、1992年に初めて2000時間を下回ると、2000年には1848時間、2010年には1798時間にまで減少した²。この趨勢を見ると、労働時間は確実に短縮されてきたことが指摘される。しかし、現状の数値をもって長時間労働が解消したという認識は一般にほとんどなされていない。なぜなら、総実労働時間の算出にはパートタイム労働者（非正規労働者）が含まれており、こうした総実労働時間の減少はパートタイム労働者の構成比の上昇が大きな要因になっているためである³。正規雇用者（一般労働者）だけを見るならば、年間総実労働時間は2000年以降一貫して2000時間を超え、2006年には2024時間に達している⁴。中で

も、子育て世代でもある30代男性の約2割が「過労死ライン」といわれる月80時間以上の時間外労働に従事している。したがって、年間総実労働時間の減少のなかで実際に生じていたのは、正規雇用者にとっては恒常的な長時間労働の蔓延であり、一方で労働者全体の2割超を占めるほどの非正規雇用者の増加であった。このことは『国民生活白書』（2003年）や労働政策審議会報告「今後の労働時間対策について」（2004年）等でも取り上げられており、今日では「労働時間の長短二極化」ないし「働き方の二極化」として広く認識されるに至っている。以上より、労働時間をめぐる問題は1990年代前半頃までは一律の労働時間短縮を意味したが、今日的には「労働時間の長短二極化」「働き方の二極化」へと変化していること、かつその中で長時間労働の恒常化は一貫して課題となっていることが看取される。

このような労働時間をめぐる現状は、社会全体にとっての労働時間短縮が余暇時間のアンバランスな配分となって具現化していることを示している。たとえば、夫の労働時間が減少せず共稼ぎが一般化するまでの間に「専業主婦世帯においては、妻の全労働時間（家事労働を含む—引用者注）が夫を下回る関係が実現した」ことが斎藤修によって指摘されており、余暇時間を多く配分された代表的存在として専業主婦層をあげることは妥当であろう⁵。さらには、強制的余暇すなわち失業者ないし半失業ともいうべき不安定雇用の増加が、日本では若年層に集約されるかたちで顕在化している⁶。

このような状況に鑑みると、労働時間は経済発展に伴って自然に減少するものであるとはもはや言い難いことは明白であろう。例えば、森岡孝二は、1980年代以降世界の労働時間が増大に転じていることを認め、その背景として高度資本主義の4つの特徴（グローバル資本主義・情報資本主義・消費資本主義・フリーター資本主義）を指摘している⁷。すなわち、労働時間は、経済発展とともに自動的に減少するわけではなく、また労使二者の間で決定できるものでもない。実際には政府、企業、労働組合、世論などさまざまな社会レベルで労働時間を増加させる勢力と減少させる勢力とが拮抗し、「両者の力関係でその時々々の趨勢が決まってきた」ものとして労働時間を捉えることができるのである⁸。本研究はこのような労働時間理解に基づいて、過労死問題に対する社会運動を労働時間を減少させる社会的力の一つとして位置づけ、長時間労働に対する問題解決主体の形成について論じることにしたい。

2. 労働時間短縮にむけた政策動向

上記で示した長時間労働は、1970年代後半からの経済低成長への対応として企業の経営合理化の促進によって恒常化してきたとされる⁹。1980年代になって国際経済摩擦の解消という課題を諸外国から突き付けられた政府は、これを経済構造の調整によって対応しようとする。1986年、中曽根康弘首相（当時）の諮問機関である「国際協調のための経済構造調整研究会」がまとめた報告書（通称「前川リポート」）において、外需依存型から内需主導型の構造に転換することが提言され、その中で「欧米先進国並みの年間総労働時間の実現」が言及された。1988年5月には『世界とともに生きる日本—経済運営5カ年計画』において年間総労働時間を1800時間にすることが明記され、労働基準法の40年ぶりの改正により、週48時間労働制から週40時間労働制へと改定された。また、1993年には公務員に対する完全週休二日制が採用され、1992年9月からは月1回学校週五日制が導入されることにより、週休二日制の社会づくりが進行していった。

このような一連の労働時間短縮推進政策は、内需拡大のための自由時間の確保という政治的意図を包摂しつつ、国家主導で取り組まれたものであった。一方で、その背後には経済的繁栄を謳歌しているにもかかわらず、豊かさを実感できない現在の生活様式への根本的な懐疑が国民の間に広がっており、労働時間短縮に向けた社会的機運がそのような国民の生活実感に支えられていた側面は看過できない。この時期、経済価値を求めて効率を競う生き方や社会のあり方に対する問題提起が「豊かさ」論として多方面から展開された¹⁰。「豊かさ」論で問題にされたことは、労働時間の問題に限らず、居住環境や教育問題、高齢期の生活問題など多岐にわたっていた。このような「豊かさ」論の隆盛は、日本が戦後の復興から経済的繁栄に至る過程において経済効率を優先することで失われた価値に対し、経済や教育といった個別領域からではなく、人々の生活実感に基づきながら生活ないし人生全体を総合的に捉えなおそうとした試みであったと評される。

「豊かさ」の価値転換を含む議論は、社会教育学にも反映された。労働時間短縮に関わる一連の施策とその影響を正面から取り上げた日本社会教育学会編『週休二日制・学校週五日制と社会教育』（1993年）において、末本誠は農業労働を除いて労働・職業を通じた人間の発達や学習の課題が社会教育研究・実践に入りにくい現状を批判的にとらえたうえで、1970年代から国際的に注目された「労働の人間化」論を教育学的に検討した¹¹。また、大串隆吉は環境醸成という社会教育法に規定された社会教育行政の任務に鑑みて、労働行政のみならず社会教育行政も労働時間短縮とのかかわりを検討すべきであるとの課題提起

を行った¹²。社会教育学にとって、労働時間短縮やそれを具現化した週休二日制社会への転換は、単なる余暇活用にとどまらず、「豊かさ」論が包含する新しい価値志向性に基づいて労働と余暇の相互関連性を捉えなおし、労働や生活のあり方をいかに再構築していくのかを課題とし、労働時間短縮の機運によって余暇増大社会を積極的に展望したものであったといえるだろう。

しかし、1990年代前半にバブル経済が崩壊しその後不況下に入ると、「豊かさ」をめぐる議論は霧散し、労働時間短縮の機運は急速に解消されることになる。今日的に見れば、1980年代後半からの労働時間短縮への機運や「豊かさ」論の隆盛は経済的繁栄を前提にしたものであり、経済的繁栄に比肩するようなオルタナティブな価値を創造するものにはなりえなかった。このことは、1980年代後半から1990年代前半にかけて隆盛した労働時間短縮の機運や「豊かさ」論の限界性として指摘される。

1990年代からの長期にわたる不況の中で、労働時間政策においては労働時間短縮に代わり、労働時間の弾力化が次第に中心的位置を占めていくことになる。日本経営者団体連盟『新時代の「日本的経営」』（1995年）に示されたように、企業は労働時間の弾力化及びそれによる働き方の多様化の推進を主張した。その背後には、労働時間の長さ（量）ではなく労働の成果に応じて処遇を行う成果主義賃金制度等の導入・拡大や、テレワーク（情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）の拡大による「労働時間」と「非労働時間」の境界の曖昧化などが挙げられた¹³。産業界からの要請を受けて、政策上でも裁量労働制の拡大や派遣労働の拡大が法改正を通じて推進された¹⁴。さらに、導入が試みられた日本版ホワイトカラーエグゼンプションは労働時間管理の対象外となる労働者を拡大する内容を含んだものであり、大きな議論を呼んだ¹⁵。これらの政策によって推進された労働時間の弾力化は、いずれも労働時間規制の緩和を伴うものであった点が着目される¹⁶。

さらに労働時間政策は、少子化対策と交錯する。少子化対策は、出生率「1.57ショック」（1990年）を契機に喫緊の政策課題として登場した。施策の内容は、当初働く母親を対象に仕事と家事・育児の両立支援に主眼を置くものであった¹⁷。こうした少子化対策が大きく転換されたのは、2002年の「少子化対策プラスワン」においてである。本施策では「男性を含めた働き方の見直し」が柱の一つに据えられ、ワーク・ライフ・バランスの観点を含んだ取り組みへの転換が提言された。これをふまえて、2003年には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方公共団体や事業主に対して次世代育成支援の取り組みを実施す

のための具体的な行動計画の策定が求められるようになった。さらに、「働き方の見直しは、これまで労使の自主性に委ねられていたことから、社会的な広がりには欠けて」いたという反省のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（2007年12月）が「政府や有識者に加え、経済界、労働界および地方のトップで協議、合意」された。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で描かれた追求すべき社会像は、「①就労による経済的自立が可能な社会」、「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3点である。労働時間に関しては②が重要であり、ワーク・ライフ・バランス施策は長時間労働の恒常化に対してどのように歯止めをかけられるかという課題に取り組む新しい施策として期待された。

しかし、好況下で取り組みが始まったワーク・ライフ・バランス施策は、その後のいわゆるリーマン・ショック後の不況下で明らかに低調となっている。加えて、現行のワーク・ライフ・バランス施策は「③多様な働き方・生き方」の選択・実現へと焦点化される傾向にあり、その中で「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」の実現に関わる具体的な施策はほとんど見いだせないことが指摘されている¹⁸。「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」の実現の方途が、労働時間の短縮ではなく労働時間の弾力化に置き換えられていくことは、現状の正規雇用者を中心とした長時間労働や非正規雇用者の働き方が「多様性」の一つとして肯定されていく可能性が指摘される。

以上より、国家主導による労働時間法政策として、1980年代には内需拡大を視野に入れた「ゆとりある生活の実現」が提唱され、その後は労働時間規制の緩和、少子化対策としての働き方の見直しという社会的要請を受けつつ展開されてきた。特に1990年代以降、産業界の要請のもとで労働時間規制の緩和を伴う労働時間の弾力化が急速に推進されていることが指摘される。

3. 労働者の健康と労働時間政策

一方で、2000年代に入ると労働者の健康と労働時間との関連性が政策課題として取り組まれ、労働時間政策は労働安全衛生政策と交錯することになる。その背景には、長時間労働による労働者の健康障害が社会問題化してきたことがあげられる。統計的には、正規雇用の労働時間が年間2000時間を超える高止まり状況にあることが改めて注目され、中でも20代後半から40代前半の男性の週間就業時間60時間以上の割合が2割を超える状況が続いていることが指摘された¹⁹。また、うつ病等の精神障害の増加や、仕事に関して強

い不安やストレスを感じている労働者が6割を超えるなど、労働者への精神的負荷の拡大やそれによる健康障害の実態も明らかになってきた。

このような中で、長時間労働の問題性を象徴的に表した過労死・過労自殺問題は、労働者の健康と労働時間の関連性を知らしめる上で一定の社会的インパクトを与えたことが指摘されている。すなわち、「労災補償分野から提起されてきた過労死・過労自殺問題は、労働安全衛生分野において過重労働対策を政策課題として大きくクローズアップすることとなり、特にその中で長時間労働の健康への悪影響が改めて確認されたことにより、労働時間政策と安全衛生政策を深く交錯させるに至った²⁰」とされているのである。

労働者の健康障害の蔓延と深刻化に対応して、労働行政は2000年8月にメンタルヘルス対策である「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」(労働基準局長通達)、2002年2月に過重労働対策である「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(行政指導通達)をそれぞれ通達した。これらを端緒として、職場における過重労働対策・メンタルヘルス対策施策は今日まで一貫して展開されている。

労働時間と労働者の健康との関連性の重視は、法改正にもあらわれた。2005年の時短促進法改正では、労働時間短縮の目的が「労働者のゆとりある生活の実現」から「労働者の健康で充実した生活の実現」と書きかえられた²¹。労働時間短縮が1980年代後半に展開された「ゆとり」や「豊かさ」といった理念的な目的から「労働者の健康」というより具体的な目的へと焦点化されたのであり、ここから労働時間短縮は1980年代後半には必ずしも明確でなかった労働者の生命や健康確保という観点から再び今日的な課題として注視されていることが指摘される。

以上より、1980年代後半に「ゆとり」「豊かさ」を掲げて取り組まれた労働時間政策は、1990年代前半のバブル経済崩壊以降、働き方の多様化をめざす労働時間の弾力化と労働者の健康確保のための労働時間規制・管理の確立強化という2つの軸を内包して展開していることが明らかになった。この2軸は本質的に対立するものではない。しかし、厚生労働省「過重労働・メンタルヘルスの在り方に関する研究会」報告書で「どのような働き方であろうとも労働者の健康の確保は事業者の最低限の責務である。ましてや働き方の多様化等に起因して労働者の安全と健康の水準が後退することは、あってはならないことであり、労働者の健康確保をさらに進めていくことが求められている」とあえて言明されたように、現実には対立的・二者択一的な関係になりうるものとして捉えられる²²。

労働時間が労働者の生命や健康に決定的な影響を与えるものであることは、知見としては自明であり古典的であるとさえいえる。しかし、本章冒頭で述べたように、労働時間が現実には拮抗する社会的諸勢力の力関係の趨勢によって規定されることに鑑みれば、労働時間政策において労働者の生命・健康確保が常に第一命題として把握されていたとは言い難い。労働者の健康確保のための労働時間短縮という観点が政策の前面に明確に登場するのは2000年代になってからであり、「今や労働時間を生命や身体・精神の健康に関わる労働安全衛生という枠組みで捉えられることが強く求められるに至っている²³」という現状把握は、さまざまな勢力の拮抗関係の中で共有されてきた労働時間をめぐる今日的合意として理解されるものといえるだろう。

第2節 長時間労働に対する労働組合の対応と限界

1. 長時間労働に対する企業内組合の対応

労働時間を短縮させる社会的力のうち、もっとも古典的・中核的な勢力が労働組合であることは論をまたない。そのことは、8時間労働をめざす労働運動が西欧各国の労働組合によって闘われてきた歴史的蓄積からも確かであり、そのような経緯を経て西欧において労働組合は「労働時間を制御する社会的メカニズムの中の一つの重要な主体²⁴」に組み込まれてきた。

一方、周知のように日本では「企業内組合」が日本的経営の特徴の一つとされるように、労働組合の主流は大企業男性正社員を中心とした企業内組合であった。男性稼ぎ主型家族が標準とされた日本社会にあっては、男性労働者にはもっぱら家族賃金を稼ぎ一家を支える役割が期待された。そのため、労働者自身の要求は賃金水準の維持向上や身分保障が優先され、残業手当への経済的依存とも相まって、相対的に労働時間短縮への関心は低かった。結果として、「長時間労働を受容はしても、労働者の生活のためにそれを短くしようとする動きはほとんど内部から出てこなかった²⁵」のである。

このような状況はそのまま労働組合運動の内容にも反映された。日本における長時間労働に対する労働組合運動への評価は、概ね次のように総括される。「わが国の労働組合運動も、週40時間、週休二日制等を統一要求として掲げたことは事実であるが、具体的に労働時間の短縮をいかなる手段で実現するか、その際に法定労働時間を主とする基準法改正についていかなる改正案を用意し、その実現をはかるか、という点では具体的なプログラム

を全く出していなかった。つまり、時間短縮のイニシアティブを本来とるべき労働運動は、わが国の場合、全く立ち遅れていたのである²⁶。ここから、日本では労働組合は労働時間を短くする社会的メカニズムとしての機能をほとんど発揮してこなかったこと、そしてそのような状況は労働時間の短縮に対して関心や要求が低い大企業男性労働者の立場を反映したものであったことが指摘される。

2. 過労死・過労自殺に対する労働組合の対応

企業内組合において労働時間への関心が全般的に希薄であっても、企業内で労働者が死亡し過労死・過労自殺の可能性が疑われる場合、それが企業内の他の労働者にも起こりうる共通のリスクとして受け止められ、企業内組合が原因究明や労働環境の改善を求めて積極的に対応することは十分に想定される。実際に、企業内での過労死の発生を受けて企業内組合が職場の実態調査を行い企業に対して改善要求を求めた事例や、労災認定申請を行う過労死遺族に対して企業内組合が支援を行った事例も複数認められる²⁷。また、過労死に対して先駆的に取り組んでいた労働組合として、新聞労連（日本新聞労働組合連合）や自公総連（全国自動車交通労働組合総連合）、化学一般（化学一般労働組合連合）の名前が残されている²⁸。しかし、企業内で過労死・過労自殺の疑いのある労働者の死亡が発生した場合、企業内組合は総じて消極的態度をとることが多く、労災として認定された後であっても、過労死・過労自殺に対して労働組合は一貫して消極性であることが多い。

なぜ企業内組合は、企業内の過労死・過労自殺に対して消極的なのであろうか。企業内組合の消極性を「傍観」と表現した熊沢誠は、企業が過労死・過労自殺を「傍観」する理由を次のように説明する。企業内組合は、計画段階において生産量、要員、賃金予算について経営側から包括的に意見を聴取されている。そのため、計画の実行段階になると、「すでに意見を聴かれている」労働組合は「特定の個人と上司（中略—引用者）の間に生じうる、個人ノルマ、残業量、残業計算などをめぐるトラブルや苦情に介入する立場にない」という距離を置く。個人を対象とする成果主義が導入される中で、労働組合は仕事量・要員・残業等に関する「個人処遇」には基本的に関わらなくなっており、「組合は総じて個人の受難に寄り添うことをやめている」と指摘されている²⁹。この状況は、組合が経営に対して補完機能を果たしていることを示しているが、「残業削減、労働密度軽減、労働内容改善、職場の人権尊重など、組合に固有の立場から要求を突きつける」という経営に対するチェック機能を果たしているとは言い難いことが看取される。

さらに、熊沢は50件超の事例検討を通して、企業内組合が過労死問題を「傍観」する傾向が1990年代に入って著しいことを指摘する。同様に、1970年代から「過労死」という用語を用いて現状を学術的に提起してきた上畑鍬之丞（医師）も、1990年代後半以降、過労死遺族の労災申請の活動支援に取り組む労働組合がほとんどなくなっていることに言及する³⁰。このことは、過労死問題が一般に知られるようになり、長時間労働による労働者の健康障害防止対策が政策課題として認識されるようになってからも、過労死・過労自殺発生後の企業内組合の対応には積極的な変化が見られないことを意味している。

労働組合の消極性に対する批判は、過労死遺族や弁護士から繰り返されてきた。たとえば、藤本正（弁護士）は「過労死は使用者だけの責任ではない。それを阻止できなかった労働組合にも、道義的責任はあるはずである。それにもかかわらず、労働組合が安全問題についての追及も満足にできないで、災害が起こってから『それは使用者の責任だ』と口だけで叫んでいる³¹」と労働組合の対応を厳しく批判している。このような状況の中で、2004年5月および2007年7月に2つの過労死事件において、企業内組合を相手取り「組合員の権利擁護義務違反」を問う裁判が起こされたことは特筆に値する³²。過労死を「傍観」する企業内組合の消極性を「労働組合としての債務不履行」と見なし、組合員の死に対して労働組合の責任を直接問わんとする過労死遺族の登場は、企業内組合が長時間労働および過労死・過労自殺に対する問題解決の回路としての機能を果たしていない現状を傍証しているといっていよう。

以上より、長時間労働に対して企業内労働組合の対応は消極的であったこと、個別の過労死事件に対しても同様で、過労死問題が一般に知られるようになってからも労働組合の消極性には変化がなく、長時間労働および過労死問題に対する解決主体としては十分に機能していない状況にあることが明らかになった。

第3節 長時間労働と家族の関係

1. 労働時間を増加させる力としての家族

労働者にとって、家族に対する責任や家族からの要求は、その内容次第で労働時間を増加させる力にも短縮させる力にもなりうる。日本においては、高度成長期以降「男性が主たる稼ぎ手であり妻は主に家事・育児等を担う（べき）」という性別役割分業に基づいた男性稼ぎ主型の家族が前提とされ、かつ再生産されてきた³³。男性稼ぎ主型の家族モデルは

「男性が家族賃金を得ようとして超過勤務を歓迎する³⁴」状況を生み出すために、結果的に家族は労働時間を長くする社会的な力として機能することが多い。

男性労働者に多くみられる会社や仕事を優先する価値観・生活様式が有する特性や問題性が「会社人間」研究として取り込まれる一方で、相対するものとして家庭的責任を一手に引き受ける妻の孤立や家庭崩壊の実態が1980年前後から指摘されてきた³⁵。社会学を中心にした家族研究では、「恒常化した長時間労働を労働者のみならず家族も受け入れているのはなぜか」という観点から研究が蓄積されてきた。笹谷春美は、企業が妻に対して「労働者が『会社人間』として家庭の雑事に煩わされることなく仕事に専念し、企業の意のままに働けること、それを可能にする家庭、さらにはこのような家庭を維持し、きりもりする配偶者の役割」を期待し、「妻にとっても、夫を介して私生活を豊かにする可能性を抱くことができた」という状況を作り出すことによって、企業は「妻をも企業一家の一員とし取り込む努力を怠らなかった」と指摘する³⁶。

また、山崎嘉比古は「これまで、家族、特に妻を長時間労働や遅い帰宅の影響を受ける先あるいは受難者としてのみみてきた」ことに対し、「妻が夫の長時間残業・遅い帰宅を半ば仕方がないものと受容し、中には一生懸命働く夫を肯定的にさえ受け止める傾向」を明らかにし、性別役割分業が日本の労働者の長時間労働を安定的に支えていることを指摘した³⁷。木本喜美子も、企業社会の犠牲を一方的に引き受ける被害者としての家族把握を批判し³⁸、労働者家族を対象にした調査を通じて、「夫＝父親の家庭不在とひきかえに成り立つ豊かな生活の保障がありさえすれば、家族の側も相当したたかに（長時間労働による夫の家庭不在）状況を受容し、適応しているのではなかろうか。『犠牲者』として痛めつけられているというよりも、独自の対応力を持っており、企業社会の論理に巻き込まれ従属しつつもこれに適応し、企業社会体制を下支えする面を看過することはできない」と結論した³⁹。山崎・木本はいずれも家族が労働者の長時間労働を可能にする要因として機能していることを指摘し、長時間労働ないしそのような働き方を要求する企業と家族とが補完関係にあることを明らかにしている。

家族が一方で長時間労働によって男性労働者が稼ぐ家族賃金に依存することで物質的に豊かで安定した生活を享受しており（「企業と補完関係にある家族」）、もう一方でその代償として男性労働者の家庭不在を受容し家族で共有されるはずの時間や経験を手放している（「受難者としての家族」）という2つの家族把握は、家族の置かれた状況を説明するものとして正鵠を得ている。しかしまた、個々の家族にとってはこのように簡単に割り切れる

ものでなく、むしろその2つの側面の狭間で葛藤を抱えているのではなかろうか。以下では、労働者の長時間労働に対する家族の反応とその意味について考察するために、新聞の投書分析をおこなう。

2. 投書分析にみる家族の葛藤と告発

ここでは、1985年から2006年の22年間に朝日新聞に掲載された「働きすぎ」または「過労死」というキーワードを投書の見出しまたは本文中に含む投書を分析対象とする⁴⁰。朝日新聞を対象とした理由は、全国紙主要3紙に掲載された上記条件に合致する投書計331件のうち、260件が朝日新聞に掲載されものであり、両キーワードの初出も朝日新聞であったためである。また、1985年は「過労死」という用語が初めて新聞の投書で用いられた年である。

1) 「働きすぎ」を含む投書より

「働きすぎ」を含む投書65件は、日本が長時間労働によって貿易黒字を稼いでいることは不公正だという欧米からの批判（以下、働きすぎ批判）に対する読者の反応であり、働きすぎ批判に同調的な投書24件と反発的な投書18件という対立的な2つの立場に大別された（図1-1）⁴¹。

働きすぎ批判に対する同調的な投書のうち、「告発」（8件）は過酷な労働条件への疑問・批判、健康に対する不安、目に見える形での健康悪化や具体的な発病・突然死に言及するものである。例えば、「昨年私の父は亡くなりました。突然死です。働きすぎたのです。休みの日も会社へ行き、私と遊んでくれる暇なんてありませんでした

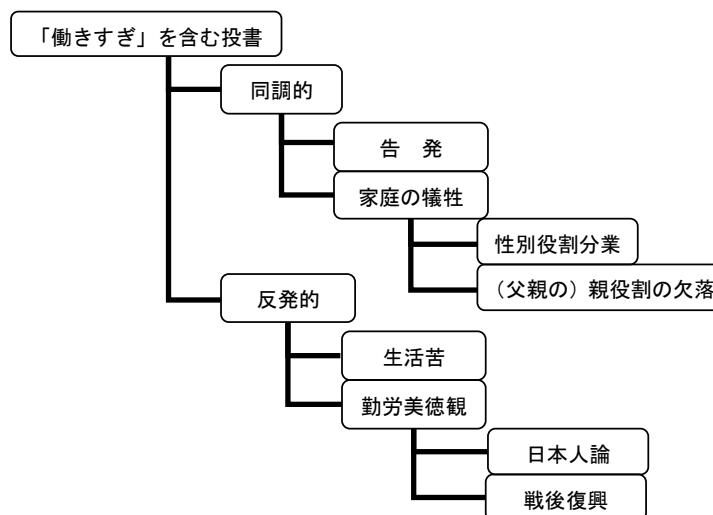


図1-1 投書分類結果（「働きすぎ」）

（2001/10/08）」などがある。また、働きすぎの帰結として「家庭の犠牲」（7件）を主張する投書では、「『休めない日』に夫が、ひいては男が休まずに済むのは、それを下で支え

てくれる便利な人がいるからこそなのだ。それを担っているのが、主婦や妻である女たちだ（1991/08/26）」など性別役割分業の問題と、「父親のいない食卓は寒々としている。そんな父親不在の不安定さは、育ちゆく子供たちの心に影響を与えずにはおかない（1992/03/16）」など、（父親の）親役割の欠落という問題が含まれている。「告発」および「家庭の犠牲」に分類された投書 15 件のうち、13 件が女性からの投稿である⁴²。

これに対し、働きすぎ批判に反発的な投書 18 件は主に 2 つの理由に基づいている。一つは、投稿者自身の「生活苦」（6 件）である。彼らは、「外国から何と言われようと働かなければ生活は成り立たない（1992/03/16）」のように自らの厳しい生活実態を訴える。生活苦を訴える投書は主に農業従事者や自営業者によるものであり、いわゆるサラリーマン以上に過酷な自らの労働実態を訴え、働きすぎが問題になること自体に対して「極限すれば、ぜいたくな要求としか思えない（1992/03/16）」と反発する論調になっている⁴³。もう一つは、「勤労美德観」（8 件）を理由にした反発である。そこでは、一生懸命働くことは賛美こそされ批判される行為ではないとし、「日本人は働くことを美德としている国民である（1992/03/02）」や「今や世界中で一生懸命働ける民族は日本人だけなのかもしれません（1992/01/12）」にみられるように、勤勉は日本人の尊ぶべき特性であるという主張が展開されている。さらに、勤労美德観を支えている国民的経験として、廃墟から今日の経済的繁栄を築いたという戦後復興への自負が強く意識されている。この傾向は「敗戦後の焼け野原から立ち上がったのも、日本人が寝食を忘れて働いた結果ではないか（1992/03/09・70 歳）」や「穏やかな余生を送っていると『働きすぎ』をせざるを得なかった当時が、むしろ懐かしい（1992/03/23・73 歳）」など、特に高齢者に多くみられる。「勤労美德観」にもとづく投書 8 件のうち 7 件が男性からの投書となっている。

時系列で見ると、「働きすぎ」を含む 65 件の投書のうち 1988 年から 1992 年までの 5 年間では、働きすぎ批判に同調的な投書計 17 件、反発的な投書計 18 件とほぼ同数で拮抗している。1993 年以降は反発的な投書は掲載されておらず、同調的な投書のみが掲載されていく。

2) 「過労死」を含む投書より

「過労死」を含む投書 195 件の全体的な傾向としては、年を経るにつれて既婚男性の問題から若年層や女性の問題へと対象が拡大していったこと、労災認定基準や不払い残業という過労死問題に直接関係する労働問題から、医師・教師など特定の職種の労働実態に着

目するものや、過労死と失業との並存を問題にするものなど、様々な論点を加えて論じられるようになっていったことが看取される⁴⁴。「過労死」を含む投書の内容は多岐にわたり、「責任」・「告発」・「生活スタイル」・「労働環境」・「社会運動（労働運動・市民運動等）」・「その他」に分類された（図1-2）。以下では家族との関連が深い「責任」（8件）と「告発」（38件）に分類された投書を取り上げる⁴⁵。

過労死をめぐるまず読者間に論議が生じたのは、「過労死の責任を何（誰）に求めるのか」という点であった。そこでは、本人や家族にその責任を求め個人的な問題として過労死をとらえる立場と、企業や行政・労働組合の状況によってもたらされた社会的な問題として過労死をとら

える立場とが対立的に主張されている。たとえば、「過労死するまで『自分の体と相談しなかった』ご当人の責任以外のなにものでもないと感じます（1989/12/09）」という投書に対して、「個人の健康は、労働条件の中に入っていないような雰囲気、それこそ、倒れて意識でも失わない限り、自分の意思で休むことなどできない。それを個人の責任にしたら、過労死した者は浮かばれまい（1989/12/16）」という反論が掲載されたり、「健康に限界を感じながら出勤して行く本人は、自殺行為ではないのか。激務を知らながら会社に送り出す家族は、過労死の共犯者ではないのか（1991/12/21）」という主張に対して、「『過労死の共犯者』かもしれない家族の一員として言いたい。（中略-引用者）経営者の考えが変わらない限り、また、国が他の先進国並みに労働時間の短縮や長期休暇を義務づけない限り道は開けない（1991/12/25）」という反論が掲載されている。これら2つの立場が直接に論を交えたのは1993年までである。それ以降、本人や家族の責任を直接問う投書は登場しない。ただし、「告発」に分類される投書の中で、「夫を見ていると、壮年期の突然死や過労死が他人事とは思えない。妻は黙って見守るしかないのだろうか（1992/04/05）」や「死ねば間違いなく過労死だと思いながら、やきもきするだけで何もできない悔しさ。健康を損ねて当然、の状況が目の前にありながら家族として阻止する手はないのでしょうか

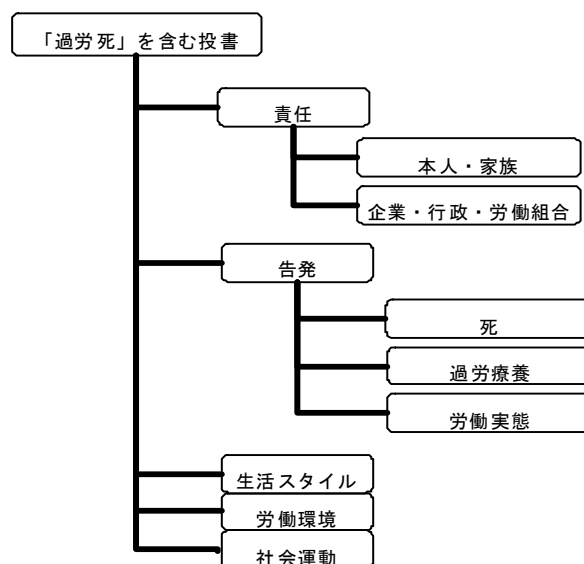


図1-2 投書分類結果（「過労死」）

(1995/12/15)」などのように、家族としての責任や役割について家族自身が自問する声が続いていく。一方で、企業や行政の責任は「労働環境」に分類される投書の中でより具体的に問われ、また、労働組合の責任は労働組合批判として「社会運動（労働運動・市民運動等）」に分類される投書の中で問われていく⁴⁶。

「告発」に分類される投書は、他の分類のものに比して1980年代後半から一貫して存在している。告発の内容は、すでに労働者が死亡している場合、労働者が発病し療養している場合、現在の労働実態を告発する場合の3つがあり、告発38件のうち労働実態を告発する場合は29件と圧倒的に多い。これらは、現在の労働者の状況に対して「過労死するのではないか」という危機感にもとづいた投書であるといえる。では、労働者の状況に対してそのような危機感をもっているのは誰か。労働実態を告発した投稿者の家庭内の立場に着目する。労働実態を告発する投書29件のうち、労働者本人が自らの労働実態を告発した投書（本人→本人）は1件（1991年）にとどまる。これに対し、妻が夫の労働実態について告発する投書（妻→夫）は21件で1988年から掲載されている。母親が子（息子／娘）の労働実態を告発する投書（母→子）は6件で、2000年に初めて登場する。また、2005年には子が父親の労働実態を告発する投書（子→父）が初めて登場する。反対に、夫が妻の労働実態について（夫→妻）、あるいは父が子（息子／娘）の労働実態について告発するという投書（父→子）はひとつもない。ここから、労働者の働きすぎに対し危機感を持って問題提起しているのは、労働者本人よりもむしろ家族であること、なかでも妻や母など女性が中心であるという傾向を読み取ることができる。

3. 家族による問題提起の可能性

投書分析を通じて、明らかになったことは以下のとおりである。まず、働きすぎ批判に対する農業従事者や自営業者による「反発」が示唆するように、長時間労働はあくまでも雇用労働者の問題として論じられてきた。その背景には、長時間労働が使用者と被使用者という雇用関係の中で起きており、使用者の責任と被使用者の人権という観点からの問題提起が可能であったことが指摘されている⁴⁷。したがって、農業従事者や自営業者が長時間労働下に置かれたとしても、その責任を問う対象が不明瞭であるという理由によって、長時間労働という問題の射程に位置づけられにくい状況がある⁴⁸。

また、労働者本人による労働実態の告発は極めて少ない。その背後に長時間労働や疲労によって労働者本人に身体的・時間的制約があるのは当然だが、むしろ企業による成果主

義的な個人選別と労働組合の「個人処遇」からの撤退の中で、労働者は企業内での生き残りをかけた競争的適応を迫られていることが考えられる⁴⁹。すなわち、労働実態を告発し現状を変えようとするよりも、沈黙し既存の働き方に適応して職場で生き残ることの方が、労働者にとっては現実的な対応策となっている状況が推察されるのである。さらに、少なくとも1990年代前半までの時期は、「働きすぎ」が労働問題としてではなく「勤労美德観」など日本人の特性として説明され、日本社会固有の文化の問題としてある意味で正当化する言説が見られた。それにより、長時間労働が本来持っていた労働問題としての問題性は、日本人や日本文化の後景に退いていたことが指摘できる。

沈黙する労働者に対して、投書のなかで際立っていたのは家族による問題提起の多さであり、かつその内容の共通性であった。少なくとも投書の中では、労働者の長時間労働によって豊かな生活が享受できることを理由に、長時間労働の現状を是認する主張は見られない。家族は労働者の長時間労働に対して、このままでは労働者の健康や家族の生活が破壊されるという危機感から、長時間労働の問題性を認識し積極的に声をあげていた。ここから、働き方の現状に内在する問題性を発見し、投書という行動を通じて異議申し立てをする家族の存在を見出すことができる。長時間労働の非人間性を告発する妻に対して「素朴であるがゆえに幅広く、しかも着実に、人間らしさが問われ、それを奪っている事態の本質への目は鋭い⁵⁰」という島田修一の評価は、このような家族による問題提起の可能性を評価するものとして読み解くことができるだろう。

産業民主主義の下では労使自治の尊重が原則であり、労働問題は基本的に労使間で解決されるべき問題とされる。そのため、職場を基盤にした問題提起を可能にするために、労働者教育では労働者性の獲得が教育目的として追及されてきた。現行の労働環境への競争的適応に迫られている労働者の状況からすれば、労働者教育の必要性は正当である。しかし、投書分析から示唆されたのは、家族という立場から労働の現状に対して異議申し立てがおこなわれているということであった。換言すれば、現代において企業社会に組み込まれ企業との補完関係に位置付けられた家族もまた、労働のあり方に規定される存在であり、それゆえ生活問題となる労働問題に対して異議申し立てをおこなう存在として定位されるということが、可能性として明らかになった。

4. 社会教育講座「過労死を防ぐために」の試みと帰結

労働と生活をめぐって家族が抱える矛盾や葛藤は、家族問題に関する学習課題としてと

らえられる。長時間労働を取り上げた社会教育講座の試みとその帰結を具体的に検討するために、1990年に東京都葛飾区水元社会教育館で実施された成人講座「過労死を防ぐために」を取り上げる⁵¹。管見の限り、この講座は過労死問題を直接取り上げ、かつ全国的に報告された唯一の社会教育実践である。

講座「過労死を防ぐために」は、解決が急がれているのに社会的フォローが少ない課題を取り上げ、問題解決につながるような講座を区民に提供しようという趣旨から企画された。当時担当職員であった遠藤清子は、報道を通じて過労死弁護団全国連絡会議（過労死110番ネットワーク）の活動を知り、過労死問題をテーマに据えた学習講座を企画した。過労死弁護団からの紹介によって、過労死問題の第一線で活動している弁護士や医師を講師として招いている。また、当時葛飾区の保健師の研究会が過労死問題を取り上げた勉強会を実施しており、講座は保健師の協力を得て健康度・過労度チェックや血圧等の測定など健康診断を盛り込んだ内容で実施されることとなった。以上のような経過を経て、1990年3月に5回にわたる成人講座「過労死を防ぐために」が開講に至る（表1-1）。

講座の企画段階において、遠藤は過労死問題と家族を結びつけて考えていたわけではない。事業計画書では、企画のねらいとして「近年社会問題

表1-1 成人講座「過労死を防ぐために」プログラム

	テーマ	講師
1	働きすぎと働き方	神奈川大学 助教授
2	過労死がこんなに増えている	北千住法律事務所 弁護士
3	あなたの過労度チェック	水元保健相談所 保健婦
4	体のしくみと疲労回復	千葉健生病院 医師
5	あなたの心配にお応えします	弁護士／医師

(講座案内チラシより転記)

化してきている過労死について考え、参加者の自己診断を行い、日常の見直しの契機とする」と記されている⁵²。また「当事者はまだ働いている時間ですから、対象は『妻』であろうと予測しつつも、できるだけ当事者にも参加を呼びかけたい」と、以前から集会室を利用していた労働組合とその関連組織30団体に案内チラシを送付している⁵³。しかし、結果的に労働組合関連からは一人の参加も得られず、実際の参加者は自営業やパートで働く主婦を中心とした16名であった。

講座の中では、家族単位で問題を解決できなくなったときにしわよせを受ける女性がまず声をあげることの大切さや、労災認定に向けて労働者本人の働き方を明らかにしなければならないのに家族が何も知らないこと、家族の協力や援助など社会的サポートの欠如と過労死には関連があることなど、過労死問題に関連する家族の問題が各講師から提起された⁵⁴。これらを受けて、最終回では話し合いのテーマとして「家庭の崩壊を防ぐために地

域で何ができるか」が設定された。話し合いの様子を、遠藤は『成人講座通信』(No.5)で次のようにまとめている。「『過労死』として現れる問題が、別のところで違った現われ方をしていることにも気がつきました。つまり、『過労死』というのは問題の構造の深刻な一部分と言えます。地域のなかで、家庭の崩壊を防ぐ取り組みが必要だと言う問題提起の意味について皆様の共通の理解ができたように思います⁵⁵」。

さらにこの実践を振り返って、遠藤は1991年12月9-10日に行われた東京都特別区社会教育主事会婦人教育研究会の宿泊研修(自主研修)において、「『過労死を防ぐために』のとりくみから一女性問題から考える働きすぎ社会の中の家族」と題する報告をおこなっている。そこでは、家族のあり方が経済構造に組み込まれており、そのなかで妻は結果として夫の働きすぎに積極的に加担していること、家族の関わり方が生きていくよりどころになっていないことを問題点として指摘した。そして、妻たちへの問題提起というかたちで、「元気そうに見える主婦たちの活動の底の浅さ」、すなわち個人的な趣味教養への傾斜を批判的に指摘し、妻は「夫が死んで一番困る立場」で「生活のあり方を見直す位置」にあるからこそ、過労死問題を解決できる立場にいるのは唯一妻だけであることを提起している⁵⁶。

この講座が実施された1990年は、過労死という用語が社会的に認知されはじめた初期であり、過労死が文化の問題として説明されていた時期に該当する⁵⁷。そのような時期に、過労死問題に対する社会運動に直接かかわっていた弁護士等を講師に据え、過労死問題を学習課題化したという先駆性は、改めて特筆される。ほぼ同時期に出された論考では、家族問題に関する省察や話し合いによる学習活動の中で、妻が夫の長時間労働の現状に対しては諦観に近い言及をしており、長時間労働それ自体が動かしがたい前提として語られる傾向が指摘されている⁵⁸。これに対して、本講座は長時間労働という現状を、前提ではなく克服されるべき社会問題として学習課題に据えたものであった。そして本講座での学習は、結果的に過労死問題の解決を担う存在としての家族の重要性を再発見していくプロセスを生んだ。遠藤は、過労死問題の解決ないし予防の糸口を家族に見出し、家族をその役割を担う存在として積極的に位置づけようと試みたのである。そのことは、労働問題を生活問題として捉え直すことで、労働問題の解決主体を労働者や労働組合に限定しない発想として高く評価されてよい。

一方で、本講座では、過労死問題に対して家族の役割が強調され「家族のあり方を考える学習」に帰結した結果、過労死の家族責任論に転化する危うさを内包することになった。

このような危うさを内包することになった理由としては、この講座が先駆性であったことの代償として、過労死問題が生起する社会的諸関係への洞察が不十分のまま、直接的な問題解決が志向されたためであると考えられる。家族責任の強調は、夫の長時間労働によって実質的に生計を支えられている妻が、夫の健康や生活破壊への危機感を感じるほどに、「妻は黙って見守るしかないのだろうか」「家族として阻止する手はないのでしょうか」と妻としての役割や責任への自覚を強め、「やきもきするだけで何もできない悔しさ」を感じて葛藤を深めることになり、自己完結的な循環から抜け出すことはできない。性別役割分業や家族問題をめぐる学習が家族内の関係性や個人の意識改革という枠内にとどまっていると批判され、それに対して「家族のあり方を考える学習をこえて、家族のあり方を考えることを余儀なくさせる生活全体の問い直しの学習の必要性⁵⁹」や「家族問題は家庭内の問題にとどまらず、経済・社会の状況と密接にかかわり合い、その意味で家族問題はまた社会問題であるといった認識をもつことが必要である⁶⁰」という指摘がなされてきた。本講座を通じて、家族に関わる問題を家族のあり方の問題として閉じ込めないような学習のあり方を問うことの困難さが改めて提起されたといえることができるだろう。

以上、労働と生活をめぐる状況として、政策・労働組合・家族の3つの観点から長時間労働の現状と課題について明らかにしてきた。これを踏まえて、次章以降では長時間労働の象徴として登場する過労死問題に焦点化することとしたい。

【註】

- ¹ 道幸哲也・開元英幸・浅野高宏編『変貌する労働時間法理―「働くこと」を考える―』法律文化社、2009年ほか。
- ² 田中誠二（厚生労働省労働基準局労働条件政策課長）「わが国の労働時間の現状と今後の課題について」『Business Labor Trend』2011年5月号、労働政策研究・研修機構、p.8。
- ³ 「働き方の改革「元年」―労働時間の適正化にどう取り組むか―」『Business Labor Trend』2008年8月号、労働政策研究・研修機構、p.2。
- ⁴ 同上、p.3。
- ⁵ 斎藤修「農民の時間から会社の時間へ―日本における労働と生活の歴史的変容」および田中洋子（座長報告）「労働時間の過去・現在・未来」社会政策学会編『働きすぎ―労働・生活時間の社会政策―（社会政策学会誌第15号）』法律文化社、2006年。
- ⁶ 若者と職業、貧困については、小杉礼子・宮本みち子らによる豊富な研究蓄積がある。また、2000年代に隆盛した若者による労働運動については、橋口昌治『若者の労働運動―「働かせろ」と「働かないぞ」の社会学―』生活書院、2011年が詳しい。
- ⁷ 森岡孝二『働きすぎの時代』岩波書店、2005年。

- ⁸ 斎藤修（前掲）p.8。
- ⁹ 浪江巖「労働時間管理の今日の特徴と背景」社会政策学会編『現代日本の労務管理』法律文化社、1992年ほか。
- ¹⁰ 暉峻淑子『豊かさとは何か』岩波書店、1989年。労働大臣官房政策調査部編『勤労者生活の豊かさを求めて—勤労者生活の長期展望と労働政策の課題（2000年の労働シリーズ7）』、1987年ほか多数。
- ¹¹ 末本誠「社会教育問題としての労働・余暇—『週休二日制社会』の構図—」日本社会教育学会編『週休二日制・学校週五日制と社会教育』東洋館出版社、1993年。
- ¹² 大串隆吉「余暇産業と社会教育の課題」『週休二日制・学校週五日制と社会教育』（同上）。
- ¹³ 佐藤彰男『テレワーカー「未来型労働」の現実—』岩波新書、2008年。
- ¹⁴ 労働者派遣法は、1996年改正（派遣の対象業務の拡大）、1999年抜本改正（禁止業務以外は原則自由）、2003年改正（全面的解禁）という形で規制緩和が行われた。
- ¹⁵ ホワイトカラーエグゼンプションの提起と帰結については、例として濱口桂一郎『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ』（岩波書店、2009年）など。
- ¹⁶ 佐藤彰男（前掲）など。
- ¹⁷ 「育児休業等に関する法律（育児休業法）」（1991年成立）、エンゼルプラン（1994年）、「少子化対策推進基本方針」（1999年）など。
- ¹⁸ 小澤考人「日本版ワーク・ライフ・バランス施策の現状と課題—欧米との対照に基づく『憲章』の検討を中心として—」社会文化学会編『社会文化研究』第11号、京都社会文化センター、2009年。
- ¹⁹ 小倉一哉『エンドレス・ワーカーズ—働きすぎ日本人の実像—』日本経済新聞出版社、2007年。
- ²⁰ 濱口桂一郎「EU労働法政策における労働時間と生活時間—日本へのインプリケーション—」『働きすぎ』（前掲）、p.33。
- ²¹ 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（時短促進法・1988年制定）第1条、および時短促進法を改正した労働時間等の設定に関する改善特別措置法（2005年制定）第1条。
- ²² 「過重労働・メンタルヘルスの在り方に関する研究会」報告書、厚生労働省、2004年8月（http://www.jtuc-rengo.or.jp/roudou/roudouanzen/data/02_b.pdf、2011年7月28日取得）。
- ²³ 濱口「EU労働法政策における労働時間と生活時間」（前掲）、p.36。
- ²⁴ 田中洋子「長時間労働の歴史・現在・未来」『働きすぎ』（前掲）p.69。
- ²⁵ 田中洋子（同上）。
- ²⁶ 白井泰四郎「労働時間法制改正をめぐって」『日本労働協会雑誌』第339号、1987年。また、労働時間短縮が進まなかった理由として、職場の雰囲気や病気休暇制度の不完全さゆえに年次有給休暇が未消化であること、余暇施設・余暇サービスの価格の高さによる余暇抑制や、「働きがい」論の強さなどの要因も指摘されている。神代和欣「労働時間短縮のすすめ—1800時間は達成されるか—」『日本労働協会雑誌』（同上）などを参照。
- ²⁷ 例えば「全国過労死を考える家族の会」編による2冊の手記集では、複数の事例で労災申請に関する企業内組合の支援について言及がある。また、職場集団による自主的な被災者の勤務実態調査や、組合による被災者の勤務実態調査の事例もみられる。以下の手記集を参照。全国過労死を考える家族の会編『日本は幸福か—過労死・遺された50人の妻たちの手記—』教育史料出版会、1991年。同編『死ぬほど大切な仕事ってなんですか—リストラ・職場いじめ時代に過労死を考える—』教育史料出版会、1997年。
- ²⁸ 松丸正「大阪過労死問題連絡会のあゆみ」『道標—田尻俊一郎過労死問題意見書集』大阪過労死問題連絡会発行、1998年、p.254。ただし詳細は不明。
- ²⁹ 熊沢誠『働きすぎに斃れて—過労死・過労自殺の語る労働史—』岩波書店、2010年、p.361。
- ³⁰ 上畑鍊之丞『過労死サバイバル—仕事ストレスが心身を蝕む前に—』中央法規出版、2007年。

- ³¹ 藤本正『ドキュメント「自殺過労死」裁判—24歳夏アドマンの訣別—』ダイヤモンド社、1996年、p.223。
- ³² 「問われはじめた過労死の労組責任」『ひろばユニオン』2007年9月号、労働者学習センター、pp.46-47。および『週刊金曜日』2008年2月1日号（688号）、株式会社金曜日、p.24。
- ³³ 1980年代は男女雇用機会均等法（1985年制定）など女性の社会進出が見られる時期であるが、大沢は男性稼ぎ主型を前提とした社会システムが仕上げられたのを1980年代としており、男性稼ぎ主型家族モデルが放棄されたわけではないと指摘する（大沢真理「男性稼ぎ主」型から脱却できるか—社会政策のジェンダー主流化— 社会政策学会編『新しい社会政策の構想—20世紀的前提を問う—（社会政策学会誌第11号）』法律文化社、2004年）。
- ³⁴ 大沢（同上）、p.57。
- ³⁵ 斎藤茂男『妻たちの思秋期—ルポタージュ・日本の幸福—』共同通信社、1982年。
- ³⁶ 笹谷春美「労働者家族の夫婦」布施晶子・清水民子・橋本宏子編『双書現代家族の危機と再生1・現代の夫婦』青木書店、1989年。
- ³⁷ 山崎嘉比古「ホワイトカラーにみる疲労・ストレスとライフスタイル」『日本労働研究雑誌』No.389（1992年5月号）、日本労働研究・研修機構、pp.13-14。
- ³⁸ 「被害者としての家族」把握として、木本は渡辺治『企業支配と国家』（青木書店、1991年）および広瀬清吾「いま、何が問題か」（東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』第6巻、東京大学出版会、1992年）を挙げる。木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会—ジェンダー・アプローチの模索—』ミネルヴァ書房、1995年、pp.167-168参照。
- ³⁹ 木本喜美子「日本型企業社会と家族の現在」基礎経済科学研究所編『日本型企業社会と家族』青木書店、1995年、p.94。
- ⁴⁰ 検索には、朝日新聞高速記事検索サービス「聞蔵2ビジュアル」（<http://database.asahi.com/library2/>）、読売新聞有料新聞記事データベース「ヨミダス文書館」（<http://www.nifty.com/yomidass/>）、毎日新聞有料新聞記事データベース（<http://www.nifty.com/QMSK/>）を利用した（検索日2007年5月5日）。朝日新聞では検索機能として分類による検索が可能であったため、「投書」に分類される記事を範囲とした。読売新聞・毎日新聞両紙については分類による検索機能がないため、全国版読者投稿欄名（読売新聞「気流」・毎日新聞「みんなのひろば」）を検索条件に加えた。したがって、家庭欄等に掲載された投書については、朝日新聞では分析対象に含むが、読売新聞・毎日新聞では分析対象に含まれていない。「働きすぎ」または「過労死」を含む投書をすべて取り出したため、育児による過労死や子供の過労死など、本稿の趣旨とは異なる文脈で本キーワードを使用している投書は、内容分類では「その他」に分類した。なお、投書の引用は（年/月/日）で提示する。
- ⁴¹ 「働きすぎ」を含む投書の検出件数は74件であるが、検索で記事閲覧ができないものを除き、分析対象は65件となった。分析対象65件の性別内訳は、男性32件、女性28件、不明5件である。内容分類で、同調的にも反発的にも分類されない「その他」23件には、働きすぎ批判を「外圧」ということに対して自主性の欠如を指摘するものや、働きすぎを是正するための提案を行うものなどが見られた。
- ⁴² 「同調的」に分類された投書のその他には「在日外国人による働きすぎ批判」等がある。
- ⁴³ この投書に対し、「国民年金も、健康保険も、8時間労働も、有給休暇も、昔からひとりであつたものではなく、日本も含めて世界の勤労者が要求し、獲得したものである。働かなければ食べていけないという消極的な加藤さん（1992/03/16—引用者）の考え方は、あまりにも固定的すぎるように思われる（1992/03/30）」という反論が掲載されている。
- ⁴⁴ 「過労死」を含む投書の検出件数は256件であるが、検索で記事閲覧ができないものを

除き、分析対象は188件となった。分析対象188件の性別内訳は、男性84件、女性93件、不明11件である。

- ⁴⁵ 全体の分類結果は以下の通り。「労働環境」51件、「告発」38件、「生活スタイル」24件、「社会運動（労働運動・市民運動等）」11件、「責任」8件、「その他」56件。「その他」には、「主婦の過労死」「子どもの過労死」など、本研究でいう過労死問題には該当しない用例が含まれる。
- ⁴⁶ 「労働環境」で言及された内容は以下16項目にわたる（労災認定基準／サービス残業・残業代／上司・経営者／有給休暇／団体生命保険／企業風土／女子保護規定撤廃／通勤苦／日本的経営／職種別労働実態／中小企業・自営業／労使関係／自殺／二極化（過労死と失業の併存など）／ワークシェアリング／裁判判決）。また、「社会運動（労働運動・市民運動等）」では、労働組合活動についてと、過労死問題に対する社会運動についてである。
- ⁴⁷ 朝倉隆司「過労死（解説・労働用語50）」『日本労働研究雑誌』No.408（1994年1月号）。
- ⁴⁸ 農業従事者については、「農夫症」問題や農林漁業従事者に多かった循環器疾患死亡の研究が「過労死」につながる疲労・過労研究として認識されている（『現代のエスプリ（ストレスと過労死）』No.290、至文堂、1991年9月）。
- ⁴⁹ 熊沢（前掲）p.363。
- ⁵⁰ 島田修一「生活の新しい『社会化』を問う現代の家族問題」日本社会教育学会編『現代家族と社会教育』東洋館出版社、1988年、pp.67-68。
- ⁵¹ 遠藤清子「成人講座『過労死を防ぐために』にとりくんで」社会教育推進全国協議会編『月刊社会教育』No.417（1991年3月号）、国土社、pp.18-22。なお、以下の記述はこの実践報告に加え、2007年7月10日に筆者が実施した担当職員（当時）に対するインタビュー調査および担当職員所有の資料調査に基づく。
- ⁵² 成人講座「過労死を防ぐために（仮）」事業企画書より。
- ⁵³ 遠藤（前掲）p.19。
- ⁵⁴ 遠藤（前掲）p.22。
- ⁵⁵ 「成人講座通信」No.5、水元社会教育館発行、1990年4月6日。
- ⁵⁶ 遠藤による研修会報告メモより（1991年12月9日付）。
- ⁵⁷ 1990年頃の状況については、「過労死」『朝日キーワード1989』（朝日新聞社、1988年、pp.198-199）、藤本正『ドキュメント「自殺過労死」裁判』（前掲）などを参照。
- ⁵⁸ 荒井俊子「『家族』を学ぶこと—学習テーマ・内容の検討—」『現代家族と社会教育』（前掲）。
- ⁵⁹ 島田（前掲）p.65。
- ⁶⁰ 山本和代「現代家族と社会教育の研究視点—家族問題学習との関連で—」『現代家族と社会教育』（前掲）。

第2章 過労死問題に対する社会運動の形成と展開

本章では、過労死問題に対する社会運動の形成と展開過程を明らかにすることを目的とする。第1節では、過労死の定義と遺族に対する公的補償制度を概観したうえで、本研究で用いる社会運動の時期区分を明らかにする。第2節では、時期区分にしたがって過労死問題に対する社会運動の展開過程を論述する。それを踏まえて、第3節では重層的ネットワークの形成とその教育的機能について考察する。

第1節 過労死問題とは何か

1. 過労死の定義

過労死は「過度な仕事の原因の労働者の死亡（広辞苑〔第6版〕）」を意味する用語として一般的に用いられているが、学術的に厳密な定義を与えられることは稀である¹。その理由の一つとして、過労死という用語が「もともと一家の大黒柱を失い、明日の生活の不安に直面した家族の労災認定運動から生まれた²」社会医学的な疾病概念であることが指摘される。労働者の突然死には心筋梗塞やくも膜下出血など臨床医学上の病名が付されるため、「過労死」はいわゆる病名ではない。過労死という用語は、突然死の原因として過重労働を主張する社会運動の中で派生したものである。したがって、過労死の定義はそれ自体が争点であり、労災認定の権限を有する労働行政（厚生労働省）と幅広い労災認定を求めてきた社会運動とで過労死の定義や範疇は大きく異なっている。

厚生労働省によると、「業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患」が過労死に該当し、具体的な対象疾病としては脳血管疾患（脳内出血・くも膜下出血・脳梗塞・高血圧性脳症）および虚血性心疾患等（心筋梗塞・狭心症・心停止・解離性大動脈瘤）に限られる³。これに対し、過労死に対する労災認定運動を先導してきた過労死弁護団全国連絡会議（後述）は、過労死の定義として「仕事による過労やストレスが原因となって、脳・心臓疾患、呼吸器疾患、精神疾患などを発症し、死亡または重度の障害を残すに至ること」を用いる⁴。両者を比較すると、対象疾病の範囲や発病による重度障害を含むか否かについてなど、大きな相違が看取される。

また、後述するように、1990年代に過労による自殺が顕在化した当初、「自殺過労死」という言葉が用いられた。以降現在まで、過労自殺は過労死の一類型として捉えられるこ

とが多い。例えば、熊沢はいわゆる脳・心臓疾患等に「狭義の過労死」をあて、それに過労自殺を含んだものとして「広義の過労死」を用いている⁵。過労死という概念の射程は外延化されてきており、過労死とはさまざまな過労死・過労自殺事例が過労死問題に対する社会運動を通じて集約されるなかで帰納的に形成されてきた概念として理解される。

本研究は、過労死が顕在化し社会問題化していく過程を明らかにするために過労死問題に対する社会運動に焦点化する。社会運動の中で提起されてきた多様な病名や状況の事例の包摂を可能にするため、本研究では過労死を以下のように定義する。すなわち、本研究が対象とする過労死とは、労災請求や認定の有無を問わず、労働者の突然死および自殺が過重労働に起因するとして遺族や弁護士等によって法的または社会的に異議申し立てがなされた労働者の死亡・重度障害をさす。この定義に従うと、過労死の可能性がありながら労災認定請求や企業の責任追及等がなされず表面化することのなかった突然死・自殺事例は本研究の対象から外れることになる。本研究では、なんらかの異議申し立てがなされた事例に限定して分析の俎上にのせることとしたい。

2. 遺族に対する公的保障制度と数的動向

労働者の突然死・自殺が「過労死」であったという社会的承認を得るための具体的な方法は、国から法的に労災認定を受けることである⁶。労働者災害補償保険法に基づく保険給付の手続きは、被災者本人または遺族によって労災認定申請が管轄の労働基準監督署に提出されることから始まる⁷。過労死であるか否かを問う請求人は遺族であり、換言すれば遺族によって問われない限り労働者の死亡は過労死として顕在化することはない。さらに、労災の「業務起因性」の立証責任は請求人である遺族に求められるため、遺族が勤務実態に関する証拠や証言を集めることになる。一方、申請を受けて労働基準監督署では関係者への聞き取り調査等を行い、最終的に労働基準監督署長がその死が業務上のものか否かを判断する。その際の判断基準になるものが、脳・心臓疾患等の場合は「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について」（基発第1063号、以下「認定基準」）、自殺の場合は「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（基発第544号、以下「判断指針」）である⁸。労働基準監督署で労災として認められなかった場合、第二段階として各都道府県の労働者災害補償保険審査官に対する不服審査請求、第三段階として国家の労働保険審査会に対する不服再審査請求が制度化されている。加えて司法では、労災の不支給決定をおこなった労働基準監督署長を相手に労災認定

請求訴訟（行政裁判）という手段がとられ、これも地方裁判所—高等裁判所—最高裁判所の三段階が想定される。

次に、過労死の数的動向を概観する。過労死・過労自殺数は、労災認定数、労災請求数、潜在的な過労死・過労自殺数という3つの把握がありうる。このうち、最も少ないのが労災として認定された労災認定数であり、次いで遺族が労災申請を行った労災認定請求数である。これらは、統計データが完備されていないという点で不十分ではあるが、おおよそ統計上で全体を把握することが可能である。

表2-1からは、趨勢として1980年代から時期を追うごとに労災請求数・労災認定数が増加していく傾向が確認される。また、労災認定数については明確な画期を見いだすことができる。二重線で示したように、過労死の場合は1995年と2002年に労災認定件数の著しい増加がみられ、特に2002年は脳・心臓疾患による死亡（過労死）の認定件数が前年の58件から160件に増加している。また、過労自殺の場合は1999年を境に増加傾向が加速する。これらの認定数増加はそれぞれ過労死・過労自殺の労災認定基準の緩和を反映したものである（後述）。

一方で、過労死と思われるすべての事例が労災申請請求されるわけではない。労働者の死が過労死・過労自殺である可能性があっても、遺族が労災申請請求を行わなかったり、過労死・過労自殺の可能性を認識していなかった場合、該当する遺族が存在しなかった場合など、統計上には顕在化しない過労死が存在すると考えられる。例えば川人博（弁護士）は1980年代末の人口動態統計における脳・心臓疾患や重患の喘息による職業別・年齢別死亡者数などを検討して、過労死者数は「年間一万人を超え、（死には至らなくても発症による—引用者注）重度障害を含めると数万人規模に達している」と推定する⁹。また、過労自殺について熊沢は1988年から2005年のうち「勤務問題」を原因とする自殺者数が年平均1,431名であること、かつ警視庁による自殺統計で「いつも最多の原因である平均14,492人の『健康』のなかにも、次位の原因である『経済・生活問題』のなかにも、勤務に起因する鬱病自殺（過労自殺—引用者注）がふくまれていないとはいえない」と言及する¹⁰。これらの指摘は、労災請求・認定数が過労死の実態を表しているとは言えないことを示唆しており、過労死問題に着目する上でこのような潜在的な過労死・過労自殺が広範に存在している可能性を念頭におく必要がある。

表2-1 過労死・過労自殺の労災請求・認定数の推移

年度	脳・心臓疾患の労災		うち死亡		年度	精神障害等の労災		うち自殺(含未遂)	
	請求	認定	請求	認定		請求	認定	請求	認定
1988	676	29			1988	8	0	4	0
1989	777	30			1989	2	1	2	1
1990	597	33			1990	3	1	1	1
1991	555	34			1991	2	0	0	0
1992	458	18			1992	2	2	1	0
1993	380	31			1993	7	0	3	0
1994	405	32			1994	13	0	5	0
1995	558	76			1995	13	1	10	0
1996	578	78			1996	18	2	11	1
1997	539	73			1997	41	2	30	2
1998	466	90			1998	42	4	29	3
1999	493	81			1999	155	14	93	11
2000	617	85		45	2000	212	36	100	19
2001	690	143		58	2001	265	70	92	31
2002	819	317		160	2002	341	100	112	43
2003	742	314	319	158	2003	447	108	122	40
2004	816	294	335	150	2004	524	130	121	45
2005	869	330	336	157	2005	656	127	147	42
2006	938	355	315	147	2006	819	205	176	66
2007	931	392	318	142	2007	952	268	164	81
2008	889	377	304	158	2008	927	269	148	66
2009	767	293	237	106	2009	1136	234	157	63
2010	802	285	270	113	2010	1181	308	171	65
2011	898	310	302	121	2011	1272	325	202	66

注1) 熊沢(2010) p.19の表1-1「過労死・過労自殺の労災請求と件数」をもとに、一部データを厚生労働省発表に基づいて加筆した。

3. 過労死問題に対する社会運動の時期区分

過労死問題に対する社会運動は1980年代後半から約20年の蓄積を有する。過労死問題を通史的にとらえた先行研究においては、管見の限り以下3つの時期区分が用いられている。まず、50件超の過労死・過労自殺事例の検討を行った熊沢誠は、過労死問題の展開について連続的とはしながらも、1980年代から1990年代前半を「前期」、1990年代後半から現在までを「後期」に大別し、「前期」では脳・心臓疾患による過労死事例、「後期」では鬱病に起因する過労自殺事例を取り上げている¹¹。熊沢による研究は過労死・過労自殺事例から職場環境や労使関係、労働者の心性等について考究し、現代日本の労働史の一端と

しての過労死問題を描くものであり、過労死問題に対する社会運動を直接の分析対象にするものではない。そのため、状況把握として1990年半ばを境に過労死と過労自殺に大別されるという見解は本研究でも肯定されるが、この区分をそのまま社会運動の時期区分として援用することはできないと考えられる。

過労死問題に関わる運動組織を対象にした時期区分としては、2つの先行研究が見られる。弁護士を中心とした過労死110番全国ネット・過労死弁護士全国連絡会議（後述）は、1988年4月から2008年6月までを対象に自らの運動の歩みを全7期に区分している。すなわち、「電話相談殺到（1988年4月～1990年3月／第一期）」「家族の会（遺族組織—引用者注・後述）結成（1990年5月～1991年11月／第二期）」「損害賠償・行政訴訟の増加（1992年3月～1994年／第三期）」「団体保険（団体生命保険—引用者注・後述）（1995年2月～1997年5月／第四期）」「自殺の激増と『精神障害・自殺』認定基準改正（1997年9月～2000年11月／第五期）」「脳・心臓の認定基準改正と認定数増加（2001年2月～2004年12月／第六期）」「行政訴訟・民事訴訟の勝訴相次ぐ（2005年2月～2008年6月／第七期）」である¹²。画期とされているのは個別事件における労災認定や裁判判決などが中心で、それぞれ2年程度の各時期の状況や課題を端的に示してはいるものの、社会運動そのものの性質変化や転換を意味する区分とはなっていない。

一方、夫を亡くし過労死遺族として1990年から過労死問題に対する社会運動に関わっている中畠清美は、遺族組織「過労死を考える家族の会」（後述）を対象に、その活動を全4期に区分している。すなわち、第一期として「家族会発足、労災・訴訟、啓発活動へ全力的な取り組み、二次的な生活問題（1989年～）」、第二期として「過労自殺問題への取り組み（1995年～）」、第三期として「心のケアへの意識的な取り組み、家族会内部の活動が充実（2002年～）」、第四期として「広範な労働問題への取り組み（2006年～）」である¹³。中畠は関西圏の遺族組織を中心にほぼ全期にわたり実際の活動に関わってきた立場にあり、過労死問題に関わる運動組織内部からの実感を反映した時期区分として着目に値する。ただし、各時期の特徴を根拠づける具体的な活動内容や画期とする年号の根拠などの提示が不十分であること、第三期と第四期はともに現在まで続くとされており時期区分としては精度に欠けること、中畠の関わった関西圏の遺族組織を対象にした時期区分であり、他の地域の遺族組織全般に一般化できるかどうか不明なこと等の限界性が指摘される。

以上を整理すると、過労死・過労自殺の数的動向からは、少なくとも労災認定数には明確な画期があり、それが労災認定基準の緩和を反映したものであることが明らかになった。

また、過労死問題に対する運動を対象にした先行研究の時期区分からは、弁護士組織や遺族組織という組織別の立場から時期区分が試みられており、各時期の活動の特徴や課題を把握する上では有効であるといえる。さらに、両者に共通するような明確な画期が見られないことから、社会運動自体が極めて連続的に展開してきたことも看取される。しかし、両者の時期区分はあくまでも各組織の活動を反映した時期区分であるため、過労死問題に対する社会運動の全体像を描く上でそのまま適用することはできない。

そこで本研究では、川北稔が社会運動の役割として提示した「被害の集合化」「問題の可視化」「原因の社会化」という3つの観点を踏まえて、過労死問題に対する社会運動の時期区分を試みることにしたい¹⁴。川北は「問題は自然に認知されるのではなく、『発見』する主体を必要とする」という立場から、社会運動が形成される過程で果たしている役割について1960年代のアメリカにおけるラルフ・ネーダーによる欠陥自動車の告発運動を事例に整理している。川北によると、問題の発見はそれまで例外的なもの・個人的なものと考えられていた「被害の集合化」から始まる。被害が集合化され始めると、次いで個人や集団による苦情申し立てや告発を通じた「問題の可視化」が取り組まれる。苦情申し立てには、「国会議員に政策を実施してほしいと手紙を書くことや市役所に苦情を申し入れる事、新聞に意見広告を出すことや記者会見を召集すること¹⁵」など多様な方法がとられるが、不可視の社会問題を問題として提起するにはその問題に取り組む人物や組織が必要となるため、社会運動と呼ばれる継続的な活動が形成されることになる。さらに、社会問題の原因が個人の不運や自己責任などに回収される状況に対して、社会運動は原因に対する解釈の変更、すなわち「原因の社会化」を要求し、問題に対する解決策の変更も迫ることになる。川北が用いた欠陥自動車の告発運動に即せば、交通事故の責任が運転者にあるという問題への認識のもとでは、運転者のモラルやスキルを向上させる「個人の教育」が行われるが、結局「個人の責任を問うばかりで自動車や道路の設計の問題を視野に入れることがない¹⁶」。これに対して、ラルフ・ネーダーによる欠陥自動車の告発運動は問題の原因を社会の側に見出し、国家レベルでの安全基準の制定・施行を要求することで新たな法規制を実現させていったと説明されている。

「被害の集合化」「問題の可視化」「原因の社会化」という3つは、社会運動の役割として示されたものであり、単純に社会運動の発展段階の説明を意図したものではない。実際の社会運動は同時期に複数の役割を内包しながら展開されることになる。しかし、3つのうちの役割に最も重点があったかという点に着目することで、過労死問題に対する社会

運動のおおよその時期区分が可能であると考えられる。以上より本研究では、過労死問題に対する社会運動を 1970 年代から 1987 年までの「被害の集合化」期、1988 年から 2001 年までの「問題の可視化」期、2002 年以降を「原因の社会化」期として 3 つに大別する (図 2-1)。

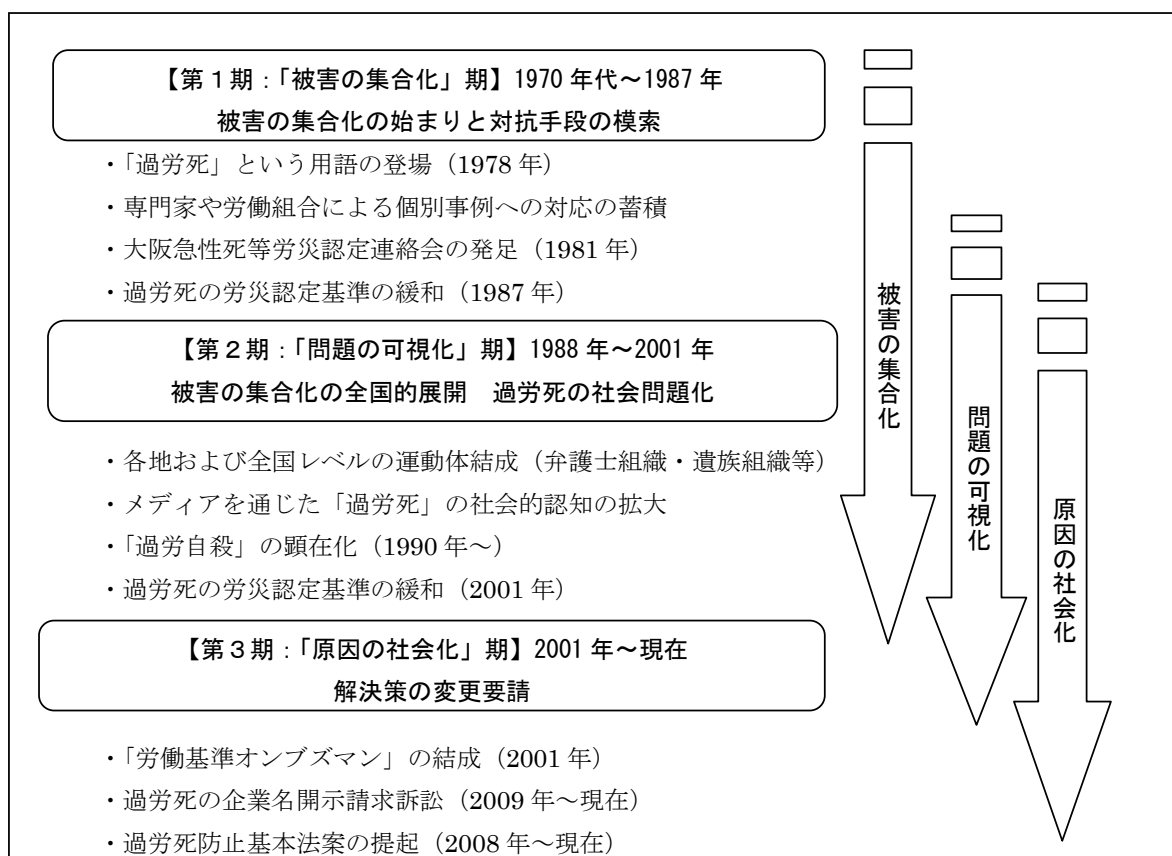


図 2-1 過労死問題に対する社会運動の時期区分 (筆者作成)

1970 年代から 1987 年を指す「被害の集合化」期は、労働者の突然死について「被害の集合化」が始められる社会運動の萌芽期である。具体的には、一部の専門家や関係者がネットワークを形成し、「過労死」という用語を生み出しながら対抗する相手と対抗手段の模索がなされる時期である。組織としては弱小で地域限定的であるため、社会的なインパクトはほとんど有していない。また、先行研究では弁護士組織・遺族組織ともに組織結成前にあたるため、時期区分の対象外になっている。しかし、過労死問題に関する社会運動の展開を踏まえるならば、その後の社会運動の核となる人物・組織が登場しており、本研究では萌芽期として積極的に位置づける。

1987 年 10 月、過労死の労災認定基準が緩和される。これを画期として、1988 年から 2001

年までを「問題の可視化」期とする。約20年間の社会運動の期間のうち半分以上を占めるこの時期は、各地で過労死問題に関わる運動組織が次々と結成され、被害の集合化の全国的展開とともに社会における過労死の社会問題化が進む時期である。労災認定請求と企業責任追及という、過労死問題にとって基本型といえる手段を確立した時期として評される。

「問題の可視化」期の終焉は、1999年の過労自殺の労災認定に関する「判断指針」の通達、および2001年の過労死の労災「認定基準」緩和により、過労死遺族に対する事後的な制度的救済がある程度確立された点に見出すことができる。

2001年以降、過労死問題に対する社会運動は徐々に次なる「原因の社会化」を提起する段階へと舞台を移しはじめる。「原因の社会化」期と称したこの時期には、それまでに確立してきた労災認定による事後的な制度的救済に加えて、過労死の予防に向けたより根本的な解決策を求める社会運動が複数展開する。なお、2001年は過労死の労災「認定基準」が緩和されたことを理由に「問題の可視化」期の終焉に位置づけられるが、同2001年は過労死予防を主たる活動目的とする市民団体「労働基準オンブズマン」の結成年にもあたるため、「原因の社会化」期の起点として重複して位置づけるものである。

以下、この時期区分に基づいて、過労死問題に対する社会運動の形成と展開を明らかにする。

第2節 被害の集合化の始まりと対抗手段の模索—「被害の集合化」期

1970年代から1989年をさす過労死問題に対する「被害の集合化」期は、個別的な対応が蓄積されていく1970年代とそれらを横断するネットワークが形成される1980年代とで異なる様相を見せる。

第一次石油ショックが契機となり、1970年代の日本社会ではそれまでの高度経済成長が瓦解し、企業は生き残りをかけて厳しい競争と人員削減を進めた。労働者にとっても長時間労働や仕事のストレスなど労働環境が厳しくなる中で、脳卒中や心筋梗塞など労働者の急性死・突然死・在職死亡、または発症により死には至らなかったものの障害が残るケースが出てくるようになった。

一方、当時適用されていた脳・心臓疾患をめぐる労災認定基準は、1961年に制定された「災害主義」と称されるものであった。「労働省（当時）」にとって労働災害とは、職場の突発的な事故、または有害物質の取り扱いとか特定の危険作業とかによる疾病や死亡のこと

17]であり、認定の基準として「発症の直前、少なくとも当日」に過剰な業務による肉体的・精神的負担によって発症した場合であることが求められていた。また、医学的にも当時は「仕事のストレスについての研究もまだ本格的に始まっていない時代だったし、長時間労働の『働きすぎ』で死ぬなどという考え方自体が、学問的に認められる状況ではなかった¹⁸」。このような状況の中で、被災者や遺族の訴えを前に、労働者の急性死・突然死・在職死亡等の名称で一部の労働組合や専門家によって過労死問題に対する社会運動の萌芽が次第に形成されることになる。

1. 個別的な対応の蓄積—1970年代

労働者の急性死に対しては、一部の労働組合や専門家による対応が個別に存在していた。医師による活動として、1978年に「過労死」という用語を学術的に最初に提起した上畑鍬之丞（医師）は、1970年代前半の状況と自身の対応について次のように回想する。『せめて労災補償金だけでも』と希望する遺族が、労働組合の担当者に付き添われて、当時大学の研究室にいた筆者（上畑鍬之丞—引用者注）のもとを訪れることが重なった。当時の遺族の多くは（中略）倒れた原因が『過労』にあることを確信していた。筆者も、そうした遺族の思いをなんとか研究課題として体系づけたいと考えるようになった¹⁹。また、田尻俊一郎（医師）は1971年に初めて書いた急性死の労災認定に関する意見書について、「この始まりは、そのころ関西医大の助教授だった細川汀先生からの『ぼくも労働医学の立場からの意見書は書いたが、君も臨床医としての意見を追加してくれないか』との要請でした。『何でもない普通の病気であるクモ膜下出血が何で労災なのか』との疑問を持ちながらも（中略—引用者）、労働実態や健康状態など、様々なことを教えてもらい、何度か（被災者の職場であった—引用者）新聞社の現場にも足を運び、いろんな分野の医師たちの意見を求め、大病院の図書室にも通って労働医学や臨床医学の文献も調べ、夜勤交代勤務、長時間労働など、この件のもっている医学的な諸問題と、運動上の意味合いがおぼろげながら理解できるようになりました²⁰」と回想している。

弁護士を中心とした活動としては、民主法律協会（大阪を中心に1956年に結成された医師・弁護士・研究者らによるネットワーク）²¹が主催する年一回の権利討論集会において、労働者の健康問題・急性死問題を討議する分科会が3年連続で設けられ、取り組みの方向が模索されていた。さらに、労働組合を中心とした活動として、新聞労連（日本新聞労働組合連合）・自交総連（全国自動車交通労働組合総連合会）・化学一般（化学一般労働組合

連合)等の労働組合と、当時の大阪労働者の命と健康を守る実行委員会(現・大阪労災職業病対策連絡会)²²が連携して労働者の急性死の労災認定を進めていた。

この時期は、弁護士や医師、労働組合がそれぞれに持ち込まれた事例に対して個別に取り組むなかで、対応について個々に模索が続けられていた。その意味で、労働者の急性死という共通の課題はあったものの、課題を共有する運動組織とはなっていない。しかし1970年代に蓄積された模索によって、結果的に医師や弁護士や労働組合のもとに労働者の突然死という「被害の集合化」が図られたことは重要であった。1970年代について田尻が「1、2の例外的事例を除けば、ほとんどが業務上として認定されています。これが(大阪急性死等認定一引用者注)連絡会の結成につながった、というのかも知れません」と記すように、全体の件数こそ少ないものの、少なくとも医師や弁護士・労働組合が関わった過労死事例についてはかなり高い割合で労災認定を得ていたことが看取される²³。そして、1980年代に入ると「被害の集合化」を担った専門家や労働組合を中心に、労働者の急性死に問題意識をもつ関係者によるネットワークとして、過労死問題に関わる独自の運動組織結成へとつながっていく。

2. 関係者による横断的なネットワークの形成—1980年代

1981年7月、「大阪急性死等労災認定連絡会」が結成される。結成集会は25の労働組合、弁護士、医師、大阪労働者の生命と健康を守る実行委員会、過労死遺族など、55名の参加を得て行われた。呼びかけの中心となり、その後長く会長を務めることになる田尻俊一郎(医師・前述)は、過労死の労災認定に関する相談が数を増す中で、「従来のように個人的な形で家内工業的に労災申請をするのでは間尺にあわない、何とか組織的な取り組みで大きく闘いを発展させるべきだと思うようになりました²⁴」と回想している。

大阪急性死等労災認定連絡会は、以下の4つの目的を掲げて結成された²⁵。

1. 「急性死」等の労災認定・補償を遺族、労働組合、医師、弁護士らの協力のもとに積極的にすすめる。
2. 「急性死」等を生み出す職場の調査活動をはじめ、職場環境改善運動への援助協力をおこなう。
3. 「急性死」問題について多くの労働者の理解を深めるための啓蒙活動をおこなう。
4. 労災認定行政の改善のために活動をおこなう。

(急性死に対する「」は原文のまま)

組織名および活動目的から看取されるように、大阪急性死等労災認定連絡会の問題認識は当初専ら労災認定を課題としており、企業責任の法的追及という視点は見いだされない。一方で、「当時過労死問題は貧困問題の一環として位置づけられ、日本の底辺労働者が、これだけ過酷な労働条件の下に労働を行っているという議論が会の中ではされていた²⁶」ことから、「急性死」問題について労働者の理解を深めるための「啓蒙活動」が活動目的に位置づけられたものと考えられる。なお、結成直後には急性死の電話相談を開設している。

翌1982年、前述した田尻俊一郎・上畑鍬之丞・細川汀の3名の医師によって『過労死—脳・心臓系疾病の業務上認定と予防—』（労働経済社）が出版された。これが、「過労死」をタイトルに冠する初めての書籍である。同年の結成1周年集会では、大阪急性死等労災認定連絡会から「大阪過労死問題連絡会」へと名称変更が行われることで問題の所在が明確化され、「医学的、法的、運動面でのそれぞれの立場を総合した（労災—引用者注）認定に取り組むシンクタンクが確立され、被災者救済の受け皿が全国に先駆けて大阪にできた²⁷」と意義が語られている。

しかしその後、大阪過労死問題連絡会の活動の中心であった月一回の例会は、結成後数年が経つと徐々に参加者が少なくなり数名の中心メンバーのみで行われる状況になる。「過労死問題のとりくみが社会的にも広がらず、この問題は特殊な労働現場における個別の問題にすぎないのではとの疑問をもち、会の継続に弱音を吐く弁護士もいた」という²⁸。このような状況に対して、松丸正（弁護士）は「（会長である田尻俊一郎が—引用者注）『時期がくるまで被災者、遺族の駆け込み寺として存在しつづけることが大切なのは』と励ましてくれたことを覚えている」と回想する。

以上より、「過労死」を冠する医師・弁護士・労働組合関係者等による横断的な運動組織が結成され「被害の集合化」が取り込まれる一方で、関係者からも過労死という被害の特殊性・個別性が疑われるような状況であり、この時期における過労死問題に対する社会運動は、大阪ないし関西中心という地域限定的で過労死問題に関わる運動組織の拡大や活性化といった展開を見いだすことはできない。

大阪過労死問題連絡会の活動が細々ととだえることなく続けられる中で、1985年11月の新聞は労働省（当時）が労災認定基準の見直し作業に入ることを報じていた²⁹。そして1987年10月、「認定基準」の改正が26年ぶりにおこなわれた。これにより、労災認定について「発症の直前、少なくとも当日」というそれまでの「災害主義」から、発症前一週間以内に業務に関する異常な出来事を経験した、ないし過重負荷があった場合といういわ

ゆる「一週間主義」へと変更されることになる。「災害主義」に比べれば過労死として労災認定されることへの期待は高まった。この認定基準改正を契機として、過労死問題に対する社会運動も急速に展開し、運動組織や運動の手法を確立していくことになる。

第3節 被害の集合化の全国的展開と過労死の社会問題化

—「問題の可視化」期

1988年～2001年をさす「問題の可視化」期は10年を超え、その間に複数の状況が同時進行しているため、「問題の可視化」期を単純に時系列で描くことは難しい。ここでは「問題の可視化」期全体の社会運動の展開を、1. 被害の集合化の全国的展開、2. 過労死の社会問題化という2つの観点から跡付けた上で、特徴的な運動内容として、1) 企業責任追及という対抗手段の登場（1990年～）、2) 団体生命保険問題の告発と帰結（1992年～1996年11月）、3) 過労自殺問題の登場（1990年代前半～）、4) 過労死劇の上演（1996年～2006年）をとりあげる。

1. 被害の集合化の全国的展開

大阪を中心に始まった過労死の集合化は、「問題の可視化」期に入ると全国規模で展開されるようになる。全国各地での過労死の集合化を可能にしたのは、弁護士組織や遺族組織が概ね都道府県を基本範囲とする県域レベルおよび全国レベルで結成されたことが大きい。

労災認定基準の改正を機に、大阪過労死問題連絡会は1988年4月に「過労死シンポジウム」の開催し、全国に先駆けて大阪「過労死110番」（電話相談）を実施する。これがメディアで報道され、「過労死問題が労働現場における一般性、普遍性をもった課題であることが、止まることのない電話の数と被災者の職種、地位の多様さから実証された」と、関係者に過労死の存在に対する確信を与えることとなった³⁰。

大阪での反響をもとに、同年6月には全国一斉電話相談として、札幌、仙台、東京、京都、大阪、神戸、福岡の7都市で第1回全国過労死110番が実施され、全国で135件の相談が寄せられた³¹。そして10月には相談にかかわった約150名の弁護士によって「過労死弁護士全国連絡会議」が結成された³²。また、県域レベルでも過労死弁護団の結成が相次いだ。さらに11月には、過労死110番への電話相談者のうち遺族ら19人が東京、北海道、愛知、神奈川、埼玉で同日一斉に集団労災申請をおこなった³³。この集団労災申請は「被

害の集合化」の全国的展開を体現する出来事であると同時に、社会的なインパクトを狙った社会運動的な戦略の一環として理解される。

一方で、遺族組織「過労死を考える家族の会」（以下、「家族の会」）が概ね都道府県を基本範囲とする県域レベルで結成されていく。初めての結成は、1989年に弁護士による呼びかけに応じて集まった5-6名の遺族による「名古屋家族の会」である。遺族のネットワークが形成される契機について、玉木一成（弁護士）は次のように記している³⁴。過労死事件は「特定の業種、会社、職場の、特定の労働者層に、特定の時期に集中して発生するわけでは」なかったために、遺族は「一人ひとりが孤立して闘わなければならないという事件が多かった」。このような状況に対し、「家族がそれぞれの境遇、体験、苦労などを交流して、お互いに励ましあい、助け合うことができないだろうか」ということで、名古屋過労死弁護団が呼びかけた。結成後、「名古屋家族の会」は、法律事務所を間借りして定期的に会合をもったり、相互に裁判傍聴をおこなうといった活動を重ねていく³⁵。名古屋に続き、翌1990年には東京・大阪・京都でも結成され、1991年11月には「全国過労死を考える家族の会」（以下、「全国家族の会」）の結成総会が開催された³⁶。この段階で、遺族組織は東京、名古屋、静岡、京都、大阪、石川の6ヶ所ないし仙台（または宮城）を加えた7か所に結成されていたという³⁷。その後、県域レベルの遺族組織は、管見の限り最大で北海道・東京・長野³⁸・金沢（または石川）³⁹・仙台（または宮城）・静岡⁴⁰・名古屋・大阪・兵庫・京都・岡山・山梨で結成されたことが確認される。

2. 過労死の社会問題化

「被害の集合化」の全国的展開にともなって、過労死という言葉が一般化し、過労死は一つの社会問題として可視化されていくことになる。そこには、過労死弁護団や遺族組織など過労死問題に関わる運動組織による集会の開催や積極的な出版活動に加え、新聞やテレビなどマスメディアによる多くの報道、過労死弁護団による海外でのアピールなどの影響が看取される。

過労死問題に関わる運動組織による活動として、当初から労働者に対する啓発を活動方針のひとつに掲げていた大阪過労死問題連絡会は、「問題の可視化」期を通じて毎年主に6月ないし11月、またはその両月に関係団体と連携しながらシンポジウムを一貫して開催してきた⁴¹。たとえば、1989年11月に開催されたシンポジウム「さよなら働きすぎ蜂一人間らしく健やかに働ける社会をめざして一」には約110名が参加し、その後かもがわブック

レット『さようなら過労死』として出版された⁴²。翌1990年6月から7月には「さよなら過労死」をテーマに4回の連続講座を開催、1994年11月には「過労死問題を考える関西学生フォーラム」が約200名の参加を得て開催され、後に岩波ブックレット『<学生フォーラム>激論！企業社会—過労死と働き方を考える—』として出版されている⁴³。また、「勤労感謝の日を前に・過労死を考える集い」は1988年に過労死弁護団全国連絡会議が全国一斉労災申請の報告会として始めて開催され、その後複数の関係団体による実行委員会形式によって毎年開催されており、2011年現在24回を数える⁴⁴。

また、全国レベルの過労死問題に関わる運動組織による出版活動も相次いだ。過労死弁護団連絡会議によるものとしては、『過労死—その実態、予防と労災補償の手続き—』（双葉社、1989年）、『KAROSHI（国際版・英語版）』（窓社、1991年）、『激増する過労自殺—彼らはなぜ死んだか—』（皓星社、2000年、ストレス疾患労災研究会と共著）、南雲与志郎『過労自殺の原因分析—精神科医南雲与志郎鑑定意見書集—』（過労死弁護団全国連絡会議発行、2006年）など多岐にわたる。また、「全国家族の会」によるものとして、結成年に出版された『日本は幸福か—過労死・残された50人の妻たちの手記—』（教育史料出版会、1991年）、『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』（同、1997年）がある。このような過労死問題に関わる運動組織による出版活動に加えて、過労死遺族や弁護士、記者による個別の過労死・過労自殺事件を取り上げた書籍が数多く出版されていく⁴⁵。

一方、マスメディアによる報道では、個別事件についてのほか、過労死弁護団や遺族組織の結成、「過労死110番」やシンポジウムの予告・紹介、前章でみたような新聞の投書など、「過労死」は様々な形で取り上げられていく。その中でも、1988年の朝日新聞東海総合面での連載「ドキュメント・過労死と妻たち」や1989年のNHKドキュメンタリー「過労死・妻たちは告発する」が象徴するように、過労死は遺族となった妻による問題提起として認識されていたことは特筆される。すなわち、過労死が労働組合ではなく遺族となった妻たちによる問題提起であったことは、「過労死を労働現場だけでなく、家庭、更には働く人々の生き方をも含むトータルな日本の構造の中で考える視点をつきつけた⁴⁶」のであり、過労死は労働問題という枠内には収まらない仕事や生活のあり方そのものに対する本質的な問題提起を含んだものとして報道されていった。

過労死は、海外からも注目を集めることになる。「問題の可視化」期前半にあたる1980年代末から1990年代前半は、日本人の「働きすぎ」が海外から注目された時期でもあった。1988年11月にシカゴ・トリビューン紙が“Japanese lives and die for their work”の見出しで日

本の過労死を報道した⁴⁷。また、「過労死 110 番」（電話相談）の一環として 1991 年にはニューヨーク、ブリュッセルに相談窓口が設置され、海外赴任・海外出張と関連した過労死相談活動が実施され⁴⁸、同年過労死弁護士全国連絡会議によって日英併記による『KAROSHI（国際版）』および英語による『KAROSHI（英語版）』（ともに窓社、1991 年）が出版された。1991 年 8 月 29 日には、ジュネーブで開かれた国連人権小委員会において、アメリカの非政府機関によって日本人の過労死問題が取り上げられ、日本でも「『過労死』国連の場に」と題して報道された。記事によると、「労働省は現在、過労死の概念を認めていない」こと、過労死という言葉はそのまま「KAROSHI」と用いられたこと、同委員会で「先進国が議題になるのは異例」と報じられている⁴⁹。

以上のように、過労死問題に対する社会運動は、「被害の集合化」の全国的展開と過労死の社会問題化が同時並行で進められていった。しかし、過労死問題が全国規模になり国際的にも認識されるようになることは、過労死が解決・解消に至ることを意味するものではなかった。むしろ、「壮大なゼロ⁵⁰」と揶揄されたように過労死は社会問題にはなったが具体的な成果が現れず、労災認定裁判が 10 年を超えることも珍しくなかった。以下にとりあげる 4 つの運動内容は、過労死問題に対する運動がこの時期に直面した新たな課題に対する対応として特徴づけられるものである。

3. 新たな課題への対応—4 つの運動内容より

1) 企業責任追及という対抗手段の登場（1990 年～）

「被害の集合化」期における社会運動の主たる運動手段は、労働基準監督署を相手取り過労死の労災認定を求める行政訴訟であった。しかし「問題の可視化」期に入ると、もう一つの対抗手段として企業を相手取り損害賠償を請求する民事訴訟が取り組まれるようになる。その背景には、上述のように労災認定では具体的成果がなかなか現れない状況があった。企業の責任追及は、過労死問題に対する社会運動の置かれた厳しい状況を突破するために考え出された新しい対抗手段として理解されるものである。

企業責任追及という新たな対抗手段の登場の契機は、1990 年に求めることができる。1988 年 6 月から弁護士として過労死問題に関わってきた川人博は、1990 年に『過労死と企業の責任』（労働旬報社）を出版し、企業責任追及について法的問題や追求方法等を検討した。本書において川人は「過労死に対するたたかいは、労災認定闘争という形態が多かったため、そのターゲットは、主として労働省であった。（中略）しかし、この結果、本来の

加害者である企業の責任が、あいまいにされてきたのではないか。労災保険制度を盾にして、企業の責任が事実上免罪されてきたのではないか。ちょうど交通事故の加害者が、損害保険会社にすべてを任せてしまって、被害者に対し謝罪もしないのと同じように⁵¹」という問題意識のもと、企業の経営・労務方針によって決められる労働者個人の業務の過重性と、労働者の健康保持に対する企業側の安全配慮義務の2点を過労死に対する企業責任の特徴として指摘した。また、本書脱稿直前である同年10月には、過労死弁護団全国連絡会議第3回総会において労災認定運動のいっそうの前進とともに、企業責任の追及を重視して取り組むことが確認されたという⁵²。

弁護士による法的論理の模索は、遺族による実際の民事訴訟と並行した。同1990年、過労死の企業責任を追及する民事損害賠償訴訟が東京地裁に2件、大阪地裁に1件提訴された。このうち、東京地裁に提訴された富士銀行・岩田栄気管支喘息重責発作死亡事件（1989年・死亡時23歳）は、1990年に遺族（父母）が企業責任追及の損害賠償請求訴訟を起こしたものである。提訴に至った背景について、係争中に記された遺族による手記では「私ども（岩田大賢・久子—被災者の父母）は、労災適用申請についてご協力いただくために同行（富士銀行—被災者の勤務先）にお願いに伺いました。ところが同行は、かたくなに事実を否認しつづけ、闇に葬ろうとさえしました」と記している⁵³。そして、1994年に裁判上の和解が成立した際には、原告挨拶として「私共（被災者の父母）は、『同じ悲劇をくりかえさせないため』に起こした訴えの趣旨が、『富士銀行は従業員の健康管理に十分留意する』という条項を入れられることによって、生かされたので勧告に応じたものです」と寄せている⁵⁴。また、大阪地裁に提訴された椿本精工・平岡悟急性心不全死亡事件（1988年・死亡時48歳）は、最初の大阪「過労死110番」（1988年）での相談事例であり、当時の過労死問題を代表する事件として海外でも報じられた事件である。本事件は1989年に労災として認定されたが、その後も「（長時間労働は）会社が強いたものではない。自分の意思で過労になったものだ」と解釈している」とマスコミに発言するなど企業は自らの責任を認めていなかった⁵⁵。このような状況に対し、遺族（妻）は企業責任追及訴訟を起こすことで、1994年には企業が自らの責任を認めて謝罪し和解に至っている。

両者に共通するのは、企業からの謝罪や労働条件の改善を求める遺族の思いである。たとえ労災として認められたとしてもそれだけでは納得できないという思いが、企業責任追及という新しい対抗手段へと踏み切らせていることが看取される。労災認定をめぐる闘いが国家の機構である労働基準監督署に対する行政訴訟であるのに対し、企業責任の追及は

まさに被災者が働いていた職場のありかたを問題にするものであった。したがって、企業責任追及は企業からの謝罪や再発防止を求める遺族の心情を直接具現化する手段であり、過労死問題における基本的な対抗手段の一翼として今日まで定着していくこととなる。

2) 団体生命保険問題の告発と帰結（1992年～1996年11月）

「団体定期保険」（以下、団体生命保険と表記⁵⁶）とは、事業者が契約者となり従業員を被保険者とする団体生命保険である。日本では立法化されておらず、行政通達によって規制されてきた⁵⁷。なかでも主流は、従業員に対する福利厚生制度の一環として行われるもので、企業が掛金を負担し従業員全員を強制加入させる A グループ保険と称されるものであった⁵⁸。団体保険は従業員個人に医的診査などを行わず、被保険者団体そのものを対象とするため、団体保険に加入していることが従業員に知らされない場合が多かった。労務行政研究所による 1993 年の調査によると、A グループ保険金の使途・行き先として「遺族に全額支給する」と回答した企業は全体の 16.6%であり、一方で「遺族にはまったく支給しない」と回答した企業が 61.8%であった⁵⁹。

また、団体定期保険問題が社会問題化する以前の学問的な研究状況について、本間照光は「問題は知らされず、知られず、団体保険の法律はなく、その必要は議論の俎上にもものぼらず、研究すらなかった」と説明する⁶⁰。さらに、池田直樹（弁護士）は「従来、会社が従業員に保険をかけてそれを受け取ることに對する疑問は時折提起されてはいたが、会社が掛け金を支払い、契約している以上、法的にはどうしようもないというのが弁護士の一般的な受け止め方だった」と指摘する⁶¹。このように研究上でも法論理の上も専門知の蓄積が不十分な状況の中で、過労死遺族は団体定期保険問題に直面することになる。

個別の過労死事件では、労災申請を進める中で労働者の死によって企業が保険金を受け取っていることが次第に判明していった。文化シャッター・村松文雄くも膜下出血死亡事件（1988年・死亡時41歳）では、「（被災者に対して）企業が総額約五千万円の団体保険をかけていた。家族には保険の存在も知らせずに、（企業が）受け取っていた」ことが、企業の「過労死太り」として報じられた⁶²。本事件の遺族（妻）は、報道の同時期に書かれた手記の中で次のように言及している。「会社は夫に八社の生命保険をかけていました。これは、本人も知らないうちにかけられていたもので、保険金は会社がすべて受理しました。（中略）夫が死んで入った保険金で、会社は丸儲けです。悔しさで五臓六腑が張り裂けそうです⁶³」。また、住友電設・鈴木龍雄気管支喘息重責発作死亡事件の遺族（妻）の手記で

は、企業の保険金受け取りが判明したことを受けて「若い子どもたちの前では涙を流すことさえ許されずにいるとき、企業の方は、一億円という大金を懐に、にっこりしていたかと思うと、悔し涙が出ました。(中略) 働くだけ働かせて生命まで企業にささげたのに、なんで死んでまで企業に尽くさねばならないのでしょうか。死んだものが、なんで残った社員の福利厚生の手倒れまでみなければならぬのか。灰になってまで企業に利益をあげさせる、こんなバカなことが許されていいのか」とつぶっている⁶⁴。

このような遺族の思いは、団体生命保険について「法的にはどうしようもない」と解されていた弁護士を動かし、団体生命保険問題は過労死遺族によって法廷の場に持ち込まれることになる。1992年7月、上記の文化シャッター事件の遺族である妻と二人の子が原告となり、企業が生命保険会社から受領した保険金全額の引き渡しを求めて提訴した⁶⁵。団体生命保険をめぐる過労死遺族による初めての提訴であり、これを皮切りに他の過労死遺族による提訴も行われることになる。

団体生命保険問題は、過労死問題に関わる運動組織を中心として、過労死問題とほぼ同様の手法で可視化されていった。「団体生命保険 110 番」(電話相談)の実施、「団体生命保険全国弁護士」の結成(1997年5月)、シンポジウム「団体定期保険問題を考える集い—保険は誰のもの?」の開催(1997年6月)、「団体生命保険についての説明会(1996年・1997年)」や「団体生命保険問題研究会(1997年)」の開催などが短期間に集中して取り組まれた。また、個別企業に対する裁判闘争だけでなく、団体保険への行政指導を行う立場にある大蔵省(当時)や生命保険協会に対しても実態調査や指導強化の要請が行われた⁶⁶。当時の遺族のかかわりについて、前述の住友電設事件の遺族は同手記で「秘密の保険と言われるこの保険の実態を知らせるべく、『団体定期保険のあり方を考える会』の運動や、企業に対する保険契約等の開示要求の運動にも参加してきました」と伝えている。

一方、判決の集積と相まって、法解釈を中心に学術研究が蓄積されていった。団体生命保険問題は、大きく2つの論点をかかえていた。一つは、団体生命保険が労働者に知らされないままに締結されたという被保険者の同意についての解釈であり、法的には団体生命保険の有効性をめぐり問題として定位される。上述の文化シャッター事件に対する地裁判決(1997年3月24日・静岡地裁浜松支部判決)では、団体生命保険の本来の目的が遺族の生活保障であることを認めたものの、被保険者の同意が不十分として保険契約そのものが無効と判示されたため、引き渡しをもとめた原告の敗訴となった⁶⁷。もう一つは、企業と遺族間における保険金の帰属先をめぐる問題である。判決の判断は分かれたが、住友軽

金属工業が従業員にかけた団体生命保険をめぐって計4名の遺族が起こした訴訟の最高裁判決（2006年4月11日）は、企業による保険金の受取を容認するもので原告敗訴となった。

その後、社会的批判の高まりの中で「Aグループ」保険は廃止に至る。生命保険各社は1996年11月から「総合福祉団体定期保険」の発売を開始し、あわせて団体生命保険Aグループの発売を停止し、現在では全面的に「総合福祉団体定期保険」へと移行している⁶⁸。新たに登場した「総合福祉団体定期保険」では、通知同意形式による被保険者の同意を行うこと、かつ遺族の生活保障を目的とする「主契約」と企業の経済的損失補償を目的とする「特約（ヒューマンバリュー特約）」という形式によって保険金の帰属先を予め区別したことにより、団体生命保険で問題化した点の解消が図られた。「総合福祉団体定期保険」に対しても引き続き問題点が指摘されているものの、少なくとも過労死遺族による積極的な提起は管見の限りほとんど行われなくなっている⁶⁹。

団体生命保険問題は過労死問題の広がりの中で顕在化した。過労死遺族は企業の「過労死太り」を告発しながら、団体生命保険の存在とその問題性を広く訴える役割を果たしてきたといえる。本間照光はその著書『団体定期保険と企業社会』（1997年）のあとがきにおいて、団体定期保険問題を「受けとめ、解きほぐし、解決していこうとする力」の起点に「夫を亡くした遺族、ひとにぎりの、一人ひとりの妻」を見出す。「会社にはもちろん、労働組合にも、肉親にも、頼りにした友人にも、だれにもわかってもらえない。自分の手作りのパンフレットを持って訴えつづけた思いはおそらく、『それでも地球は回っている』といったガリレオの心境だったのではなかろうか。『それでも、おかしい』と」と理解を示したうえで、『日本型企业社会』の伏線に、家族、夫婦、親子、肉親の問題がある」ことに言及している⁷⁰。

以上より、過労死問題に対する社会運動の過程として生じた団体生命保険問題は、「総合福祉団体定期保険」への移行をもって一応の終結をみたといっていよう。

3) 過労自殺の顕在化（1990年代前半～）

1990年代に入ると、電話相談等を通じて過労に起因すると考えられる自殺事例が登場する。過労死が「過重労働・ストレス→脳・心臓疾患→死亡」という機序をたどるとの同様に、過労自殺は「過重労働・ストレス→うつ病などの精神障害→自殺企図」という機序をたどるとされ、過労自殺は過労死と同様に労災認定請求と企業の責任追及という2つの対

抗手段によって顕在化していくこととなる⁷¹。

しかし、過労自殺の労災認定については当時労働省も詳細な労災認定基準を有しておらず、基準が示される1999年以前においては「労災上の『過労自殺』は認定されることがほとんどなかった。その判断の根底には、自殺とは『故意』、すなわち本人の意思に基づくものだから、業務と自殺に直接の因果関係があるとは認められないとの認識があった⁷²」。実際、1983年から1998年15年間で過労・ストレスによる自殺として労災申請された数は96件にすぎず、さらに労災認定として認められた例は9件にとどまる⁷³。その背景として、労災認定の難しさに加え、自殺は労働者個人の責任としてとらえられ、企業に対して遺族が「会社に迷惑をかけた」と詫げる立場に置かれることや、周囲が自殺者やその家族に対して否定的な評価をするなど自殺に対する社会的偏見が根強いことなどが指摘されている⁷⁴。

そのような状況の中で、少しずつ過労自殺の労災認定請求や企業の責任追及裁判が展開され、1990年代後半にはその帰結として労働基準監督署や判決による労災認定が相次ぎ、企業責任追及での勝訴事例も蓄積されていく⁷⁵。また、弁護士団体としても1996年4月には「自殺過労死110番」と称して全国相談を行うなど、組織的な取り組みが展開される。

「自殺過労死」という名称で過労自殺の先鞭となり、今日でも過労自殺問題の象徴として位置づけられるのは、電通・大嶋一郎自殺事件（1991年・死亡時24歳）に対して両親が企業側を被告として起こした損害賠償請求の民事裁判である。1993年の地裁判決での原告勝訴は、「『過労による自殺』について、会社の責任を追及して勝訴した初の判決であり、しかも1億2600万円という、かつてない巨額の損害賠償を認めたということで、大きな社会的反響を呼んだ⁷⁶」ものであった。その後、高裁では企業の責任を認めたとうえで、被害者及び被害者側の過失を認め3割の過失相殺を適用する判決内容が出された。被害者側の過失として「両親が、一郎（被災者一引用者注）の勤務状況、生活状況を改善する具体的措置をとらなかった」ことが指摘されており、過労自殺に対する家族の責任が法的に争われたことになる。これに対し、2000年3月24日の最高裁判決では過失相殺部分を破棄し高裁に差し戻したため、遺族側の勝訴となった⁷⁷。最高裁判決では、「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところである」と明示された⁷⁸。

1998年に日本の自殺者数が年間3万人を超え、職場のストレスやメンタルヘルスの問題

が政策課題化する中で、1999年9月労働省は自殺の労災認定についての判断指針「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」を通達した。この「判断指針」を受け、過労自殺の労災申請・認定数は増加の一途をたどることになる⁷⁹。

以上より、過労自殺は1990年代前半に顕在化し、1990年代後半には過労死問題に内包される形で今日まで展開してきたものであるといえる。

4) 過労死劇の上演 (1991年～2006年⁸⁰)

過労死の社会問題化によって、遺族や専門家、労働組合関係者という既述の過労死問題に関わる運動組織の構成者とは異なり、様々な人が過労死問題に関心を寄せるようになった。それが具現化した一つの事象が、市民劇団による過労死をテーマにした演劇の創作・上演である。過労死劇の創作・上演という新しい展開は、過労死問題に関わる既述の運動組織のネットワークと結びつきながら全国各地で上演されることになる。

管見の限り、過労死・過労自殺事件を題材にした演劇は、少なくとも北海道、宮城、東京、神奈川、長野、岐阜、名古屋、大阪、神戸、山口、愛媛で上演されている。演目としては、過労死劇『突然の明日—もう一度だけあなたの声が聞きたい—』、過労自殺劇『あの子が死んだ朝』、一人芝居による過労自殺劇『星逢ひ』の3本が確認される⁸¹。ここでは、過労死を取り上げた演劇の先駆けである前者二つの演目について、名古屋・大阪における上演を中心に記述する。以下、過労死劇『突然の明日』に関する記述は、主に岩城稔（弁護士）による報告「大成功を収めた『過労死劇』上演運動—希求座『突然の明日』富田林公演に1200人—⁸²」、過労自殺劇『あの子が死んだ朝』に関する記述は「劇『あの子が死んだ朝』大阪公演を観る会実行委員長呼びかけ文⁸³」および新聞報道等に基づくものとする。

過労死劇『突然の明日』と過労自殺劇『あの子が死んだ朝』は、ともにアマチュアの市民劇団によって作られたオリジナル脚本である。これらの作品を作った劇団希求座は、名古屋を拠点とする市民劇団で、1991年2月にそれまで所属していた劇団から有志5名が独立して結成された⁸⁴。最初から過労死を題材にした演劇の上演をめざした結成であり、希求座の旗揚げ公演の演目となったのが過労死劇『突然の明日』である。過労死劇『突然の明日』は当時過労死の代表的事件であった椿本精工・平岡悟急性心不全死亡事件をモデルに、脚本担当の団員が過労死遺族に直接話を聞くなどの過程を経ながら1年近くかかって制作された。ストーリーは「過労死したベアリング工場の班長の妻と子どもたちが、悲し

みの中から労災を申請し、会社の妨害と闘いながら不支給決定の取り消しを求める裁判を起こして勝利していく過程」を基軸に、「倒れたあと妻の顔もわからないのに会社の名を大声で叫んだ夫。そんな夫を恨み悲しむ妻に、倒れる前に夫が注文していた誕生日のプレゼントが届く。家族は、『あの人はなぜ死ぬまで働かなくてはならなかったのか』を問いはじめる」姿を描いたものとして説明されている⁸⁵。1991年3月におこなわれた名古屋での希求座の旗揚げ公演には、約1300名の観客が来場した。そのときの公演を椿本精工・平岡悟急性心不全死亡事件の遺族(妻)など大阪で過労死の取り組みに関わっていた約10名が観賞、希求座に依頼し同年8月に大阪での公演が決定する。

大阪での公演を実現させるため、大阪では6月に「劇『突然の明日』大阪公演を観る会」が結成された。岩城穰(弁護士)によると、「約15名の私たち(「劇『突然の明日』大阪公演を観る会」—引用者注)の事務局のほとんどは、こういった上演運動にはまったくの素人であった」が、会は独自に4度の集会の開催やニュースの発行をおこない、各地でのピラマキやマスコミへの取材の申し入れ等を行った。共催団体となった「大阪家族の会」も独自に全会員に案内を行い、加えて過去5年間に電話相談に電話をかけてきた人たちに対して案内を郵送した。6月末には開催市の教育委員会の後援を得、「チラシ4千枚、ポスター1000枚、チケット1万1000枚を当日までにほぼ配りきった」という。1992年8月22・23日の2日間にわたって大阪で公演された『突然の明日』は、「500の客席に対し、1日目550人、2日目650人」が来場し、「アンケートは2日間で350通以上寄せられ、カンパは20万円近くのにのぼった」という。

管見の限り、『突然の明日』はその後、劇団若者座による山口公演(1992年11月)、劇団きづがわによる大阪公演(1992年12月)、劇団若者座による山口再公演(1993年7月)、劇団神戸職演連⁸⁶による神戸公演(1993年10月)、希求座による名古屋再公演(1995年6月)と各地で上演されていった。

その後、劇団希求座は医療現場を舞台にした『ナースコールがとまらない』、労働学校を舞台にした『出会い—その素晴らしい偶然の中で—』(1997年に名古屋市民芸術祭で審査員特別賞を受賞)、介護問題を取り上げた『負けてたまるか!』など、社会問題を取り上げたオリジナル脚本による演劇活動を続けていく。

そして、希求座創立15周年記念作品として創作・上演されたのが、過労自殺劇『あの子が死んだ朝』である。『あの子が死んだ朝』は、大手自動車メーカーにおける過労自殺事件を題材にしたもので、劇団員の脚本担当が実際に4遺族や弁護士への取材を行い、2005年

12月に名古屋ではじめて上演された⁸⁷。過労死劇の時と同様に、名古屋での上演を観た大阪の遺族らからの依頼によって大阪での上演が決定する。「大阪家族の会」の働きかけにより、2006年3月には「劇『あの子が死んだ朝』大阪公演を観る会実行委員会（実行委員長・森岡孝二関西大学教授）」を立ち上げ、2006年11月に2日間全3回でおこなわれた公演に約1200人が来場した⁸⁸。

「劇『突然の明日』の大阪公演を観る会」事務局をつとめた岩城は、1992年の上演をとおして「過労死問題が決して人事ではなく自分の問題であり日本の労働状況全体の問題であること、過労死をなくす闘いは、企業の論理から人間性を取り戻す闘いであることをたくさんの人に知ってもらえたと思う」と振り返る。一方で、「今回の上演運動は市民運動的な広がりにとどまり、一部を除き労働組合の運動にはならなかったこと、参加者には女性が多く、男性が少なかったことを指摘しないわけにはいかない」とし、「この状況自体が、過労死問題をめぐる現在の状況を反映しているといえよう」と総括する。岩城の指摘には、労働組合運動として発展することへの期待、被災者に多い男性が関心をもつことへの期待が看取される。そこには、過労死問題に取り組んできた弁護士として、過労死問題をめぐる当事者ないし直接的な利害関係者としての男性や労働組合の反応の鈍さに対する忸怩たる思いが推察される反面、市民運動的な側面や女性参加者の多さという過労死問題に対する社会運動の特徴を積極的に評価する姿勢は見られない。

なお、過労死劇の創作と上演については、新たな演目の創作や前述以上の上演の拡大・再演等は管見の限り捉えられない。2005年の過労自殺劇が1991年の過労死劇の経験の上に制作・上演されたことに鑑みるならば、過労死劇の創作と上演の広がりには1990年代前半の過労死に対する社会的関心の隆起を傍証する1つの事象として評されるだろう。

4. 「問題の可視化」期における到達点と課題

「問題の可視化」期を通じて、過労死問題に対する社会運動は、過労自殺を包摂しつつ労災認定請求と企業の責任追及という2つの対抗手段を確立し、「企業社会への対抗文化ともいえるものをつくりあげてきた⁸⁹」。それを可能にした原動力は、労働組合主導の労働運動とは異なり、「過労死問題に『魅せられた』弁護士、医療関係者、労働者、学者、ボランティア、そして遺族、被災者たちとの人の輪」であり、「人の輪」は「問題の可視化」期に県域レベルおよび全国レベルに結成された遺族組織「過労死を考える家族の会」、弁護士組織「過労死弁護団全国連絡会議」および「過労死110番全国ネットワーク」、労働組合ナシ

ヨナルセンターによる労災職業病に特化した組織「働くもののいのちと健康を考えるセンター⁹⁰」の全国組織および地域組織として具現化することになった。これらの組織は1990年代前半までに結成されたものが中心であり、既存の組織が過労死問題に対応してきたというよりは、過労死問題に対する社会運動の展開と組織化が同時に進行していた様子が看取される。

このようなネットワークの中で個別の過労死事件をめぐる闘いが蓄積されていくことで、労災認定について一定の成果が結実する。行政段階で不認定をうけた過労死遺族が国を相手に行政訴訟を起こすなかで、徐々に遺族が勝訴する判決が増加していった。原告である遺族の勝訴件数は1980年代までの27件中7件(25.9%)に対して、1990年代は33件中14件(42.4%)と倍加し、2000年には労災認定をめぐる行政訴訟に対して2つの最高裁判決で過労死遺族が勝訴した⁹¹。敗訴が続いていた労働省(当時)はこの最高裁での敗訴を契機に「認定基準」の抜本的見直しを行い、2001年に脳・心臓疾患等の過労死「認定基準」が改訂に至る。すなわち、発症前一週間の労働状況を基準にしていたそれまでの「一週間主義」から、「時間外労働が、発症前一ヶ月間におおむね100時間を超える、または発症前二ヶ月間ないし六ヶ月間にわたって月あたりおおむね80時間を超えると認められる場合は、業務との関連性が強いと判断する」へと改訂されたのである。これによって、過労死の労災認定の具体的な残業時間数の基準がはじめて示され、かつ六ヶ月前までさかのぼって検討される可能性が開かれた。過労死の労災認定をめぐる社会運動の蓄積が、「ここまでは行政のかたくなな立場を変更させたことを示す、それは画期的な基準改訂⁹²」として評価されている。また、前述のように1999年には過労自殺に対する「判断指針」が出されたことで、自殺に対する労災認定の道が開かれることになった。

以上より、「問題の可視化」期を通して、労災認定という過労死遺族に対する事後的救済は拡大され、当初は労働行政によって否定されていた「長時間にわたる業務による疲労の蓄積と脳・心臓疾患の発症との関連」を認める制度として、労災認定制度そのものが変容してきたといえる。過労死遺族に対する事後的救済の進展は、過労死問題に対する社会運動の一定の成果として見なすことができるだろう。

一方で、「問題の可視化」期を通じて、過労死問題の社会的解決・予防に向けた状況変化の兆しはほとんど見出すことができない。底辺への競争といわれる労働環境・労働条件の悪化の中で、過労死・過労自殺の労災請求数・認定数はいずれも増加の一途をたどっている。「家族の会」には毎年のように新しい過労死遺族が入会し、弁護士や支援者の間には、

労災認定請求と企業の責任追及の繰り返しによる虚無感が生じていた。同一企業内で過労死が繰り返し発生することも少なくなく、個別事件での労災認定や企業責任追及による経済的制裁という対抗手段だけでは過労死問題の解決につながらないことが強く意識されるようになっていったのである。

第4節 解決策の変更要請—「原因の社会化」期

2001年以降、過労死問題に対する社会運動は徐々に次なる「原因の社会化」を提起する段階へと移行しはじめる。「原因の社会化」期の特徴は、それまでに確立してきた労災認定による過労死遺族の事後的な制度的救済に加えて、新たな対抗手段の開発によって過労死の予防に向けたより根本的な解決策を求める運動内容が模索される点にある。そのため「原因の社会化」期の起点は、過労死防止を主目的とする市民団体「労働基準オンブズマン」が結成された2001年に求めることができるだろう。

以下では、「原因の社会化」期の社会状況を素描した上で、特徴的なものとして1. 個別企業に関する情報開示・公開請求、2. 過労死防止基本法の制定運動の2つを取り上げる。これらの取り組みは現在進行形のため成果や課題について現時点で結論することはできない。今後の展開を注視する必要を踏まえたうえで、本研究ではこれら過労死の根本的な解決策を求める社会運動が生起したことを、過労死問題に対する社会運動の現段階での到達点として位置づけることにしたい。

「原因の社会化」期は、労働問題一般に対する社会的関心が高まった時期と重複している。日本では、1990年代後半から格差社会の進行が議論されるようになり、2000年代前半の雇用・労働分野における規制緩和とともに、非正規労働者の増大とそれによる格差や貧困の拡大が一举に社会問題となってきた⁹³。「ワーキング・プア」「偽装派遣」「名ばかり管理職」など新たな労働問題が噴出し、研究上でも政策上でも長時間労働が改めて顧みられることになる⁹⁴。同時に、マスメディアが労働に関する特集・連載を盛んに組み、その中で過労死問題が再び注目されるようになる⁹⁵。特に、厚生労働省の労働政策審議会労働条件分科会（2006年10月24日）において使用者側の代表として参加した奥谷禮子（人材コンサルティング会社社長）が行った「過労死は本人の自己管理の問題」「労働者を甘やかすすぎ」等という発言に対しては、新聞雑誌に対談や反論が掲載されたり、衆院予算委員会で追及されたりするなど波紋が広がった⁹⁶。このとき、過労死の自己責任論に対する批判

的・否定的な反応が多く見られたことは過労死遺族にとって「嬉しい驚き」として受け止められており、過労死が自己責任・家族責任や日本人の特性として捉えられていた初期と比べて世論の変化が実感される出来事であったという⁹⁷。

2005年、日本経団連や内閣府の規制改革・民間開放推進会議によってホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入が提言された。ホワイトカラー・エグゼンプション制度とは、労働時間と賃金の直接的な結び付きを分離し、一定のホワイトカラーに対して労働時間規制を適用除外する制度で、「仕事と育児の両立を可能にする多様な働き方」を推進する「新しい自律的な労働時間制度」として説明されたものである⁹⁸。これに対し、労働時間規制を空洞化させ長時間労働を助長することになるとして、様々な労働関係団体が反対運動に取り組んだ。ホワイトカラー・エグゼンプション制度導入の動きとそれへの反対は、第一章で言及した労働時間政策に対する「働き方の多様化」と「労働者の健康確保」の対立的構図の現れとあってよいだろう。

ホワイトカラー・エグゼンプション制度導入に対する反対運動には、過労死問題に関する社会運動も加わった。「全国家族の会」は独自に街頭宣伝活動や厚生労働省に対する要請行動を行った⁹⁹。過労死弁護団全国連絡会議も、総会での反対決議や日本労働弁護団との共催でシンポジウムの開催などを行った¹⁰⁰。結果的に、ホワイトカラー・エグゼンプション制度は国会への法案提出が見送られた。それまで単独の労働問題として過労死問題に関わってきた遺族や関係者にとって、他の労働関係団体と連帯したホワイトカラー・エグゼンプション導入反対運動の成功経験は、過労死以外の労働問題に視野を開き他の労働関係団体との交流や連帯を促進する貴重な経験になったと考えられる。

以上より、多様な労働問題と連動した過労死問題への再注目、過労死の自己責任論に対する批判的機運の隆盛、さらに他の労働運動との連帯経験などを背景に、過労死問題に対する社会運動は新たな段階への移行を模索するようになっていったといえる¹⁰¹。

1. 個別企業に関する情報公開・公表請求

前述のような同一企業内で過労死が繰り返し発生する状況に対して、「大阪過労死問題連絡会」を中心に以下2つの手段を通じて企業の情報公開・公表を進め、企業の社会的責任を問う試みが始まった。

一つは、事業所ごとに締結される時間外労働に関する労使協定への着目である¹⁰²。労働基準法第36条に規定された時間外労働に関する労使協定（以下、「36協定（さぶろくきょ

うてい)は、労使によって事業所ごとに締結し労働基準監督署に届け出ること、時間外労働と休日労働を認めるものである。絶対的な労働時間の上限が法的に定められていないために、「36 協定」の規定が「残業と休日労働に関して使用者にほとんど無制限の自由を与えてきた」と批判されてきた¹⁰³。実際これまでの過労死事件の中には、過労死の労災「認定基準」を超えた労働時間数で締結された「36 協定」の存在が散見されており、長時間労働の常態化の原因として指摘されていた¹⁰⁴。2001年6月に過労死問題に関わってきた弁護士・医師・研究者等の市民によって大阪で結成された市民団体「労働基準オンブズマン」は、具体的にどの企業がどのような内容の「36 協定」を締結しているのかを明らかにするために、大阪労働局長に対し各企業から届け出のあった「36 協定」の情報公開請求をおこなった¹⁰⁵。これに対して十分な情報が開示されなかったことから、2003年7月に大阪労働局を被告とする情報開示請求訴訟を提訴した。この訴訟に勝訴したことで、情報開示請求によって各企業の「36 協定」内容が入手できるようになったことになる。「労働基準オンブズマン」は、「日経 500（日本の代表的な上場企業 500 社を対象に日経新聞社が算出して提供している日本株の株価指数の 1 つ）」の対象企業本社の「36 協定」を入手・分析し、「業務と発症との関係が強いと厚生労働省がしている月当たり 80 時間を超える時間外労働（過労死の労災「認定基準」で示された時間外労働時間数であり、「過労死ライン」といわれる一引用者注）を認めた 36 協定は、大阪に本社を置く 68 社中 31 社にも及んでいる¹⁰⁶」など、これまで企業外に知られることのなかった「36 協定」の実態を明らかにした。「36 協定」の実態解明は、その後 2009 年に全国医師連盟・全国医師ユニオンが全国の主要公的医療機関に対する調査を実施し、時間外労働が月 100 時間を超える「36 協定」を結んでいる医療機関名を公表するなど、長時間労働の是正をめざす労働運動の一手段として広がりを見せている¹⁰⁷。

個別企業に関する情報開示・公表請求のもう一つは、過労死を出した企業名公表訴訟である。「36 協定」の情報開示訴訟を経験した松丸正（弁護士）による提起に従って、2009年3月、「大阪過労死問題連絡会」は過労死が生じた企業名の情報公開を大阪労働局に請求した¹⁰⁸。しかし、十分な情報が開示されなかったことから 2009年11月に大阪地裁に提訴し、過労死を生じさせた企業名公表を求める全国初の訴訟が始まった。原告は遺族組織「全国家族の会」全国代表であり、「家族の会」としてこの訴訟を全面的にバックアップすることが決議されている。「全国家族の会ニュース（第 50 号）」によると、企業名公表の裁判は「遺族にとって起こしたかった裁判」として「私たちの代表裁判に位置付け」られ、「この

裁判を契機に、過労死を繰り返させないための労働行政へ転換させ、遺族の悲願である過労死根絶に向けて前進させてゆきたい」と報告されている¹⁰⁹。本訴訟は2011年11月10日に大阪地裁で勝訴したが、控訴され現在大阪地裁で継続中である。

「36協定」の情報公開訴訟や過労死を生じさせた企業名公表訴訟は、いずれもこれまで企業外・労働行政外に知られることのなかった情報を一般市民に明らかにするものとして理解される。過労死遺族に対する事後的救済支援を繰り返しても、同一企業内で過労死が度々発生しており問題の解決に至らないという「問題の可視化」期に直面した課題に対して、「原因の社会化」期には企業や労働行政に対する情報公開・公表という手段が新たに組み込まれたことになる。情報公開・公表の意義について、足立賢介（弁護士）は「当該企業において過労死・過労自殺が生じたということや長時間労働が常態化した劣悪な労働環境下に労働者をおいているということが白日の下にさらされることで社会からの痛烈な批判を受けるのであれば、企業が自らの責任を真に理解し、労働時間管理等の再発防止策を講じることは期待できない」と言明している¹¹⁰。さらに、原告である寺西笑子（遺族）は「労働基準法に違反した働かせ方をしている悪質企業の情報を公開することで就職する人の会社選びにも役立つ」という期待を込めている¹¹¹。これまで企業外にはほとんど知られることのなかった労働実態にかかわる情報が公開されることは、直接的な関係者である当該企業の労働者・企業内組合でなくとも関心を有する市民が企業の労働実態を把握・監視することを可能にするものとして評価される。すなわち、これらの情報公開請求の取り組みは、当該企業内部の労働者や労働組合でなくても、関心をもつ市民が企業の外側から労働のあり方に関わる回路をつくり出すことができることを示している。

2. 過労死防止基本法の制定運動

上記が個別企業に対するものであったのに対し、「原因の社会化」期には同時に過労死予防に向けた社会的枠組みの変更を求めて過労死防止基本法の制定運動が始まる。過労死防止基本法の名称は、「過労死等防止基本法」「過重労働対策基本法」など統一されていないが、実質的にはいずれも同じものであり、本研究では「過労死防止基本法」と表記する。

過労死予防に関する立法の必要性が組織として言明されたのは2008年である。過労死弁護団全国連絡会議が第21回総会（2008年9月）において、また日本労働弁護団が第52回全国総会（2008年11月）において、それぞれ「過労死防止基本法」制定を求める決議を

行った¹¹²。さらに2010年4月には、全22条からなる「過重労働対策基本法（案）」が過労死弁護団全国連絡会議及び日本労働弁護団によって共同提案された¹¹³。

制定に向けた社会運動が本格化するのには、2010年10月13日に遺族組織「全国家族の会」主催（過労死弁護団全国連絡会議共催）で開催された「過労死等防止基本法」制定を求め院内集会（於衆議院議員会館。以下、院内集会）である。院内集会は政権交代を受けて過労死遺族が民主党国会議員を訪問したことから具体化し、1年をかけて開催準備がなされたものである¹¹⁴。院内集会は国会議員・弁護士・医師による発言と過労死遺族6名による訴えで構成され、177名が参加した。参加者のうち3党から国会議員関係33名、弁護士関係10名、関係団体47名、マスコミ19名、「家族の会」68名であった¹¹⁵。

岩城穰（弁護士）はこれまでに制定された各種基本法を分析し、過労死の予防が基本法として制定されることの効果として、問題の存在を国が宣言する「問題の共通認識化」、目的や基本理念、さらに国・地方公共団体・使用者等の責務が示されることで「系統的・総合的な施策の出発点」となること、過労死の労災認定基準や裁判所への影響など「救済の拡大」への波及の3点を挙げている¹¹⁶。また、制定にむけた社会運動としては「幅広い関係団体への要請」として、労働団体や経営側団体に加え、市民団体、女性団体、地域団体を視野に入れ、働き盛り世代に蔓延する長時間労働や仕事中心のライフスタイルを前提にした定年延長によって地域社会が空洞化し、地域団体の活動の担い手が慢性的に不足するといった「老人クラブやPTA」などが抱えている活動上の課題と、長時間労働による労働者やその家族の生活上の困難との間に「一致点をさがす努力」の必要性を提言した¹¹⁷。

既述のように、岩城は「問題の社会化」期に取り組んだ過労死劇の上演運動が「市民運動的な広がりにとどまり、一部を除き労働組合の運動にはならなかったこと」や「参加者には女性が多く、男性が少なかったこと」を課題として指摘し、直接的な関係者である労働者（男性）や労働組合に対する期待が大きかった人物である。しかし、過労死防止基本法の制定に関しては、労働者や労働組合は強調されていない。むしろ、従来の発想で労働問題に関する関係団体を決めるのではなく、老人クラブやPTAを例示しながら幅広い団体に対して「一致点をさがす努力」が主張されている。このような岩城の認識の変化は、過労死問題の解決には労働組合が不可欠だという認識が相対化され、「一致点をさがす」ことで過労死の関係者を重層化することが目指されるようになったことを示している。

3. 「原因の社会化」期における社会運動の到達点

以上より、「原因の社会化」期には個別企業の情報公開・公表請求および過労死防止基本法の制定運動という2つの新しい取り組みが確認された。両者の取り組みに共通するのは、過労死問題の解決・解消に向けた具体的な手段が模索される中で、労働問題の解決のために不可欠として主張される労働者の主体性の回復や労働組合の強化が相対化されてきたことである。「原因の社会化」期においては、過労死や長時間労働の影響を受ける関係者を重層化し、過労死問題の解決に向けて多様な関係者が関わる回路を開いていくことが目指されるようになったという変化を看取することができる。

なお、「原因の社会化」期は現在を含むものであり、今後の動向を注視する必要がある。また、過労死問題に対する社会運動が過労死問題の解決に寄与したのか否かも含めて、将来的な歴史的検証が必要であることを改めて指摘しておきたい。

第5節 重層的ネットワークと教育的機能

以上、過労死問題に対する社会運動の形成と展開について、3つの時期区分にしたがって描きだしてきた。全体を通じて明らかになったことは、過労死問題に対する社会運動が強い影響力をもつ単独組織によって進められたのではなく、過労死問題に関心を寄せる複数の組織や組織間のネットワークによって進められてきたことであった。過労死問題については、時々々の状況を反映し衆目を集めた特定の過労死裁判闘争によって説明されることが多く、実際に特定の過労死裁判の帰結が過労死問題に対する社会的な状況に一定のインパクトを与えたことも確かである。しかし、本章で明らかにしてきたように、そのような個々の過労死裁判の背後には、突然の死別に直面した過労死遺族から労災認定や裁判闘争という具体的な行動を引き出し、過労死問題と主体的・継続的に関わっていく遺族を積極的に支援する重層的なネットワークがあったことが浮かび上がってきたのである。

したがって、過労死遺族の変容を明らかにする上で重要だと考えられる過労死問題に対する社会運動の中で形成された重層的なネットワークと、それらのネットワークの中に埋め込まれた教育的機能について、本節では考察を付すことにしたい。

1. 重層的ネットワークの形成

社会教育学の立場から過労死問題に言及した大串隆吉は、「過労死裁判それ自体は、過労死という結果に対する裁判であって、残念ながら過労死を予防する活動ではない」と評し

たうえで、過労死の「予防は誰がするのか」について「最終的には彼自身（労働者—引用者注）」とし、そのために「結局、労働者の集団の力の必要性に行き着く」と指摘している¹¹⁸。この指摘が繰り返されるに値する正論であることに疑う余地はない。

しかし、過労死問題に対する社会運動の展開から指摘されるのは、過労死の予防を労働者の意識や「労働者の集団の力」にゆだねることではなかった。むしろ、社会運動の展開過程が明らかにしたのは、労働者個人や「労働者の集団の力」への期待を相対化し、過労死問題の解決に対してより様々な市民の関与を可能にすることであったといえる。ここでいう様々な市民とは、本章で登場した弁護士・医師・労働組合関係者・過労死遺族や市民劇団等に加えて、第4章で詳述するような個々の過労死事件に対する支援者・協力者を含むものとして捉えられる。

過労死問題に対する社会運動に関与してきたこれらの人々は、それぞれが切り離されて存在するわけではなく、一定のネットワークの中で相互に関係性を有してきた。そして、多様な立場の市民を柔軟にネットワークに迎え入れることによって重層的なネットワークが形成されてきた。過労死問題に対する社会運動には多様な組織がかかわっておりそのすべてを描き出すことはできないが、社会運動の展開を踏まえて大枠で整理するならば、専門性別に形成される縦断的ネットワーク、おおよそ都道府県を基本範囲とする県域レベルにおける専門性横断的ネットワーク、課題即応型ネットワークの3つが看取された。

1) 専門性別に形成される縦断的ネットワーク

専門性別に形成される縦断的ネットワークとは、専門家がその専門性を核にして互いに結びつき、全国レベルおよび県域レベルを貫通して形成されているネットワークである。具体的には、組合関係者を中心とした「はたらくもののいのちと健康を守るセンター」、弁護士・医師を中心とする「過労死弁護団（過労死110番ネットワーク）」、そして過労死遺族による遺族組織「家族の会」の3つが看取された（図2-2）。

組合関係者を中心にしたネットワークとしては、労働組合ナショナルセンター（全国労働組合総連合、全労連）の労災・職業病に特化したシンクタンク「はたらくもののいのち

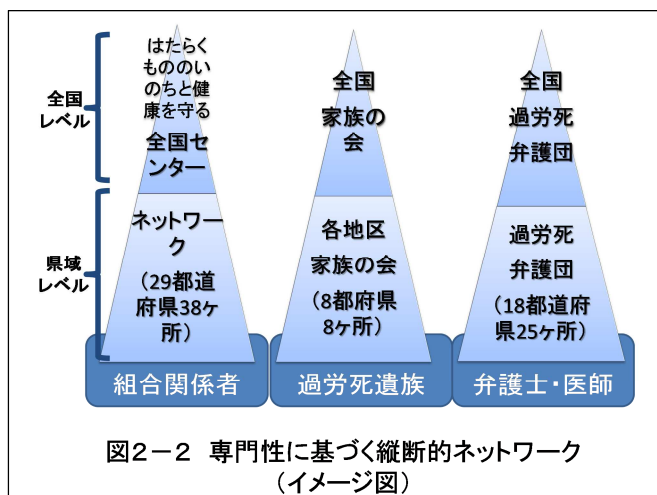
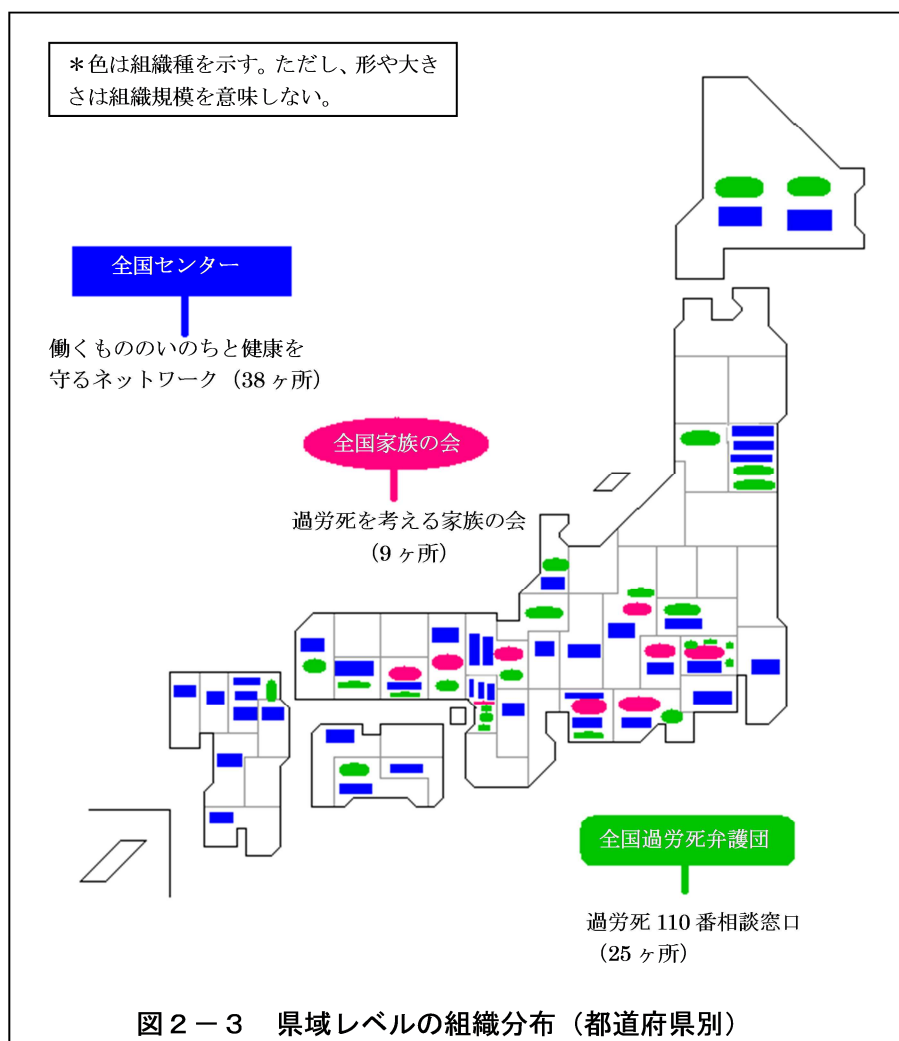


図2-2 専門性に基づく縦断的ネットワーク
(イメージ図)

と健康を守る」センターがある。全国レベルに「全国センター」がある他、県域レベルには「はたらくもののいのちと健康を守る」ネットワーク（地域センター）が29都道府県に38ヶ所結成されている¹¹⁹。また、過労死遺族によるネットワークとしては、「家族の会」がある。これも、全国レベルに「全国家族の会」があるほか、県域レベルには9都府県に9ヶ所の遺族組織が存在している（後述）。さらに、弁護士による「過労死弁護団」および弁護士に医師を加えた「過労死110番のネットワーク」がある。全国レベルでは「全国過労死弁護団連絡会議」がある他、県域レベルでは過労死弁護団・過労死110番の相談窓口が、現在18都道府県に25ヶ所開設されている¹²⁰。

過労死問題に関する運動組織のうち、3つの縦断的ネットワークの全国レベルの組織は1980年代末から1990年代前半にかけて結成され、いずれも結成から今日まで一貫して存在してきた。中でも、「過労死弁護団（過労死110番ネットワーク）」は一貫して相談活動（後述）を実施して事案の掘り起こしを重ねており、過労死問題に対する社会運動の中でも中核的・先導的な役割を果たしてきたと言ってよい。森岡孝二は、労働組合運動が弱体化した中で、「全国の弁護士有志が医師や報道関係者の協力のもとに設けた過労死110番という市民のヒューマン・ネットワーク」が、NGOとして労働政策と労働環境の改善に寄与してきた点を評価している¹²¹。また、同じく「過労死110番全国ネットワーク」を一種のNGOと捉えている川人博（弁護士）も、専門家ネットワークの社会的役割として、専門性を通じた市民との信頼関係の中で事案の掘り起こしと解決に取り組み、同時にそれらの蓄積をもとに政府や公共政策に対して一定の発言力をもっていくという点について評価している¹²²。

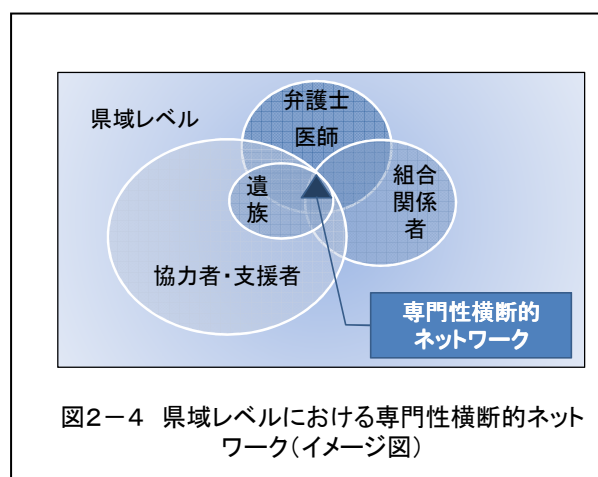
一方で、県域レベルの組織は全国レベルの組織体が一律に配置しているものではなく、社会運動を通じて過労死問題に対する理解者や協力者を増やすなかで組織化が図られ、過労死問題に関わる運動組織の一部としてネットワーク化されてきたものである。したがって、概ね県域レベルでとらえられるネットワークであるものの、実際には同一県内に複数の拠点を持つ地域もあれば、拠点の全くない県域も少なくない（図2-3）。また、結成から一貫して存在している組織もあれば、最近になって新たに結成されたり、かつては存在したがすでに解散ないし消滅したというところもある。組織規模や活動内容、活動頻度等についても様々であり、県域レベルにおける各ネットワークの状況は著しく異なっている。



2) 県域レベルにおける専門性横断的ネットワーク

県域レベルにおける専門性横断的ネットワークとは、「過労死」というテーマを共有する医師や弁護士、組合関係者、遺族などがそれぞれの立場を超えて専門性横断的に結びつく県域レベルでのネットワークである (図2-4)。

前述の縦断的ネットワークが専門性に基づいて結びついてきたのに対し、県域レベルの専門性横断的ネットワークが共有するのは、「過労死」というテーマである。「大阪過労死問題連絡会」が示しているように、過労死問題に関わる運動組織



は「過労死」という用語を用いる事で問題の所在を明確化し、関心をもって集まってきた専門家や関係者を組織化することで「医学的、法的、運動面でのそれぞれの立場を総合した（労災—引用者注）認定に取り組むシンクタンク」となっていった。

また、県域レベルにおける専門性横断的ネットワークには、組合関係者、医師・弁護士、過労死遺族以外にも、過労死問題に対する社会運動の協力者や支援者が参加している。例えば「北海道過労死問題研究会」は、弁護士・医師、労働組合関係者のほかに、保健師、新聞記者などを含んで組織され、毎年「過労死を考える市民集会」を開催し過労死劇の上演にも取り組んでいる¹²³。また、名古屋では弁護士を中心にしながらも、誰でも参加可能な「過労死研究会（学習会）」を延べ50回以上開催しており、その時々で弁護士や遺族に加えて、社会保険労務士などが参加している¹²⁴。専門性横断的ネットワークの構成者やその範囲の実際は多様かつ流動的であるが、少なくとも県域レベルにおける専門性横断的ネットワークは、過労死問題に関心を持つ様々な立場の市民に対し、それぞれの専門的知識や経験を交換・共有する一つの場になっていると考えられる。

3) 課題即応型ネットワーク

課題即応型ネットワークとは、過労死問題の中で顕在化した個別課題や必要性に即応して形成される一時的なネットワークであり、全国レベルでも県域レベルでも看取される。このネットワークを視覚化して示すことは難しいが、例えば第3節で詳述したように、団体生命保険問題が顕在化した際には、「団体生命保険全国弁護士」や「団体定期保険のあり方を考える会」が結成され、団体生命保険問題に特化した電話相談の開設やシンポジウムの開催、監督省庁である大蔵省（当時）や生命保険協会への要請行動等が取り組まれた。さらに、毎年11月に開催される「勤労感謝の日を前に・過労死を考えるつどい」は第8回集会（1995年）より過労死問題に関わる団体による実行委員会方式で運営されており¹²⁵、2010年11月の第23回「過労死を考えるつどい」では呼びかけに応じた19の実行委員会構成団体および11の賛同団体によって開催された¹²⁶。また、県域レベルでは、大阪における過労死劇の上演の際に「劇『突然の明日』大阪公演を観る会」が結成されるなどの例が散見される。

このような課題即応型のネットワークの構成員は、すでになんらかのかたちで過労死問題に対する社会運動に関わっていることが多く、その意味で新しいネットワークの形成が社会運動にかかわる市民を量的に拡大しているとは限らない。また、課題が解決した場合

や必要性が低下した場合は解散ないし消滅するため、持続的な組織ではない。しかし、その時々に見える新たな課題や必要性を鋭敏に捉えて柔軟に形成される課題即応型のネットワークは、さまざまな問題に直面する中から次なる対抗手段を創造していく社会運動の営みにとって重要な意味を有するものとして理解できるだろう。

以上より、過労死問題に対する社会運動の展開から、全国および県域レベルにおける専門性別に形成される縦断的ネットワーク、県域レベルにおける専門性横断的ネットワーク、特定の課題に対して形成され必要がなくなれば消滅していく課題即応型ネットワークの3つのタイプのネットワークが重層的に形成されてきたことが明らかになった。このネットワークの中で、弁護士や労働組合関係者、過労死遺族、支援者など多様な市民が行き来することで過労死問題に対する社会運動が展開されてきたというおおまかな構図を描くことができるだろう。

2. 過労死問題に対する社会運動が内包する教育的機能

各組織によって行われる活動は組織ごとに異なる。しかし、過労死問題に対する社会運動の中で、各組織に共通する教育的機能を有する活動として次の2つを捉えることができる。

一つ目は、過労死に関する学習機会の提供である。本章の冒頭に示したように、過労死という言葉そのものが過労死問題に対する社会運動を通じて作り出されてきたものである。過労死のない社会を目指す社会運動にとって、個人的不幸や不運と認識されていた突然死が「過労死だったのかもしれない」と捉え直されたり、現在の労働状況を省みて「このままでは過労死するかもしれない」という問題意識が作られたりするためには、過労死という言葉に対する社会的認知を高めることが重要な意味を持つことになる。過労死に関する学習機会の提供が必要な活動として自覚化されていたことは、「大阪急性死等労災認定連絡会（後の大阪過労死問題連絡会）」が1981年の結成当初に『『急性死』問題について多くの労働者の理解を深めるための啓蒙活動をおこなう』ことを活動目的のひとつに掲げたことが示している。過労死という問題の存在を積極的に発信するために、「大阪過労死問題連絡会」や「過労死弁護団」、「家族の会」等はそれぞれに学習会、講座、集会、シンポジウムなどを数多く開催してきた。これらの多くは、過労死遺族や過労死問題の関係者だけでなく、報道を通じて告知され関心を有する市民に開かれてきた。また、講座や集会に加えて、

出版や演劇など複数の形態で過労死について発信されてきた。新しい用語として過労死が認識され社会問題化していく過程には、重層的なネットワークの中で提供されてきた啓発を目的とする多数の学習機会の存在が看取されるのである。このような社会運動組織による学習機会の提供は、NPOの教育的機能として指摘されるものと共通する¹²⁷。

二つ目は、相談活動である。過労死問題に対する社会運動では、過労死弁護団や大阪過労死問題連絡会、「家族の会」などそれぞれの組織が恒常的に相談を受け付けている。このような相談活動は、過労死問題に対する社会運動の起点から現在まで一貫して実施されており、新たに発生している潜在的な過労死事案を常に顕在化させ続けるという点で、過労死問題に対する社会運動の中で最も根幹的な活動と評することができる。過労死問題に対する社会運動の中でも、過労死弁護団を中心とする「過労死・過労自殺110番」は毎年1回ないし2回、全国各地の過労死弁護団やそれに協力する弁護士・医師によって開設される電話による無料の相談活動であり、過労死問題に関して最大規模で継続実施されてきた相談活動であるといえる¹²⁸。「過労死・過労自殺110番」では、1988年6月から2012年6月までの15年間で延べ10,350件の電話相談を受けている。相談は、身近な人の過労死を疑う遺族のほか、長時間労働による健康不安や企業の法令違反を感じている労働者本人やその家族からである。既述のように、この電話相談をきっかけに過労死遺族が弁護士と直接面会し、労災認定申請や企業との交渉へと行動を起こしていった事例も多い¹²⁹。ただし、すべての相談者が電話後に弁護士との面談や労災認定申請など実際に何らかの行動を起こしているわけではない。

NPOに関する教育研究では、学習機会の提供に比して相談活動に積極的な教育的機能を見る指摘は少ないが、当事者が声を上げることの重要性は指摘されている¹³⁰。社会問題の個人化が進む今日において、個人が実生活から導かれる問題に対して声を発することは、社会問題を発見する上でますます重要になっている。相談活動とは相談者によって発せられた声を「聴く」活動であり、相談から次の具体的行動へと誘う活動である。長時間労働の労働者やその家族・遺族にとって外部の組織に相談するという事は、長時間労働による自身や家族の健康不安や生活破壊への危機感、死別によるこれまでの生活の喪失など、今直面しているなんらかの困難を整理したり解決したりするために起こされる初発の行動である。これに対して、相談への対応は相談者の経験や感情に対する傾聴、法的・行政的手続きや医療・福祉についての情報提供、近隣の弁護士等の紹介など多岐にわたる。後に第4章の事例を通じて詳しく見るように、相談活動の内包する教育的機能とは、相談に対

する情報・知識の提供よりも、相談を通じて発せられた声を聴き、これを一つの契機として相談者を問題解決に向けた行動へと結び付けていくものとして評することができるだろう。

これら2つの教育的機能を考究する上で重要な課題としては、「正統な知識」をめぐるせめぎあいが指摘される。すでに明らかにしたように、過労死の存在を認めるかどうか自体が論争的なテーマであった。過労死の存在が否定的に捉えられていたことは、労災申請の際に労働基準監督署の係官に「過労死なんていう言葉は遺族が勝手に作った言葉だから」と言われたというエピソード（1988年当時）や、「過労の定義づけがなかなかできない、疲労の定義づけもできない。それなのにその上に過労死というように死までがついてくるということで大変難しい問題」と疑義が示された社会医学・臨床医学・労働医学等の専門家による対談（1991年）などが端的に示している¹³¹。また、過労自殺が登場した時期には、遺族間でも「なぜ自殺が過労死になるのか」という問いが過労死の遺族から過労自殺の遺族に向けられたという¹³²。さらに、被災の業務起因性をめぐって医師による「意見書」が真っ向から対立し、医学上の論争となることは今日でも珍しくない。過労死問題は遺族や使用者だけでなく、専門家を巻き込んで「どの／誰の知識を正統な知識とするのか」が争われてきた場であると言ってよいだろう。

NPOにおける学びや活動を検討する中で、「だれの知識が正統性をもつのか」を問うた高橋満は、正統な知識として絶大なパワーをもっていた専門家の知識に対して、NPOが向き合う諸課題では「社会的差別や不正を経験した人の知識、地域の権力構造に精通した人の知識、それを支える専門家の知識の力が、それぞれ固有の意味をもつ」ことを指摘している¹³³。本章に即して言い換えると、死別を経験した過労死遺族の知識、組合関係者によるネットワークが有する労働運動を進めるための具体的手法や組織運営に関する知識、弁護士や医師の専門的知識がそれぞれ固有の意味を有すると解することができる。しかし、それぞれ固有性をもつ知識が同等に存在しているというだけではなく、実際には専門家間や過労死遺族間でそれぞれに知識の正統性をめぐる揺らぎやせめぎあいが生じており、社会運動そのものが「問題の定義づけ・解決法をめぐって構築された複数の解釈枠が同意・『共鳴』を求めせめぎあう抗争の場¹³⁴」となっていることが指摘される。

以上より、過労死問題に対する社会運動の中で形成されてきた重層的ネットワークの存在と、ネットワークに埋め込まれた2つの教育的機能について明らかになった。このような中に身を置くことを通じて、過労死遺族は問題の解決主体として変容していくものと考え

えられる。したがって次章では、重層的ネットワークの中でも遺族組織に焦点を当て、その実像を掘り下げることにはしたい。

【註】

- ¹ 例として『広辞苑（第六版）』岩波書店、2008年。主要な国語辞典において過労死に関する定義はほぼ共通しており、英語表記も“death from overwork”が定訳化している。
- ² 上畑鍔之丞・何頻・関谷栄子「社会医学からみた過労死—『過労死110番』の現場から」田中正敏・津田彰編『現代のエスプリ（ストレスと過労死）』No.290、至文堂、1991年9月号。
- ³ 厚生労働省「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について」基発第1063号、平成13（2001）年12月12日。労働行政においては、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患・虚血性心疾患等に対して、「『過労死』等事案」と呼称される。
- ⁴ 過労死110番全国ネットワーク（<http://karoshi.jp/index.html>）、2010年12月30日取得。
- ⁵ 熊沢『働きすぎに斃れて』（前掲）、pp.15-16。
- ⁶ 労災保険は、労働者災害補償保険法に基づく制度で、業務上災害又は通勤災害により、労働者が負傷した場合、疾病にかかった場合、障害が残った場合、死亡した場合等について、被災労働者又はその遺族に対し所定の保険給付を行う制度である。
- ⁷ 遺族補償給付は以下の受給資格者のうち最先順位者に支払われる。受給資格者とその順位は、①配偶者（妻は要件なし。夫の場合は60歳以上または一定障害）、②子（18歳以下または一定障害）、③父母（60歳以上または一定障害）、④孫（18歳以下または一定障害）、⑤祖父母（60歳以上または一定障害）（以下略）となっている。
- ⁸ 自殺については「心理的負荷による精神障害の認定基準」の通達（平成23年12月26日付、基発1226第1号）に伴い、「判断指針」は廃止された。ただし、以下で検討する社会運動の展開過程はこの通達の施行以前にあたるため、自殺認定については「判断指針」を取り上げることになる。自殺に関する新「認定基準」が認定にどのような影響を与えるのかについては、今後注視される必要がある。
- ⁹ 川人博『過労死と企業の責任』社会思想社、1996年、p.59。本書は1990年に同名で労働旬報社から出版されたが、1996年に現代教養文庫として社会思想社から再版された際に大幅な加筆がなされている。以下の引用はすべて再版本（社会思想社）による。
- ¹⁰ 熊沢『働きすぎに斃れて』（前掲）、p.18。
- ¹¹ 同上。
- ¹² 『過労死110番20年のあゆみ』過労死110番全国ネット・過労死弁護団全国連絡会議発行、2008年6月、pp.115-120。
- ¹³ 中寫清美（立命館大学大学院社会学研究科研修生）・岡部まり（立命館大学社会学部）「過労死家族会の社会活動」、日本社会福祉学会第56回全国大会報告、2008年10月10日。
- ¹⁴ 川北稔「社会問題を『発見』する社会運動—ラルフ・ネーダーによる欠陥自動車の告発運動—」大畑裕嗣・成谷哲・道場親信・樋口直人編『社会運動の社会学』有斐閣、2004年、pp.36-47。
- ¹⁵ 同上 p.40。
- ¹⁶ 同上 p.45。
- ¹⁷ 熊沢『働きすぎに斃れて』（前掲）、p.16。
- ¹⁸ 上畑『過労死サバイバル』（前掲）、p.26。

- ¹⁹ 同上 p.24。
- ²⁰ 田尻俊一郎『道標—田尻俊一郎過労死問題意見書集—』大阪過労死問題連絡会発行、1998年、p.5。
- ²¹ 民主法律協会とは、1956年に平和・民主主義・国民の権利を守り、発展させることを目的として結成されたシンクタンク。大阪を中心に弁護士・学者・研究者ほか約450名、労働組合・市民団体約250団体を擁する。過労死問題のほか、リストラ・派遣労働・パート等の問題に取り組み、機関紙の発行・政策提言・年一回の権利討論集会等を実施している。(http://www.minpokyo.org/index.html、2006年12月19日取得)
- ²² 大阪労働者の生命と健康を守る実行委員会とは、総評時代に労働組合の中央組織として設置されていた「労働者安全センター」に代わるものとして、「労働者のいのちと健康を守る安全センター」設立を推進した組織(1998年に「働くもののいのちと健康を守る全国センター」発足)。なお、社会教育研究では大阪労災職業病対策連絡会の取り組みを取り上げた先行研究として、阿久津一子「労働者教育と生存権—労働災害職業病闘争における教育学習活動の意義—」(『日本社会教育学会紀要』No.8、1972年)がある。
- ²³ 田尻(前掲)、p.9。
- ²⁴ 同上 p.6。
- ²⁵ 松丸正「「急性死」等労災認定連絡会発足へ」『民主法律』170号、民主法律協会発行、1981年(大阪過労死問題連絡会ホームページ、http://homepage2.nifty.com/karousirenrakukai/15-011=renrakukaikessei.htm、2010年9月28日取得)。
- ²⁶ 松丸正「大阪過労死問題連絡会の歩み」『道標』(前掲)、p.255。
- ²⁷ 同上。
- ²⁸ 同上、p.256。
- ²⁹ 朝日新聞1985年11月12日付。
- ³⁰ 松丸『道標』(前掲)。
- ³¹ 『過労死110番20年の歩み』(前掲)、p.8およびp.33。
- ³² 一部医師が加わっているため『過労死110番』全国ネットワーク」という名称も並列して使用されている。
- ³³ 朝日新聞1988年11月18日付。
- ³⁴ 玉木一成「あとがきにかえて」『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』(前掲)、pp.323-324。
- ³⁵ 結成に関わった遺族Kへのインタビューより(2009年6月24日、於愛知健康センター)。また、結成当時の遺族および各事件の経緯については、中生加康夫『「過労死」と妻たち』(風媒社、1989年)に一部収録あり。
- ³⁶ 馬淵郁子「はしがき」『日本は幸福か』(前掲)、p.4。
- ³⁷ 朝日新聞1991年3月27日付では7か所。朝日新聞1991年4月15日付の報道では「宮城」が欠落し6ヶ所となっている。結成当時の状況については未詳な点がある。
- ³⁸ 以上、玉木(前掲)より。
- ³⁹ 以上、杉浦常男「すべての過労死を救おう」『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』(前掲)、pp.141-144。
- ⁴⁰ 以上、八木光恵『さよならも言わないで—「過労死」したクリエイターの妻の記録—』双葉社、1991年、p.261より。
- ⁴¹ 「大阪過労死問題連絡会と過労死をなくす闘いの年表」、大阪過労死問題連絡会HP(http://homepage2.nifty.com/karousirenrakukai/6=NENPYO.htm、2010年10月14日取得)。
- ⁴² 大阪過労死問題連絡会編『さよなら過労死—人間らしく生きるために』かもがわ出版、1990年。
- ⁴³ 森岡孝二編『激論! 企業社会—過労死と働き方を考える学生フォーラム』岩波書店、1995年。

- ⁴⁴ 第1回の開催経緯については、過労死を考えるつどい実行委員会準備会「勤労感謝の日を前に過労死を考えるつどい・ご参加とご協力のお願い」(2010年10月付)の説明に基づく。
- ⁴⁵ 過労死遺族による手記として、八木光恵『さよならも言わないで』(前掲)、飯島千恵子『たんぼぼー過労自殺を労災認定させた家族と支えた人々』(かもがわ出版、2003年)他。弁護士によるものとして、藤本正『ドキュメント「自殺過労死」裁判』(前掲)等。ジャーナリストによるものとして、広田研二『この命守りたかったー検証・木谷公治君の過労自殺ー』(かもがわ出版、2000年)等。
- ⁴⁶ 松丸『道標』(前掲)、p.256。なお、朝日新聞連載をもとに中生加康夫『「過労死」と妻たち』(前掲)が出版されている。
- ⁴⁷ CHICAGO TRIBUNE, Nov. 13, 1988(US) (『過労死 110 番 20 年のあゆみ』[前掲]、pp.93-94 に再録)。なお、本紙で取り上げられた椿本精工・平岡悟急性心不全死亡事件は、大阪「過労死 110 番 (電話相談)」を契機に大阪で取り組まれていた当時の過労死問題を代表する事件である。その後、過労死問題に関する海外報道は、『過労死 110 番 20 年のあゆみ』にまとめられたものだけで英・米・独・仏・スペイン・スウェーデン・カナダ・ユーゴスラビア・シンガポール・香港の 10 ヶ国 (地域) の各紙および国際機関誌に及んでいる (pp.93-114)。
- ⁴⁸ 『日本は幸福か』(前掲)、p.299。
- ⁴⁹ 日本経済新聞 1991 年 8 月 30 日付。
- ⁵⁰ 川人博『過労死と企業の責任』(前掲)、p.212。
- ⁵¹ 同上 p.4。
- ⁵² 同上。
- ⁵³ 岩田大賢・久子「亡き娘へ」『日本は幸福か』(前掲)、p.238。また、和解成立後の手記として、岩田大賢・久子「同じ悲劇をくり返させないために」『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』(前掲)、pp.151-161。
- ⁵⁴ 川人『過労死と企業の責任』(前掲)、p.34。
- ⁵⁵ 平岡事件の詳細については、森岡孝二『企業中心の時間構造ー生活摩擦の経済学ー』(青木書店、1995年)・熊沢誠(前掲)・川人同上等を参照。
- ⁵⁶ 団体定期保険は厳密には団体生命保険のうち保険期間1年の保険をさすが、実体としては団体定期保険と団体生命保険は同義で用いられており、団体定期生命保険と表記されることもある。過労死問題に対する運動では「団体生命保険」が用いられてきた傾向があるため、本研究では「団体生命保険」に統一する。
- ⁵⁷ 「団体定期保険の運営基準」の定義によると、団体定期保険とは「団体選択(被保険者個々人に医的診査などを行わず、被保険者団体そのものを対象として危険選択を行うことー引用者注)が可能な団体所属員のうち、一定の資格を有する者を被保険者とし、団体又は被保険者団体の代表者を保険契約者とする保険期間1年の死亡保険」をいう(家田崇「従業員を被保険者とする『他人の生命の保険』ー団体定期保険の考察を中心として」『名古屋大学法政論集』v.174、名古屋大学大学院法学研究科、1998年)。
- ⁵⁸ これに対し「Bグループ」は、従業員の任意加入によるもので、「Aグループ」に対して加入・脱退に任意性があり、掛金が従業員負担であること等の違いがある。いずれも「団体定期保険の運営設置」(行政通達)に定められている(中林真理子「団体定期保険市場におけるモラル・ハザードー企業保険市場におけるモラル・ハザードの位置づけ」『商学研究論集』第4号、明治大学大学院、1996年2月)。
- ⁵⁹ 中村(前掲)、p.255。
- ⁶⁰ 本間照光『団体定期保険と企業社会』日本経済評論社、1997年、p.iii。
- ⁶¹ 池田直樹「団体定期保険問題の到達点」『民主法律』233号、1998年2月(大阪過労死問題連絡会 HP (<http://homepage2.nifty.com/karousirenrakukai/index.htm>、2010年10月22

- 日取得)。
- ⁶² 「社員『過労死』会社は太る」朝日新聞 1991 年 10 月 5 日付。
- ⁶³ 村松季代子「夫は、死ぬ場所を求めて家に戻った」『日本は幸せか』(前掲)、p.62。
- ⁶⁴ 鈴木美穂「団体生命保険への疑問とそれからの闘い」『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』(前掲)、p.164。
- ⁶⁵ 本件は 1997 年 3 月 24 日静岡地裁浜松支部判決において、団体生命保険契約が被保険者の同意として不十分として保険契約そのものが無効と判示された。団体生命保険の有効性に関する初めての判決として特筆される。また同判決では、団体生命保険の運用実態について言及し、生命保険会社に対して団体生命保険の改善措置を講ずることを望んでいる。詳細は家田(前掲)参照。
- ⁶⁶ 例として、「労組や市民団体、大蔵省に調査要請へ—内容の開示要求・団体保険問題—」朝日新聞 1996 年 7 月 25 日付。
- ⁶⁷ 本判決は、団体生命保険の有効性に関する初めての判決としての意義をもつ。家田(前掲)参照。
- ⁶⁸ 山野嘉朗「団体定期保険金の帰属先」『保険事例研究会レポート』第 218 号、生命保険文化センター、2007 年 10 月、p.8。
- ⁶⁹ 家田(前掲)ほか。
- ⁷⁰ 本間(前掲)、p.251。
- ⁷¹ 川人博『過労自殺』岩波書店、1998 年、p.60。
- ⁷² 小倉『エンドレス・ワーカーズ』(前掲) p.7。
- ⁷³ 熊沢『働きすぎに斃れて』(前掲)、p.19。
- ⁷⁴ 川人『過労自殺』(前掲)、pp.61-63。
- ⁷⁵ 当時取り組まれていた代表的な過労自殺事例は、概ね以下の 2 冊に集録されている。川人『過労自殺』(前掲)。ストレス疾患労災研究会・過労死弁護団全国連絡会議編『激増する過労自殺—彼らはなぜ死んだか—』皓星社、2000 年。
- ⁷⁶ 藤本正『ドキュメント「自殺過労死」裁判』(前掲)、pp.5-6。判決は東京地方裁判所、1996 年 3 月 28 日。
- ⁷⁷ この後、2000 年 6 月に電通が遺族に謝罪した上で約 1 億 6858 万円の賠償金を支払うという和解が成立。川人『過労自殺』(前掲)、p.28 を参照。
- ⁷⁸ 最高裁判決文より(事件番号：平成 10(オ)217)。
- ⁷⁹ なお、2011 年末には、判断指針に代わり新たに「心理的負荷による精神障害の認定基準」が通達され、心理的負荷となる労働時間数が初めて示された(平成 23 年 12 月 26 日付)。
- ⁸⁰ 過労死劇の上演は 2006 年までを含むため、「問題の可視化」期(1988 年～2001 年)を超えているが、過労死劇の上演の中核は 90 年代にあることから、本節では「問題の可視化」期の特徴的な側面として位置づける。
- ⁸¹ 「星逢ひ」は劇団三輪舎によるオリジナル脚本で初公演は 2000 年。劇団三輪舎 HP より(<http://homepage2.nifty.com/sanrinsya/>、2006 年 12 月 20 日取得)。
- ⁸² 岩城稔「大成功を収めた『過労死劇』上演運動—希求座『突然の明日』富田林公演に 1200 人—」『民主法律時報』民主法律協会、1992 年 10 月
(<http://homepage2.nifty.com/karousirenrakukai/15-036=daiseikokaroshigeki.htm>、2006 年 12 月 19 日取得)。
- ⁸³ 大阪過労死問題連絡会ホームページ
(<http://homepage2.nifty.com/karousirenrakukai/3=gyojiannai.htm>、2006 年 12 月 19 日取得)。
- ⁸⁴ 希求座の結成と過労死劇の創作については、中生加康夫「家族の立場から」『現代のエスプリ』(前掲)で言及されている。
- ⁸⁵ 岩城(前掲)。
- ⁸⁶ 神戸職演連とは、神戸職場演劇連絡会を前身にもつアマチュア劇団サークル。1958 年に

各職場にあった演劇部が「神戸職場演劇連絡会」として発足。1975年以降は「単一の創造体」として公演活動が続いている (<http://www33.tok2.com/home/shokuenren/>、2006年12月20日取得)。

- ⁸⁷ 朝日新聞（大阪市内版）2006年11月9日付など。
- ⁸⁸ なお、劇団希求座はその後も薬害問題や郵政民営化問題など時々の社会問題を題材にしたオリジナル脚本の創作・上演を続け、2009年8月に解散した。
- ⁸⁹ 松丸『道標』（前掲）。
- ⁹⁰ 全労連の組織である「働くもののいのちと健康を守る全国センター」が果たしてきた役割の重要性も推察されるが、本センターについては本研究が対象とする過労死問題だけでなく、より広範な職業病・労働災害に関わって機能していることや、複数の地域センターを有する都府県に対し地域センターのない県もあるため地域により相当に実態が異なることが想定されることなど、本研究での検討を超える部分がある。
- ⁹¹ 上畑『過労死サバイバル』（前掲）、p.54。
- ⁹² 熊沢『働きすぎに斃れて』（前掲）、p.24。
- ⁹³ 森岡孝二『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店、2010年。
- ⁹⁴ 例として、社会政策学会編『働きすぎ』（2006年、前掲）、小倉一哉『エンドレス・ワーカーズ』（2007年、前掲）など。
- ⁹⁵ 雑誌での特集として、「過労死大国」『週刊エコノミスト』2006年7月25日号、「雇用崩壊」『週刊東洋経済』2007年1月13日号、ほか多数。
- ⁹⁶ 第66回労働政策審議会労働条件分科会議事録（厚生労働省HP）、<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/txt/s1024-3.txt>、2011年1月19日取得。
- ⁹⁷ 鈴木美穂氏（全国過労死を考える家族の会代表世話人・当時）へのインタビューより（2009年6月24日）。
- ⁹⁸ ホワイトカラー・エグゼンプション制度については、森岡孝二「ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入は何をもたらすか」関西大学経済・政治研究所編『ビジネス・エシックスの諸相と課題』2006年3月、および濱口桂一郎『新しい労働社会』（前掲）等。
- ⁹⁹ 濱口同上のほか、『週刊東洋経済』2007年1月13日号、「しんぶん赤旗」2006年12月12日、2006年12月21日に掲載。
- ¹⁰⁰ 労働団体・法律家団体による意見書・表明については、大阪過労死問題連絡会ホームページ参照 (http://homepage2.nifty.com/karousirenrakukai/24=whitecolor_exemptiontokushu.htm、2011年1月21日取得)。
- ¹⁰¹ 第一章で詳述したように、過労死遺族が企業別組合を相手取って提訴し、組合員の過労死に対する労働組合の責任を問うという試みもその一つである。
- ¹⁰² 以下、「36協定」に関する運動については、主に大橋恭子（弁護士）「企業の36協定情報公開訴訟 一部認容判決」（『民主法律時報』395号、2005年4月）、松丸正（弁護士）「36協定の情報公開訴訟判決とその活用」（『民主法律』263号、2005年8月）、同「過労死・過労自殺をなくす取り組み—36協定を中心に」（『民主法律』272号、2008年2月）を参照した。
- ¹⁰³ 森岡「ホワイトカラー・エグゼンプション制度の導入は何をもたらすか」（前掲）、p.161など。
- ¹⁰⁴ 「36協定」で認められる時間外労働の限度時間は、厚生労働省により原則として月45時間、年360時間以内等と定められている（平成10年10月28日労働省告示第154号）。ただし、告示のため法的拘束力はない。
- ¹⁰⁵ 労働基準オンブズマンとは、労働基準法・労働安全衛生法違反の公訴・告発を通じて過労死の予防に取り組むことを目的とした市民団体である。労働基準オンブズマン『しない・させない・サービス残業』（旬報社、2002年）、および労働基準オンブズマンHP

- (<http://www004.upp.so-net.ne.jp/rouki/index.html>、2011年1月20日取得)を参照。
- 106 松丸「過労死・過労自殺をなくす取り組み」(前掲)。
- 107 全国医師ユニオン (<http://union.or.jp/30/110036.html>、2011年1月20日取得)。
- 108 松丸正「今こそ過労死企業の情報公開訴訟へ」『民主法律』276号、2009年2月。足立賢介「過労死企業の情報公開を求めて」『民主法律時報』441号、2009年3月。
- 109 「全国過労死を考える家族の会ニュース」第50号、2010年4月15日発行。
- 110 足立(前掲)。
- 111 「全国過労死を考える家族の会ニュース」第50号(前掲)。
- 112 過労死弁護団全国連絡会議「『過労死防止基本法』の制定を求める決議」2008年9月26日付(過労死110番全国ネットワークホームページ、<http://karoshi.jp/katudo4.html>、2011年1月22日取得)。日本労働弁護団「『過労死等防止基本法』の制定と長時間労働の規制強化を求める決議」2008年11月15日付(日本労働弁護団ホームページ、<http://roudou-bengodan.org/proposal/detail/gen081115d.php>、2011年1月22日取得)。
- 113 大阪過労死問題連絡会ホームページ、過労死110番全国ネットワークホームページ等で公表されている(2011年1月22日)。
- 114 「全国過労死を考える家族の会ニュース」第51号、2010年10月20日発行。
- 115 寺西笑子(全国過労死を考える家族の会代表)「院内集会成功のお礼とご報告」2010年11月3日付メール。
- 116 岩城穰(講演)「『過労死等防止基本法』の制定を目指して」「第23回過労死を考えるつどい」記念講演、於中央大学、2010年11月19日。なお、同講演において岩城は本法の制定が「制定された際の影響力の大きさゆえに」相当に困難な道であるとの認識を示している。
- 117 同上。
- 118 大串隆吉「労働者の権利と社会教育」日本社会教育学会編『現代的人権と社会教育の価値』東洋館出版社、2004年、p.163。
- 119 働くもののいのちと健康を守る全国センターHP (<http://www.inoken.gr.jp/index.htm>、2011年1月14日取得)。
- 120 過労死110番全国ネットワークHP(<http://karoshi.jp/index.html>、2011年1月14日取得)。
- 121 森岡孝二『企業中心社会の時間構造』(前掲)、p.25。および過労死110番20周年記念シンポジウムでの森岡による講演「過労死110番と『働きすぎ』社会」より(2008年6月11日、於虎ノ門パストラル)。
- 122 川人博「過労死・過労自殺と公共性」山脇直司・金泰昌編『組織・経営から考える公共性(公共哲学18)』東京大学出版会、2006年。
- 123 高崎暢「北海道」『過労死110番20年のあゆみ』(前掲)、p.11。
- 124 岩井羊一「名古屋の過労死弁護団の活動」同上、p.20。
- 125 「(実行委員会は)つどいの趣旨に賛同し、分担金(1口5000円。全国団体はできるだけ4口以上)を納入いただいた組織で構成します。その他個人の賛同者や実行委員会には参加しないが賛同される団体にも賛助金(額は任意)に協力いただき、つどいへ参加していただきます。」「ご参加とご協力のお願い」実行委員会準備会、2010年10月付。
- 126 実行委員会は7つの遺族組織の他、東京社会医学研究センター、働くもののいのちと健康を守る全国センターおよび東京センター、全労連、全日本建設交通一般労組、日本医労連、新聞労連、出版労連、国鉄労組、全日本民医連、東京土建一般労組、東京地評で構成された。賛同団体は、過労死弁護団全国連絡会議(協賛)、全国じん肺弁護団連絡会議、全労働省労組、民放労連関東地連、建設関連労連、時事通信労組、生協労連、東京民医連、東京社保推進協議会、全国保険医団体連合会。
- 127 佐藤一子編『NPOの教育力—生涯学習と市民的公共性—』東京大学出版会、2004年。
- 128 「過労死・過労自殺110番」では、発症事案・死亡事案だけが相談されるわけではなく、

過労死の発生を危惧しての相談も多い。過労死110番ネットワークHP(<http://karoshi.jp/>)。

¹²⁹ 過労死110番ネットワークHP(<http://karoshi.jp/>)のデータをもとに筆者集計(2012年7月18日取得)。「過労死110番」の他、同団体が実施した「職場の自殺110番(2011年)」や「残業・過労110番(2005年)」「熱中症110番(2004年)」の相談件数を含む。

¹³⁰ 例として、高橋満「NPOにおける学びの公共性」佐藤編(前掲)。

¹³¹ 遺族のエピソードは、全国家族の会編『日本は幸福か』(前掲書)p.84。対談は『現代のエスプリ』No.290(前掲書)。

¹³² 過労自殺遺族へのインタビューより(2009年1月、於京都)。

¹³³ 高橋(前掲)、p.37。

¹³⁴ 吉田正純「社会運動研究における『文化的転向』以後の学習論の諸相」『京都大学生涯学習学・図書館情報学研究』vol.5、2006年。

第3章 「過労死を考える家族の会」と過労死遺族の実像

本章では、過労死問題に対する社会運動組織のうち、遺族組織を取り上げる。過労死遺族の縦断的ネットワーク「過労死を考える家族の会」は、約20年にわたって活動を続けてきた。過労死問題に対する社会運動に関わってきた関係者によって、結成当初「なぐさめあい涙を流すだけの団体」で「顔を伏せ名前を伏せ」てきた遺族たちが、現在は「とても強く」なり過労死問題の解決に向けて「立ちあがった」と言及され、遺族や遺族組織の変化が経験的に認識されている¹。しかし、管見の限りこの遺族組織を研究対象として取り上げた先行研究はなく、遺族や遺族組織の変化はもちろん、組織構成や活動内容の現状についても客観的にはほとんど明らかになっていない。

そこで本章では、遺族組織「過労死を考える家族の会」に焦点をあて、不本意にも過労死問題に巻き込まれた存在である遺族がどのような組織を形成してきたのか、また遺族にとって遺族組織はどのような存在であるのか、さらに遺族組織に関わりながら遺族自身がどのような行動をとっているのかという課題について、主に量的調査を通じて明らかにする。

第1節 調査概要

本章で主に用いるのは、筆者が実施した二つの調査データである。一つは、全国8か所の「過労死を考える家族の会（以下、「家族の会」）」の組織に関する調査（以下、組織調査）である。もう一つは、「家族の会」の会員に関する調査（以下、会員調査）である。

現在、遺族による実質的な活動を有する「家族の会」は全国9か所に組織されている（表3-1）²。このうち、本調査は調査時（2008年）に組織されていたすべての「家族の会」（1-8の太線枠内）を対象とした。9の「静岡過労死を考える家族の会」については、本調査後である2009年に結成されたため、本調査の対象には含まれていない。

なお、県域レベルで形成されている遺族組織はそれぞれ都道府県名ないし都市名を關しているが、都道府県名・都市名を以下便宜的に地区と称する。

表3-1 過労死の遺族組織一覧

	組織名	結成年	略称
	全国過労死を考える家族の会	1991年	全国家族の会
1	名古屋過労死を考える家族の会	1989年	名古屋家族の会
2	東京過労死を考える家族の会	1990年	東京家族の会
3	大阪過労死を考える家族の会	1990年	大阪家族の会
4	京都労災被災者家族の会	1990年	京都家族の会
5	長野過労を考える家族の会	1991年	長野家族の会
6	岡山過労死を考える家族の会	1995年	岡山家族の会
7	山梨過労死を考える家族の会	1998年	山梨家族の会
8	兵庫労災を考える家族の会	2003年	兵庫家族の会
9	静岡過労死を考える家族の会【調査時未結成】	2009年	静岡家族の会

調査方法は以下のとおりである。組織調査は、各地区「家族の会」の世話人（「家族の会」は会長や代表ではなく世話人をおく）計8名に対して調査票を直接配付し、郵送またはFAXによって回収した（2009年1月に配付、回収1-6月、回収率100%）。このアンケートを集計したのち、同様の方法で補足アンケートを再度実施した（2009年9月）。一方、会員調査は各地区「家族の会」会員に対して各地区の世話人を通じて調査票を配付、郵送によって回収した³。調査期間は2009年9-10月で、配付数231通、回収数121通（無効票なし）、回収率は52.4%であった⁴。なお、本調査は「家族の会」会員を対象にした初めての悉皆調査である。

第2節 「過労死を考える家族の会」の組織特性

本節では、過労死遺族がどのような組織を形成してきたのかについて、関連資料および組織調査をもとに明らかにする。

1. 遺族組織の結成と消滅

過労死の遺族組織は1989年の「名古屋過労死を考える家族の会（以下、「名古屋家族の

会))」の結成を嚆矢とする。「名古屋家族の会」は、弁護士の発案により、相互に出会う機会のなかった過労死遺族の交流の場として結成された。その後、「家族の会」は各地で結成されていく。管見の限り、「家族の会」は最大で北海道・仙台（または宮城）・東京・山梨・静岡・長野・石川（または金沢）・名古屋・大阪・京都・兵庫・岡山の12ヶ所で結成された（第2章参照）。しかし、北海道・仙台（または宮城）・石川（または金沢）の各地区「家族の会」の詳細についてははっきりしておらず、上記表3-1の遺族組織のほかに現在「全国家族の会」が事務局を公認しているのは「北海道過労死を考える家族の会」のみで⁵、その他の「家族の会」は活動を中核的に担う過労死遺族がいなくなることで活動休止状況になり、そのまま自然消滅していったようである。

一方で、「家族の会」は必要に応じて結成されることもある。具体的な例として、「静岡過労死を考える家族の会（以下、「静岡家族の会）」を取り上げる。「静岡家族の会」は東京や大阪の「家族の会」とほぼ同時期となる1990年から1991年の間に一度結成された⁶。しかし、いつ頃からなのかは不明であるが、活動を継続して担う遺族がいなかったことで、この「静岡家族の会」は自然消滅の状況にあったことが推測される。一方で、2000年代になると「名古屋家族の会」に静岡在住の会員が入会するようになり、静岡での「家族の会」を立ち上げが構想されるようになる。そして、息子を過労自殺で亡くした両親が中心になり⁷、先に所属していた「名古屋家族の会」の協力のもと、2009年に新たに「静岡家族の会」が結成された⁸。直近では、2011年2月の新「静岡家族の会」総会に6家族9名が参加している⁹。新「静岡家族の会」関係者は以前静岡の地に「静岡家族の会」があったことを認識していなかったことから、前「静岡家族の会」と新「静岡家族の会」に連続性を見ることはできない¹⁰。

このように、遺族組織は必要に応じて各地で結成され、活動の中心的担い手がいなくなればそのまま自然消滅し、新たに担い手が現れるとまた結成されるということを繰り返しており、今日までにいつどこで「家族の会」が結成されたのか、さらに結成された「家族の会」が消滅に至るまでの過程等について客観的な把握はなされていない。地区レベルの遺族組織が維持されるためには、地区内において一定量の過労死遺族が常に新規入会し自身の事件終結の後に他の遺族を支援する側へ回っていくという支援者形成の循環が生じる必要があるが、その循環自体、過労死遺族が新たに生み出されることを前提とすることになり、また大都市圏以外の地区にとって現実的ではない。地区レベルにおける遺族組織の解散・消滅は、それまで蓄積された人的資源や経験が継承されないというデメリットを含

んでいる。一方で、組織維持を目的とせず必要に応じて結成し必要がなくなれば解散・消滅するという組織形態の柔軟性は、結果的には20年という長期にわたる過労死問題に対する社会運動を形骸化や疲弊させることなく展開させてきた一つの鍵であり、メリットでもあったと考えられる。

2. 全国組織と地区組織との関係

「家族の会」は、全国組織「全国過労死を考える家族の会（以下、「全国家族の会）」および地区組織によって構成される。「全国家族の会」は各地区「家族の会」会員を本会員とし、各地区の世話人による世話人会が中心になって運営される全国組織であり、1991年に結成された¹¹。世話人会は、定期総会で選出される代表世話人1名・会計2名・会計監査2名および各地区の「家族の会」から選出される世話人で構成される¹²。2009年には事務局が新設され、事務局は代表世話人のほか定期総会で承認された世話人及び会員によって組織されている。事務局の所在地（連絡先）が東京の弁護士事務所になっていることや、世話人会（組織運営に関する会議）に弁護士が同席して助言を行う場合があるなど、「家族の会」の運営に関して弁護士からの支援が見られるが、「家族の会」には専任（専従）のスタッフはおらず、組織運営は世話人を中心とした遺族によってボランティアに担われている。以上より、「家族の会」を運営する世話人会・事務局ともに過労死遺族で構成されており、運営面では遺族による自助グループという基本的な性質を見ることができる。

「全国家族の会」によるもっとも大規模な活動は、毎年11月に開催される「全国統一行動」の企画実施である。「全国統一行動」では、午前に厚生労働省および地方公務員災害補償基金本部に対する労災および公災（公務災害）認定要請、午後に厚生労働省前での街頭演説と「全国家族の会」定期総会、夜にシンポジウム「勤労感謝の日を前に・過労死を考えるつどい」の開催と、一日をかけて行われている¹³。

また、「全国家族の会」によるこれまでの活動で特筆されるものとして、手記集『日本は幸福か』（1991年）と『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』（1997年）の出版活動がある。初代の代表世話人による「まえがき・黙っていても救われない」という題目が象徴するように、出版活動を通じて遺族の率直な思いや直面する具体的な困難を言語化して発信することで、過労死問題の存在と実態を社会に訴えることが目指されていた。また、2007年には「家族の会」を紹介する初めてのリーフレット『過労死家族はひとりぼっちじゃないー大切な人の代わりにはなれないけれどあなたの仲間がいますー』が作成された。本リーフ

レットでは「過労死をなくすたかいは、人間を取り戻す闘い」と謳われ、過労死遺族の一層の組織化を図るために街頭や集会等で配布される。さらに現在は、「全国家族の会」の活動として「4つの要求」、すなわち、「1. 過労死防止基本法の制定、2. 過労死事件を発生させた企業名公表、3. 労災認定基準見直し、4. 原告勝訴判決に控訴しないこと」が掲げられている。ここから、「原因の社会化」期に時期区分される現在、「全国家族の会」においても過労死問題の社会的解決を求める運動内容が強化されていることがわかる（第2章参照）¹⁴。

こうした運動組織としての対外的活動の他にも、自助グループとして会員からの要望を受けて新しく始まったものに、過労死遺児支援活動がある。過労死遺族の一つの典型として、夫を亡くし学齢期の子どもを抱える妻という遺族像がある（第4章で詳述）。過労自殺で夫を亡くした後に出産した妻が「子どもをつれて公園に行けない。地域に子育て友達ができない。『ご主人は?』と聞かれるのが怖い。どこまで話してよいかわからない。自殺というとドン引きする人もいるから、話していいかどうか悩んでしまう」と語るように、過労死や過労自殺という背景があるため、一般的な地域の育児サークルや子育て支援の中で悩みの表出は困難になることがあるといえる¹⁵。このような中で、遺族組織はインフォーマルに育児サークルとしての役割を果たしてきた。遺族組織では、労災認定や裁判に奔走する母親に向けて「お母さんは過労死しないで」と訴える遺児や、「労災申請ごっこ」で遊ぶ三歳児の話、「一生懸命勉強して社会に出たらお父さんのように死ぬまで働くの」と大人になり働くことへ恐怖を抱える遺児の話など、遺族が直面した育児をめぐる困難が種々に語られ共有されてきた¹⁶。このような育児に関する遺族組織のインフォーマルな役割を事業化したものが、「全国家族の会」が主催する「全国親子交流会」である。育児に関する悩みの共有や遺児同士の交流を目的にした親子参加の宿泊型行事であり、過労死遺児支援に特化した特別基金によって参加費の一部を補助する仕組みも作られている。

一方、各地区「家族の会」の運営や活動に対しては、「全国家族の会」の関与はほとんど見られない。「全国家族の会」が各地区「家族の会」の活動や運営について方針や目標を示したり介入したりすることはなく、「全国家族の会」が各地区「家族の会」を先導するという体制はとられていない。「全国家族の会」規約では、「各地の『家族の会』相互の情報交換を密にし、支え合い励まし合って連帯の輪を広げていく（規約第3条・目的）」ために、「各地の『家族の会』との交流・情報交換・必要に応じた支援活動をする（規約第4条・活動）」と定められる。これを具体化した活動としては、「全国家族の会」の機関紙「全国

「家族の会ニュース」の発行（年3回）があり、これを通じて「全国家族の会」の活動が会員に広報されたり、各地区「家族の会」の近況報告が掲載されたりしている。「全国家族の会」は各地区「家族の会」を結びつけるネットワークの結節点になっているが、各地区「家族の会」の活動や運営に積極的に関与する関係にはないと考えられる。したがって、各地区「家族の会」は「全国家族の会」の下部組織というよりは、それぞれに自立した別組織であり、各地区「家族の会」の運営や活動内容は各地区「家族の会」の志向や力量にゆだねられている。

3. 組織調査にみる各地区「家族の会」の性格

では、各地区「家族の会」は実際にどのような運営や活動がなされているのであろうか。組織調査にもとづいて、各地区「家族の会」の会員構成と活動内容・関係団体数について記述する。

1) 会員構成

各地区「家族の会」はそれぞれ独自に会員制度を有している。会員制度が統一されていないため、会員の名称や対象も様々である。過労死遺族と弁護士や支援者等すべてを「会員」という一種類で組織している「家族の会」もあれば、遺族を「会員」・支援者を「賛助会員」として二種類の会員制度を有する「家族の会」もある¹⁷。以下、過労死遺族を対象とするため、原則として支援者を除いて分析する¹⁸。

表3-2は、各地区「家族の会」別にみた会員数である。総計204名のうち、「大阪家族の会」が72名と最も多く、次いで東京・京都・名古屋と大都市近郊の地区が続く。「大阪家族の会」の会員数が突出して多いのは、大阪が過労死問題に対する社会運動の発祥の地であり現在でも活動が活発なことや、「大阪家族の会」が主催する宿泊を伴う学習会が誰でも参加できることのほか、地区「家族の会」で唯一ホームページを独自に開設していることの影響が推測される。また、すべての地区「家族の会」が会員に対して会費制をとっており、1,000円から3,600円の幅で年会費が設定されている¹⁹。

表3-2 各地の「家族の会」別にみた会員数

項目									総計
	長野	東京	山梨	名古屋	京都	大阪	兵庫	岡山	
会員数	13	34*	6	23	26	72	10	20	204名
(会員情報年月)	2009.1	2009.1	2009.2	2009.6	2009.1	2008.12	2009.2	2009.1	

* 「東京家族の会」は会員数39名との回答だったが、都道府県内訳(表3-3)の合計は34名であったため34名とする。

* 本表の「会員数」には、賛助会員・特別賛助会員・顧問・支援者は含まれない。

表3-3は、会員の所在地(都道府県)別にみる会員分布である。「大阪家族の会」と「東京家族の会」の会員は広範に分布しており、それぞれ「東京家族の会」は北海道・東北地方、「大阪家族の会」は中国・九州地方の会員を複数有しており、「家族の会」が組織されていないエリアをある程度カバーしている。一方で、長野・山梨・兵庫・岡山の各「家族の会」は、単一県の会員のみで構成されている。「家族の会」はそれぞれ都道府県名(名古屋のみ都市名)を冠してはいるものの、入会可能な地域エリアを限定しているわけではない。遺族がどの「家族の会」に入会するかは自由であり、さらに回答した会員のうちの約1割が複数の「家族の会」に入会している²⁰。これは、被災者が単身赴任先や出張先で死亡した場合や、死別後に遺族が転居した場合、被災者の属性や死亡状況に類似した遺族が他地区におり交流を深めている場合など、遺族の状況によって様々な必要が生じるためである。したがって、いずれの地区「家族の会」でも会員の状況に柔軟に対応するため、入会や退会についてはゆるやかである。

表3-3 会員の所在地(都道府県)別にみる本会員数の分布

	各地区「家族の会」									合計
	長野	東京	山梨	名古屋	京都	大阪	兵庫	岡山		
1 北海道		1								1
2 青森県										0
3 岩手県		1								1
4 宮城県		1								1
5 秋田県		1								1
6 山形県										0
7 福島県		1								1
8 茨城県										0
9 栃木県										0
10 群馬県		1					1			2
11 埼玉県		4								4
12 千葉県		2								2
13 東京都		15					4			19
14 神奈川県		5		1		1				7
15 新潟県		1				1				2
16 富山県										0
17 石川県						1				1
18 福井県					1	1				2
19 山梨県			6							6
20 長野県	13									13
21 岐阜県										0
22 静岡県				2						2
23 愛知県				20		1				21
24 三重県						1				1
25 滋賀県					6	1				7
26 京都府					18	3				21
27 大阪府					1	35				36
28 兵庫県						6	10			16
29 奈良県						2				2
30 和歌山県						3				3
31 鳥取県						1				1
32 島根県										0
33 岡山県						2		20		22
34 広島県						2				2
35 山口県		1				1				2
36 徳島県						1				1
37 香川県										0
38 愛媛県										0
39 高知県										0
40 福岡県						2				2
41 佐賀県						1				1
42 長崎県										0
43 熊本県										0
44 大分県										0
45 宮崎県						1				1
46 鹿児島県										0
47 沖縄県										0
都道府県数	1	12	1	3	4	22	1	1		32
合計	13	34	6	23	26	72	10	20		204

2) 各地区「家族の会」が主催する活動内容

各地区「家族の会」はフォーマルな活動だけでなく、様々な形でインフォーマルな関係性で成り立っている。過労死問題に直接かかわる事柄でなくても、日常的に電話で話したり会って食事をしたり一緒に出かけたりすることが、会員の精神的支援として大きな意味

をもつことは少なくない。また、実際には世話人や支援側に回る遺族が意図的にこれらの働きかけをしている場合も散見される。しかし、これらのインフォーマルな働きかけを「家族の会」の活動として量的にとらえるためには精緻化された定量的調査が必要であり、「家族の会」の実態がほとんどわかっていない現状では困難である。そのため、本調査では基礎的調査として各地区「家族の会」によるフォーマルな活動内容を明らかにすることに主眼をおき、各地区「家族の会」による主催事業に限定して調査を実施した。

表3-4は、過去一年間において各地区「家族の会」が主催した活動内容である。

表3-4 各地区「家族の会」主催の活動内容(過去一年間)

項目	詳細									総計
	長野	東京	山梨	名古屋	京都	大阪	兵庫	岡山		
定例会・交流会の開催	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8団体
*年間回数	1	3	6	5	4	12	6	2		計39(平均4.9)回
会報・活動報告書の発行	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8団体
*年間回数	1	2	10	3	5	3	1	1		計26(平均3.3)回
街頭宣伝活動の実施	0	1	1	0	0	0	1	0		3団体
*年間回数	0	2	4	0	0	0	1	0		計7(平均2.3)回
HPの開設・運営	0	0	0	0	0	1	0	0		1団体
メーリングリストの作成	1	0	0	0	0	1	0	0		2団体
名簿・連絡網の配付	0	0	1	1	1	1	1	1		6団体
その他	0	1	0	0	1	1	0	0		3団体

すべての地区「家族の会」に共通する活動として「定例会・交流会の開催」および「会報・活動報告書の発行（関係機関の機関紙等への掲載を含む）」が確認された。ただし「定例会・交流会の開催」回数は年1回から年12回まで幅がある。「定例会・交流会」の内容は、講師を立てて行われる場合もあるが、「会員の近況報告」や「会の運営や活動についての検討」「食事会・懇親会」が中心となっており、会員間の相互交流や情報交換などに主眼が置かれている²¹。

また、「定例会・交流会」のうち、宿泊を伴った会を開催しているのは長野・京都・大阪の3ヶ所である。このうち、「大阪家族の会」が主催する「夏の一泊学習交流会」は、大阪以外にも全国から遺族が参加する宿泊型交流会として特筆される。参加には地区だけでなく会員・非会員も問わないため、この「夏の一泊学習交流会」への参加を契機として「家族の会」に入会する会員も少なくない（第5章で後述）。さらに、地区「家族の会」として独自にホームページを開設・運営しているのも「大阪家族の会」のみである²²。

なお、主催事業ではないが各地区「家族の会」に共通する基本的活動として、「裁判の傍聴」と「署名・要請書等への協力」がある。「裁判の傍聴」は誰にでも開かれたものである

が、各地区「家族の会」にとって重要な活動となっている。多くの場合、新しい会員は他の会員の裁判を傍聴するために初めて裁判所に足を踏み入れる。傍聴を通じて、裁判所の雰囲気や室内の配置を知り、裁判の具体的な進行・段階・手続き等について経験的に学ぶ機会となる。また、「家族の会」にとって「裁判の傍聴」は係争中の会員の状況や思いを他の会員が共有し、係争中の会員を支援する場にもなる。一方、傍聴席を埋めることは裁判官に対して事件への社会的関心の高さを示すことになり、運動戦略の一手段でもある。さらに、閉廷直後に行われる原告や弁護士による解説や質疑の場は、過労死問題に関心を持つ市民や、身近な人の死に対して過労死を疑っている非会員の遺族等と新たに出会う場にもなっている。特に地方裁判所では、地区「家族の会」会員が起こした裁判を会員同士で傍聴することが多くなるため、「裁判の傍聴」は主催事業ではないが実質的に地区「家族の会」を中心とした活動となっている。

一方、「署名・要請書等への協力」は、数多く集めることが重要なため、地区を超えてさまざまなルートで協力依頼がなされる²³。「全国家族の会」における世話人間での依頼を通じて各地区「家族の会」会員に協力依頼がなされるというルートもその中の一つであり、各地区「家族の会」の定例会や裁判傍聴時に協力依頼がなされることも少なくない。したがって、「署名・要請書等への協力」は各地区「家族の会」が受け皿となって展開される活動といえる。

3) 関係を有する団体数

表3-5は、各地区「家族の会」が恒常的・定期的に関係を有する団体数である²⁴。

表3-5 各地区「家族の会」が恒常的・定期的に関係を有する団体数

項目	詳細								総計
	長野	東京	山梨	名古屋	京都	大阪	兵庫	岡山	
弁護士団体	0	1	0	1	0	1	0	1	4団体
労働者団体・労災職業病関係団体	1	2	1	2	1	2	0	2	11団体
その他団体	0	1	1	0	1	1	0	0	4団体

(記入された具体的な団体名から算出)

関係を有する団体として最も多いのは「労働者団体・労災職業病関係団体」(11団体)で、具体的には地区労組および「全国はたらくもののいのちと健康を守る全国ネットワーク」(労働組合ナショナルセンターの労災職業病に特化した専門組織・第2章参照)の加盟組織である。一方、「家族の会」が存在するすべての地区で過労死弁護団が存在しているものの、「家族の会」が恒常的・定期的に関係を有している弁護士団体は4団体と回答された。

既述のとおり、「家族の会」は弁護士からの働きかけで結成されたことを端緒とするが、現状では必ずしも弁護士団体と恒常的・定期的な関係を有しているわけではないことが明らかになった。

地区別にみると、東京・大阪の「家族の会」ではすべての種類の団体と恒常的なネットワークが張られている。大都市圏ゆえに人的資源が豊富であるためと考えられるが、「兵庫家族の会」も大都市圏にありながら他団体との関係は一切有していない。少なくとも人口規模などの地域特性だけに還元されないような地区「家族の会」による差異の存在が示唆される。

4) 各地区「家族の会」に見られる性格の差異

以上より、会員数や活動回数・関係団体数という量的側面から見ると、「大阪家族の会」が最も規模も大きく活動量も多いことが明らかになった。すなわち、「大阪家族の会」は全国の会員の約35%を占めており、「定例会・交流会」は年12回開催されている。また、地区「家族の会」のなかで唯一ホームページを有しており、積極的に情報発信がなされている。過労死問題に対する組織的な活動が大阪で始まったという経緯もあり、「大阪家族の会」は過労死問題を社会的にアピールし活動を広げていくことを志向する運動体的な性格を強く帯びていると考えられる。

一方、「大阪家族の会」とは異なる性格を端的に示しているのは「長野家族の会」である。「長野家族の会」は、「家族の会」主催の活動種類も、8か所すべてで実施されている「定例会・交流会」の実施回数、「会報・活動報告書等の発行」回数も共に最少で、関係を有する団体数も1団体と少ない。しかし活動内容を見ると、宿泊を伴った学習会・交流会が実施されている（長野のほか、京都・大阪）。また、「長野家族の会」会員のみを対象にしたメーリングリストも作成されている（長野のほか、大阪のみ）。したがって、「長野家族の会」は活動全般が低調というわけではなく、会員の交流や関係を重視する自助グループ的な性格が強いことが推測される。

各地区「家族の会」は遺族間の交流を中心にする自助グループ的な性格と、広く社会に訴えていく運動体的な性格という方向性の異なる二つの面を有している。いずれの各地区「家族の会」も自助グループ的な性格と運動体的な性格の両方を包摂していると考えられるが、これらの性格の強弱には各地区「家族の会」ごとに差異があり、それによって地区「家族の会」の主催事業や関係団体数に差異が生じていることが指摘される。

第3節 「過労死を考える家族の会」の役割と限界

本節では、遺族にとって遺族組織はどのような存在であるのかを明らかにするために、会員調査における自由記述にもとづいて「家族の会」の役割と限界について整理する。以下、自由記述には便宜上番号を付す²⁵。

1. 「家族の会」の役割

「家族の会」の役割は、自助グループとしての役割と運動体としての役割の2つに大別される。このうち、自助グループとしての役割に対しては、周囲の目を気にせず感情表出のできる場、自分より先に遺族となった会員に出会うことで、遺族となった後の生き方を知る場として評価されている（「同じ経験をした人でしかわからない気持ちを理解しあえるところがとても良い (No.1)」「経験や思いを分かちあい、前を向いて生きていけるようになるために支えていただいた貴重な場である (No.38)」「人生の奈落の底から這い上がり、困難な道のりと試練を乗り越えた存在はまわりに大きな勇気を与えるものと思います (No.67)」)。

また、運動体としての役割に対しては、個別事件の解決にむけた支援に対して積極的に評価する記述がある（「労災認定に向けての様々な相談にのっていただいております、本当に感謝しています (No.80)」他)。ここで評価される運動体としての役割とは、相談や裁判傍聴、署名活動など直接的な支援である。

一方、「家族の会」会員の中には、すでに何らかの形で自身の事件が解決しており、現在「家族の会」の活動に参加していない会員も存在する。これらの会員は、すでに「家族の会」に所属するメリットも必要性もないことから、過労死問題から離れていてもおかしくない。にもかかわらず、実際には会費を払い会員としてとどまっている。そのような会員は、「家族の会」にどのような役割を求めているのだろうか。具体的な例として、一人の会員（夫を亡くした妻）を取り上げる。この会員は、労災認定申請も使用者に対する責任追及行動も一切おこなっておらず、遺族として起こした行動は「家族の会」への入会だけである。「家族の会」に対して運動体としての直接的な支援を期待していたわけではない。また、夫の死は25年以上前で、現在「家族の会」の自助グループとしての役割に期待している可能性は低い。では、この会員はなぜ現在も「家族の会」会員でありつづけるのだら

うか。この会員が3枚にわたって綴った自由記述 (No.80) にもとづいて考察する。

自由記述では、まず当時夫の死に対して過労死を疑いながらも周囲の反対や生活再建に追われるなかで、具体的に遺族として行動を起こすことができなかつた状況が説明されている。具体的には、死亡直後に「体を傷つけるのが可哀そうで」解剖を断ったが、「後々なぜ解剖しなかつたのか、原因を知るべきだったのに、夫に申し訳なく、何もかも後悔ばかり悩みました。精神安定剤を飲んだりしました」という会員自身の精神的混乱や、『健康管理が悪かったのだ』『そんなことしたら〇〇君 (実名) が浮かばれへんぞ』とかの言葉で思い切りがつきましたし、申請してもらえぬやらどうなるやらわからないのに時間の無駄だ、子どもが三人いてだらだらしているわけにはいかない、しっかりしなければ」と自らを鼓舞し夫の死から百日後に正社員として働き始めたことなど、生活再建と育児に必死であったことが綴られる。しかし、社会的には認められてはいないが「夫は私が認めた過労死なのです」と言明する。「家族の会」の活動には参加しておらず「名ばかりの会員」だが、それでも「過労死家族の会を脱退しないのは、子どもたちが夫の二の舞にならない様にとの願いもあります」と記し、子どもたちの現在の労働状況がひとりひとり説明されている。以上の記述から看取されるのは、この会員は「家族の会」会員であること自体に意味を見出しており、過労死のない社会を求める遺族としての思いを託す先として「家族の会」が位置づいているということである。「家族の会」に属することで遺族として意思表示をすることも、過労死問題への関わり方のひとつであり、「家族の会」はそのような遺族の思いや願いを集約する場、遺族としての意思表示の受け皿としての役割を果たしている。

以上より、「家族の会」は自助グループとしての役割、直接的な支援を行う運動体としての役割、さらに遺族が思いを託し、意思表示をする場としての役割という、複合的な役割を混在して有していることが指摘される。

2. 「家族の会」の限界

「家族の会」の複合的な役割は、会員によって「家族の会」への期待が異なることを意味するため、必然的に会員間の相互理解や協力を困難にする。このことは、「家族の会」のもつ限界として指摘される。自由記述からは、会員間の相互理解や協力が困難となり会員間が分断される状況と背景として、以下のような内容が看取された。

「家族の会」が自助グループとしての役割と運動体としての役割をどのように両立させることができるかは、結成時から続く「家族の会」の本質的な課題である（「どうしたら社

会的な活動と会員のメンタル面等のサポートを両立することができるのか (No.22)」。例えば、自助グループ的な役割を求める会員にとっては、「家族の会」の運動体としての側面に対して「闘いに勝つことが目的ではないと思う (No.23)」「認定された方や裁判勝利した方がほとんどで、ダメだった方があまりいない (No.77)」のように、違和感や不信感をもつことになる。

この本質的な課題に加えて、「家族の会」の3つの役割にもそれぞれの困難さが現れている。共通体験にもとづく感情の吐露や共有という「家族の会」の自助グループとしての役割は、会員の基本属性が明確に分化してきたことによって困難化している。『日本は幸福か』(1992年)から看取される限りにおいて、「家族の会」が結成された当初、会員の中心は夫を突然死(病死)で亡くした妻によって構成されていた。しかし現在、被災内容は病死と自殺で拮抗し、さらに子を亡くした事例が増加している(第4章で詳述)。「家族の会」の自助グループとしての役割に鑑みると、「夫を亡くした場合と子を亡くした場合では根本的な苦痛の違いがあるのでは (No.46)」という記述が示すように、会員の基本属性の分化によって過労死遺族の共通性が失われてきたことで、会員の相互理解を一層困難にしている。

次いで、運動体としての困難は、個別事件で明白に示される「結果」が会員間に分断を引き起こす点にある。過労死問題に対する主要な対抗手段が労災認定や裁判であるために、労災認定の可否や裁判での勝敗によって会員の「結果」が明白に示されることは不可避である。それによって、不認定または敗訴した会員は「一緒に過労死裁判で闘っても良い判決が得られない人は今後どうすればいいのかと考えてしまう (No.48)」とを感じる一方で、認定または勝訴した会員もまた「労基署(労働基準監督署—引用者注)ですぐ認められましたので、地裁・高裁で闘っている人に済まない...ような気持ちになることがあるのです (No.117)」 「いい結果が出た会員も堂々と報告ができればいいと思う (No.106)」と感じており、運動体という側面においても遺族間の相互理解や協力の困難が認められる。

さらに、「家族の会」は遺族の意思表示の場という役割を有する。しかし、思いを託す会員だけでは「家族の会」は実動しない。「家族の会」の運営や係争中の会員への支援は、世話人を中心とした一部の会員によって担われている。世話人をつとめた遺族が、手記中で「こうして活動に参加できることはまだ幸せなほうだった。したくてもできない多くの会員がいる」と活動の背後にいる見えない会員の思いを受け止めているように、「家族の会」の運営や活動を支えている会員は使命感をもって活動に臨んでいる場合が少なくない²⁶。

しかし、現実的な多忙さは「家族の会」の活動によって「過労死の遺族同士が過労に追いやるような状況は避けるべき (No.25)」と危惧されるほどの状況を生んでいる(「自分の事情・身体の都合など考えながら、その中でできる活動をしないと無理が出てきます (No.25)」 「世話人の方が大変な思いをされていると思います (No.79)」他)。この状況に対しては、「自分の闘いが解決すると行事に参加しなくなる (No.67)」会員の存在が課題として指摘されている。一方で、係争を終えた会員から支援側に回ることの難しさも記述された。会員本人の意思だけでなく、活動に参加するための客観的条件が整わない場合(「認定に向けてがんばったら自分の持病が悪化してしまい、認定はされたものの支援する側になかなか回れず、自分と子供が迷惑をかけずにやっていくことが精一杯 (No.86)」 「現在自分が職場の上司となり過労死しそうなくらいの日々を送っている (No.36)」 「もっと協力したいが高齢化し体力が弱ってできなくて残念 (No.71)」) や、精神的に動揺する場合(「支援できればと思うのに、自分の気持ちが不安定になりがちで関わるのが難しい (No.54)」) などがあげられており、支援側に回れない状況に対して「大変心苦しく思っています (No.111)」という記述が多くみられた。

3. 集団と個人との葛藤的關係

以上、自由記述にもとづいて「家族の会」の役割と限界を明らかにした。「家族の会」の役割や課題はいずれも複合的であり、役割や限界からただちに「家族の会」への評価が導出されるわけではない。むしろ、役割や限界の解明を通して本節で看取されたのは、「家族の会」に対して各会員が持っている期待や要求の相違性と多様性であった。自由記述の中には、「家族の会」が「一致団結してできるところから実行する (No.18)」ことや、「リーダーシップをとれる人材の養成 (No.22)」 「活動に見合う役員の教育 (No.69)」を課題とする記述もみられた。しかし、ここまでで明らかになったように、「家族の会」に対する会員の期待や要求の相違性と多様性に鑑みれば、「一致団結」はスローガンに終始する可能性が高く、また優秀なリーダーの登場によって会員の相違性と多様性からくる課題が解決されるとは考えにくい。むしろここで着目されるのは、「集団ははじめから集団ではなく、また集団をなしている場合でも集団と個々人は常に葛藤的關係にある」ということではないだろうか²⁷。「家族の会」と個々の会員それぞれとの間に「葛藤的關係」があることを前提とするならば、遺族組織を「共同の主体」として一体的に捉え、遺族による過労死問題に対する社会運動の内実を組織活動によってのみ捉えることは不十分であると考えられる。す

なわち、「家族の会」が遺族の期待や要求のすべてに応えられるわけではないという遺族組織の限界を踏まえるならば、組織活動とは別に起こされる遺族の個人的な行動の内実を解明することが、遺族の過労死問題への関わりを明らかにする上で必要になると考えられるのである。

第4節 遺族個人による行動と遺族組織との関係

本節では遺族が個人としてどのような行動をとっているのか、会員調査にもとづいて明らかにする。

1. 各地区「家族の会」の活動への参加状況

遺族の行動として、まず各地区「家族の会」の活動に対する参加状況を概観する。表3-6は、会員調査によって明らかになった各地区「家族の会」の活動に対する参加状況である。

表3-6 各地区「家族の会」活動への参加状況

	毎回参加	時々参加	ほとんど不参加	実施されていない	無回答	合計
1 署名活動・要請はがき	29	59	19	2	5	114
2 定例会・交流会・食事会	42	37	27	3	5	114
3 裁判の傍聴	24	54	29	2	5	114
4 街頭宣伝活動	13	26	54	9	12	114
5 会報・活動報告書等の作成や発行	14	24	56	5	15	114

(対象は遺族・被災者本人)

遺族・被災者本人として回答した114名のうち、「毎回参加」「時々参加」の合計でみると、全体的な傾向として「署名活動・要請はがき」への参加がもっとも高く88名（回答者の合計に対して77%）、次いで「定例会・交流会・食事会」が79名（70%）、「裁判の傍聴」78（69%）、そこから大きく離れて「街頭宣伝活動」39名（34%）、「会報・活動報告書等の作成や発行」38名（33%）となった。また、「時々参加」よりも「毎回参加」が上回った項目は「定例会・交流会・食事会」のみで、この項目では「毎回参加」が42名（37%）に上った。

「署名活動・要請はがき」は、自分で時間を見つけて参加できる活動であるため参加頻度が高いと考えられる。一方、「定例会・交流会・食事会」の開催頻度については、既述の

ように各地区「家族の会」で年間1～12回と幅があるが、会員の立場からすれば毎回のように参加している会員が最も多い活動であり、各地区「家族の会」の中心的活動になっていると考えられる。

ただし、会員調査から明らかになるのは「家族の会」の組織的な活動への参加頻度である。参加頻度は会員個人の意思のみで規定されるわけではなく、また地区「家族の会」による活動状況の差異もあるため、「家族の会」の活動に対する参加の多寡をもって会員の過労死問題に対する関与の積極性をいうことはできない。より重要なことは、参加の頻度ではなく参加を通じて行われる交流や情報交換の内容であろう。そこで次に、会員個人に焦点を当て、過労死遺族の個人による行動を明らかにする。

2. 過労死遺族の基本的行動

過労死遺族が自身の事件の解決に向けて具体的に取ることのできる一般的な手段は、労災認定請求と使用者に対する責任追及の2つである。これらはいずれも過労死問題に対する社会運動を通じて確立されてきた（第2章参照）。過労死問題は被災者との死別という極めて個人的な経験として生起し、自身の事件への対応から始まるものである。以下では、労災認定請求と使用者に対する責任追及という2つの行動を、過労死遺族の基本的行動と定義する。

表3-7は、過労死遺族の基本的行動として、労災認定請求と使用者に対する責任追及行動の現状をクロス集計した結果である。

表3-7 労災認定請求および使用者に対する責任追及（クロス集計）

		労働災害(公務災害)状況							合計	
		申請なし	行政段階			司法段階				
			不認定 (裁判なし)	審査中	認定	不認定	係争中	認定		(その他)
使用者に対する責任追及行動	行動を起こしていない	3	2	6	12	1	18	5	47	
	行動を起こしたが、裁判はしていない	1		1	14	1	3	6	26	
	裁判を起こした	係争中	2		1	4		7		14
		和解	1	2		5		2	1	10
		判決確定		1		3			2	6
		(その他)							1	
合計		7	5	8	38	2	30	13	3	106

注記：分析対象は、「被災者本人」および「遺族・親族」と回答した会員114名中、必要なデータの一部に欠損がある会員8名を除いた106名である。なお、106名のうち「被災者本人」4名（4%）は過労により発症し障害等が残った場合であり、被災者本人が遺族とほぼ同様の手段を用いて過労死問題に関わることになる。

労災認定請求については、106件中99件（93%）が請求を行っている。「申請なし」7件のうち2件は「今後申請予定」となっており、本調査の結果9割以上の会員が労災認定

申請に取り組んでいることが明らかになった。労災認定状況については、行政段階・司法段階を合わせて106件中51件(48%)が労災認定を受けており、全国的な認定率が約3～4割であることからするとやや高い比率となっている。

一方、使用者に対する責任追及行動については、47件(44%)が補償金交渉等をふくむ一切の「行動をおこしていない」。さらに使用者を相手取った民事訴訟に至った事例は30件(28%)にとどまる。第2章では、使用者に対する責任追及行動は被災者が働いていた職場を相手取ることによって企業からの直接的な謝罪を得、再発防止を促すことができる対抗手段となってきたと論じた。しかし、定量的調査を通じて明らかになったのは、使用者に対する責任追及行動を起こすことは、半数以上の遺族にとってはハードルが高く労災認定請求以上の労力や決断を有するものであり、労災認定請求に比して手段としては一般化していないという現状であったといえる。

さらに、労災請求行動と使用者に対する責任追及行動をクロスさせた結果、行政裁判・民事裁判のいずれかで係争中の事例が39件(37%)、同時に両方の裁判を係争している事例が7件、行政段階での労災審査中の事例は8件となった。ここから、回答した会員106名のうち、自身の事件について裁判や労災審査が現在進行中である事例が47件(44%)という高い割合を占めていることが明らかになった。これらに該当する係争中の遺族は自身の事件への対応に追われて多忙であったり、判決や審査結果を待たなければならないなど、経済的・精神的に不安定である可能性が高い。係争中の会員への支援を中核的に担ったり、「家族の会」の運営に携わったりすることは、客観的状況からは自身の事件が終結した後には本格的に可能になると考えられる。

3. 過労死遺族の発展的行動

自身の事件が何らかの形で終結することは、過労死遺族としての基本的行動の完結を意味する。自身の事件の完結によって、過労死問題から離れていく遺族も少なくない。しかし一方で、基本的行動を超えた行動を起こす遺族も存在する。それは、個人の事件への対応を超えた社会問題としての過労死に対する対応といえる。ここでは、基本的行動を超えた遺族個人による独自の行動を、過労死遺族の発展的行動と定義する。

会員調査から量的に捉えられる発展的行動としては、遺族による積極的な情報発信がある。表3-8は遺族による情報発信として、「手記・報告集の作成・出版」と「学校等での講演」の2つについて経験の有無をたずねた結果である。「手記・報告集の作成・出版」は

内容構成や形態ともに多様であるが、共通するのはそれまでの軌跡を振り返り他者に伝えていくためのものであり、遺族の基本的行動の詳細を記録化していくものであるという点にある。また、記録化に対して、「学校等での講演」は語ることを通じて過労死問題を他者へ伝える行為として捉えられる。

表3-8 会員による情報発信

		経験済み	予定あり	経験・予定なし	無回答	合計
1	手記・報告書等の作成・出版	38(35%)	6(5%)	63(57%)	3(3%)	110(100%)
2	学校等での講演	28(26%)	2(2%)	73(66%)	7(6%)	110(100%)

注記：本項目は追加調査を想定して個人情報を入力してもらったため別紙で実施した。そのため合計数が他表と異なるが、対象は遺族・被災者本人である。

表3-8からは、回答者のうち「手記・報告書等の作成・出版」をすでに経験した会員が38名(35%)、「学校等での講演」をすでに経験した会員が28名(26%)となった。この割合が多いかどうかはただちに判断できないが、少なくとも自らの経験を他者へ伝えていくという行動が会員にとって例外的ではなく一定の割合で行われていることが確認できる。

情報発信のほかにも、自由記述から過労死問題に対して独自の行動を起こす遺族の存在が認められた。例えば、「(民事訴訟で得た損害賠償) 補償金の一部を割いて基金をつくったので、金銭的な理由で申請ができない人には利用していただきたい(No.9)」という記述がある。基金の設立は、明らかに自身の事件に対する対応を超えて後続の過労死遺族に対する支援を目的としており、ここからこの遺族にとって過労死問題が後続の遺族を含む問題として捉えられていることが看取できる。また、「『過労死の歴史と統計』をまとめる作業を国会図書館に通ってやっていました(No.7)」という記述もあった。「過労死の歴史と統計」をまとめる作業は組織活動ではなく、この遺族が自発的に調べているものである。このような自発的な調査は、過労死問題に対する社会運動への直接的関与ではないが、過労死問題への継続的な関わり方の一つであり、自身の事件終結後に展開される過労死遺族の発展的行動として理解することができるだろう。

さらに、特筆すべき遺族の発展的行動として、過労死遺族による労災認定申請の実践的マニュアル『過労死の労災申請』(自由国民社、2008年)の刊行がある²⁸。実弟の自殺によって「家族の会」会員となったこの遺族は、本書の「はじめに」において、過労死遺族や

支援者との出会いを通じて「このときはじめて、自分がひとりぼっちでないことを知り」、「遺族の皆さんからは、労災保険の仕組み、関係情報の集め方、厚生労働省の『認定基準』などについて教えてもら」ったことを記している²⁹。その上で、労災認定に至るまでの自身の苦労を踏まえて「私のように労災申請のしかたがわからなくてひとりぼっちで困っている遺族をなくすために、この本をつくることを思い立ちました」と述べている³⁰。本書には延べ19名の過労死遺族から経験が寄せられているが、遺族組織による編集刊行ではない。「遺族と支援者の知恵と経験の集大成」として上梓された本書もまた、過労死問題の解決を目指して一部の遺族が主体的に取り組んだ発展的活動の成果の一つとあってよい。

4. 遺族個人の行動からみる「家族の会」の役割

過労死遺族の基本的活動として定義した労災認定申請と企業に対する責任追及は、個別の過労死・過労自殺事件に対応するものであり、自身の経験と向き合うことで遺族が不本意ながら巻き込まれた過労死という出来事を理解する過程となる。このような基本的活動を通じて個別事件は何らかの形で終結を見、遺族は過労死問題から離れていくことが想定される。しかし中には、不本意ながら巻き込まれた過労死問題に対して、その後も主体的に関わり続ける遺族がいる。個々の遺族が自ら考え主体的に取り組んでいく発展的活動は、遺族が個人の問題を超えて社会の問題として過労死問題を捉え、過労死問題に対して主体的に関与している証左として位置づけられるものと評することができる。

遺族による基本的行動も発展的活動も、端的には個々の遺族によって取り組まれる活動であり「家族の会」による組織活動ではない。「家族の会」の周縁には、このような遺族個人による多様な行動が広がっていることになる。このような個々の遺族による基本的行動や発展的活動は、「家族の会」の活動やインフォーマルな関わりを通じて、相互に情報交換され交流が図られている。この場合、「家族の会」には個々の会員を媒介する場としての役割を看取することができる。すなわち、過労死遺族の関係構築のプラットフォームとして「家族の会」のもう一つの役割が理解されるのである。

組織と個人との葛藤的關係は、遺族が「家族の会」に対して期待や要望を全面的に投入することをとどまらせ、組織と一定の距離感をもって自立的な行動を生むことを可能にすると考えられる。すなわち、組織活動への十全的参加を通じて組織の一員として問題解決の主体となるという方途だけでなく、関係性を媒介するプラットフォームとしての「家族の会」を利用しながら、個人がそれぞれの環境や関心に従って主体的な行動を作りだし

ていくことで問題解決の主体となるという方途も看取されるのである。

【註】

- ¹ 例として、松丸正（弁護士）による「（遺族組織が）20年前にできたときにはもうなぐさめあい、そして涙を流すだけの団体でした。それが今、『ストップ過労死！』ということで立ちあがった」との発言（『院内集会』報告集』全国過労死を考える家族の会発行、p.12、2010年10月13日の集会反訳）、「全国過労死を考える家族の会」代表世話人（当時）による「（結成）当初、遺族はマスコミがとても嫌で、テレビに映らないようにとか、匿名でとか、顔を伏せ、名前を伏せてきましたが、現在の遺族はとても強くなりました」との発言（「過労死110番20周年記念シンポジウム」での挨拶、2008年6月11日。挨拶原稿は全国代表であった鈴木美穂氏からの提供）。
- ² この9か所以外に「北海道過労死を考える家族の会」が形式的に存在しているが、現在は実質的な活動が見られない。
- ³ 会員調査は遺族の個人情報やプライバシーに関わる項目を必然的に含むことになる。会員調査を実施にあたっての倫理的配慮として、本研究では以下の手続きを踏んだ。まず、「全国過労死を考える家族の会」世話人において筆者から調査票（案）を提示し、出席した各地区の世話人（遺族）および顧問弁護士より調査項目の立て方や配慮すべきワーディング等について予め意見をいただいた（2009年1月、於京都）。そこでの意見を踏まえて調査票を修正し、調査票および調査手続きについて筆者が所属していた筑波大学大学院人間総合科学研究科における研究倫理審査の承認をうけた（2009年4月22日申請、2009年5月27日承認、記番号21-28）。
- ⁴ ただし、一部の項目については、選択や回答が困難な場合や回答者の判断基準が分かれたことが確認されたために、結果を無効と判断し分析対象から除外した。具体的には、以下の2項目である。被災者の産業種を選択する項目（問2-1-4）について、作成時に厚生労働省の統計調査を参照し14種の選択肢を設けたが、結果として遺族が把握している実際の職務内容に基づいて選択する事例が散見された（製造業と小売業の二重選択など）。さらに選択肢に「公務員」を含まなかったため、回答に混乱が生じた。また、被災者の病名（過労死の場合）を記入する項目（問2-2）について、労災認定闘争をめぐる病名の有無や病名そのものが争点となること、また客観的判断が下されていても遺族が納得していない場合には遺族が信じている病名を記入するなど、遺族により判断が別れた可能性が否定できないため除外した。
- ⁵ 「北海道家族の会」は道内の弁護士事務所に事務局を置く。現在、「家族の会」としての実質的な活動はないが、「全国家族の会」が行っている厚生労働省への陳情等では他の地区「家族の会」と併記される。
- ⁶ 「静岡家族の会」は「東京家族の会」結成の1990年5月以降から1年以内に結成されていることが、八木光恵『さよならも言わないで』p.197およびp.261の記述から確認される。
- ⁷ 新「静岡家族の会」世話人は2001年に息子を亡くし2008年9月に高裁で勝訴した。詳細は、杉山季謙編『「スギヤマ薬局過労死裁判」報告集・追憶の扉～薬剤師杉山貴紀は何故過労死したのか？～』（平成21年）参照。
- ⁸ 「全国家族の会ニュース」第50号（2010年1月号）。
- ⁹ 「全国家族の会ニュース」第53号（2011年4月号）。
- ¹⁰ 前「静岡家族の会」と新「静岡家族の会」に連続性がないことは、八木光恵による講演「夫の過労死に抗議して～闘いの軌跡」とその後の質疑応答から明らかになった（第9

- 回大阪夏の一泊学習交流会、大阪家族の会主催、2010年7月17-18日)。
- ¹¹ 会員制度として、本会員1名につき1000円が各地区の世話人を通じて納付されるほか、賛助会員（一口2,000円以上）および特別賛助会員（一口5,000円以上）がある。
- ¹² 各地区代表については、一地区から複数名の代表が世話人会に属することが可能である（「全国過労死を考える家族の会」規約第6条）。
- ¹³ 夜のシンポジウム「過労死を考えるつどい」は、「家族の会」を含む関連組織による実行委員会形式で開催されている。第2章で言及。
- ¹⁴ 「4つの要求」については、全国過労死を考える家族の会代表世話人・寺西笑子「ストップ・過労死！「過労死など防止基本法」制定を求めて」過労など防止基本法制定を求める院内集会（2010年10月13日）、配布資料にもとづく。
- ¹⁵ 過労自殺遺族に対するインタビュー調査より（2007年10月6日、於名古屋）。
- ¹⁶ 遺族による手記のほか、シンポジウム・定例会等での遺族による発言より（参与観察）。
- ¹⁷ 本会員のほか、以下のような会員制度を有する。賛助会員（団体）制度（名古屋）、賛助会員（個人）制度（長野・東京・名古屋・大阪・兵庫）、特別賛助会員（兵庫）。また、「その他」として「顧問・支援者（いずれも東京）」。
- ¹⁸ ただし、一種類目のみの会員制度を採用している山梨・京都・岡山については会員数の一部に支援者を含む場合がある。また、京都・兵庫に関しては、「京都労災被災者家族の会」「兵庫労災を考える家族の会」の名称が示すように、会員を過労死遺族に限定していないため、過労死以外の労災被災者やその遺族が若干名含まれている。
- ¹⁹ 組織調査の補足アンケート結果より。
- ²⁰ 会員調査における回答者121名中、複数の「家族の会」に重複入会している会員数は12名（10%）である。分析では、回答者が選択した主となる「家族の会」の会員として処理した。
- ²¹ 組織調査の補足アンケート結果より。
- ²² なお、2011年4月に「全国過労死を考える家族の会」ホームページが新規開設された（<http://karoshikazoku.jp/index.html>、2011年5月3日）。
- ²³ たとえば、地区「家族の会」が会員対象に運営するメーリングリストとは別に、「家族の会」会員を中心しつつも広く過労死遺族・支援者等を対象としたメーリングリスト（2010年1月現在で登録177名）が全国規模で別途運営されており、個別事件の進捗状況の報告や署名等への協力依頼も展開されている。
- ²⁴ 恒常的・定期的の判断は回答者にゆだねた。
- ²⁵ 自由記述は、「家族の会」に対して思っていること・期待していること・課題だと思ふこと等について自由に記述してもらった（記入率65%）。
- ²⁶ 八木光恵『さよならも言わないで』（前掲）p.198。
- ²⁷ 佐藤一子『現代社会教育学—生涯学習社会への道程—』東洋館出版社、2006年、p.121。
- ²⁸ 諏訪由美子・色部祐『過労死の労災申請—過労死？と思ったら読む本』自由国民社、2008年。
- ²⁹ 諏訪裕美子「はじめに」（同上）、p.2。
- ³⁰ 同上。

第4章 個別事例にみる過労死遺族の主体形成

本章では、事例検討を通じて過労死遺族の変容と主体形成について考察をおこなう。第1節では、事例選出の手続きとして第3章で使用した遺族組織「過労死を考える家族の会（以下、「家族の会」）」会員調査から典型的な遺族像を析出し、それをもとに事例の選出をおこなう。その上で、第2章では過労死事例を、第3章では過労自殺事例をそれぞれ検討する。

第1節 事例選出

1. 「家族の会」会員調査にみる典型的な遺族像

本節ではまず、会員調査の結果から「家族の会」会員の基本的属性を整理し、典型的な遺族像を析出する。以下は、会員調査の回答者121名のうち「遺族・親族」として入会している会員109名（全回答者の90%）を抽出した調査結果分析である（会員調査の詳細は第3章参照）。

まず会員本人の性別では、男性10名に対し女性99名と女性が大半を占める。「全国家族の会」結成時に発行された手記集『日本は幸福か』（1991年）において、ある遺族が「過労死問題は、女性のたたかいでもあると思います」と記しているが、調査結果からは現在でも過労死問題に対する「たたかい」の中心は女性であるといつてよい¹。会員の年齢は33歳～79歳と幅広く分布しているが、年代で分けると最も多い60代(28%)と50代(27%)で半数を超える。

会員からみた被災者の続柄では、夫と子で全体の9割を超えた²。具体的には、夫を亡くした事例が74件(68%)、子を亡くした事例27件(25%)であった。直接に比較可能なデータはないが、『日本は幸福か』（1991年）に登場する被災者54名の続柄を参照すると、夫を亡くした事例が8割近くを占め、これに対し子を亡くした事例は15%であった。ここから、1990年代初頭と比べて、夫が被災者となる事例が突出して多いという状況は一貫して変わらないが、近年では子が被災者となる事例の増加傾向が推察される。

一方、被災内容では大きな状況変化が看取された。『日本は幸福か』に登場する事例の被災内容は、病死が83%と高いのに対し自殺は2件(4%)に限られていた。しかし本調査では、被災内容として病死(45%)・自殺(44%)と拮抗した³。ここから、「家族の会」内

において約20年の間に過労自殺事例が明確に増加したことが看取される。

死別によって遺族が直面する生活上や精神面での諸課題は、家族の中でどのような続柄の存在を亡くしたのかによって大きく異なる。そこで次に、被災者との続柄を基軸に据えて、それぞれの遺族の具体的な姿を抽出する。まず、夫が被災した場合についてである。夫が被災した74件中、被災内容は病死(53%)・自殺(35%)で病死のほうが多い。夫の被災年齢の中央値は43歳で、夫74名中30名(41%)が40代であった。夫が被災した当時の家族構成では、22歳以下(大学生までを想定)の子がいた場合は64件(86%)で、子がいた場合、子の平均人数は1.9名、子の平均年齢は11.5歳となった⁴。以上より、過労死事例の一つの典型像として、「40代で病死した男性とそれによって遺された妻および学齢期の二人の子」というモデルが指摘できる。本調査から導出されるこの遺族像は、過労死という言葉がもつ一般的なイメージ(「働きざかり」である壮年男性の突然死)に符号しており、過労死の典型的な遺族像として位置づけられる。

次に、子が被災した場合についてである。被災した子27件は全員未婚で男性が88%を占めている。子の被災年齢の中央値は27歳で、被災した子のうち18名(67%)が20代という結果になった。子の被災内容は病死(33%)に対して自殺(63%)となり、夫の場合と異なり自殺のほうが多い。また、本調査の回答者は親27名のうち母親(女性)が81%を占めた。ただし、実際には子が被災した事例は両親で活動を行っている場合が少ない。「家族の会」に母親が入会する事例が多い理由としては、「家族の会」の構成が女性中心であるため母親の方が入会しやすいことのほか、被災当時母子家庭であった事例も散見される。以上より、子が被災した場合の典型像としては、「未婚男性による20代での自殺によって遺された母親」という事例が多いことになる。

以上、調査時での遺族の基本属性について、夫が被災した場合と子が被災した場合を区別しながら2つの遺族像を明らかにした。すなわち、一つは「40代で突然死した男性とそれによって遺された妻と学齢期の二人の子」であり、もう一つは「未婚男性による20代での自殺によって遺された母親」であった。夫を亡くした場合の遺族像は、過労死問題が顕在化した1980年代後半頃から一貫している典型的な遺族像といえるだろう。一方、子を亡くした親の場合は、昨今の若年層の雇用問題の深刻化や、晩婚化・未婚化が進む社会状況に鑑みると、今後30代・40代など年齢層の高い独身者の過労死・過労自殺が増加する可能性が高く、それに対応して入会する遺族(親)の高齢化が予測される。実際に、70歳前後で子を亡くして「家族の会」に入会し、過労死問題に関わり始めることになった会員(親)

の事例が各地で登場しはじめており、今後の「家族の会」の活動に影響を与えることが予想される。

2. 事例の選出条件

本章では、上記で明らかになった2つの遺族像に対応する2事例を取り上げる。さらに、事例の選出に際しては、以下の4つの条件を加えた。第一に、事件としてはすでに終結していることである。係争中の事例では調査や資料に制約があるほか、インタビュー調査等によって遺族の心情や労災審査・裁判等の進捗に影響を与える可能性が否定できないためである。これにより、選出する事例は必然的に最近のものではなく、ある程度過去の事例に限定されることになる。第二に、過労死遺族が現在も何らかの形で過労死問題に関わっていることである。典型的な遺族像に該当する過去の事例は数多くあるが、本研究は過労死遺族の主体形成に着目するものであるため、現在も継続して過労死問題に関わっている遺族の事例を取り上げた。これにより、自身の事件終結によって過労死問題から遺族が離れていった事例は本章では対象外となる。第三に、事例検討に際して遺族の協力が得られ、かつ一定の資料が残っていることである。過労死問題に対する社会運動を通じた遺族の変容を明らかにするには、インタビュー調査に加え、その内容を傍証する当時の資料が必要となるためである。第四に、事例が労災として認定を受けていることである。これは、遺族によって行われた異議申し立てについて、一定の社会的客観性を確保するためである。これにより、労災認定されなかった遺族のその後の活動や変容については、本章では対象外となるため今後の課題として残される。

以上の条件に基づいて、第2節では夫の過労死に対する妻の事例（以下、事例1）、第3節では息子の過労自殺に対する母の事例（以下、事例2）を取り上げ、被災労働者や当該企業との遺族（家族）の生前の関わりから事件終結後の行動に至るまで、過労死遺族の認識や行動について明らかにしていきたい。

なお、本章で取り上げる2事例は報道等において被災者や遺族の氏名・企業名等が公表されている事例である。本章でも、遺族本人からの了解のもと実名で記述する。

第2節 夫の過労死に対する妻の行動

1. 事例概要とその特徴

本節では、1989年に起きた鈴木龍雄・気管支喘息重責発作死亡事件（以下、本事件）を取り上げる。本事件は、喘息悪化の業務起因性を認めた全国初の判決によって、2002年に労災認定された。

事例概要は以下の通りである。被災者となった鈴木龍雄（男性・1947年生。以下T）は、大学卒業後1970年に住友電設に入社し、建設現場で電気設備工事技師として勤務。1978年に気管支喘息を発症し、1989年11月、気管支喘息重責発作による呼吸不全で42歳で死亡した。この事件により遺族となった妻・鈴木美穂（女性・1952年生、以下M）は、高校卒業後1971年に同社に入社。夫となるTとは職場で出会っており、1974年に退職、翌年に結婚した。その後3人の子どもを出産。T死亡当時の家族構成は、M37歳と長女11歳、次女9歳、三女3歳であった。1993年に団体生命保険金引渡訴訟を起訴、1994年に労災認定をめぐる行政訴訟および企業の責任を追及する損害賠償請求訴訟を起訴。企業を相手取った団体生命保険金引渡訴訟と損害賠償請求訴訟については、2000年に企業との和解が成立した。一方、労働行政を相手取った労災認定行政訴訟については1999年に名古屋地方裁判所で勝訴、上告されるも2002年に名古屋高等裁判所で再び勝訴し、これによって本事件は全面解決に至った。

本事件の選出理由と特徴は以下の通りである。第一に、「40代で突然死した男性とそれによって遺された妻と学齢期の二人の子」という第一の典型的な遺族像にほぼ合致する。第二に、Mは遺族組織「全国家族の会」世話人代表をつとめるなど、約20年にわたり過労死問題に対する遺族による社会運動を担ってきた中心的人物の一人である。第三に、行政と企業の両者を相手取って訴訟を起こし、かつ約10年という長期にわたる闘いとなった点で初期の事例としては典型的である⁵。第四に、本事件については一定の資料が入手された。特に遺族による手記が4本存在することは、遺族の認識変容の軌跡を辿る上で有効である。本節で用いる主な資料は、①Mによって書かれた4本の手記（M1991/M1992a/M1992b/M1997）⁶、②2009年6月に筆者が行ったMへのインタビュー⁷、③2002年に発行された『鈴木龍雄さん「過労死裁判」全面解決勝利報告』（以下、『報告』）⁸の3種類である。

以下、Mの認識やその変容をM自身の言葉と行動という具体的表出から読み取りながら、本事件の展開を記述する。なお、本事件の企業には企業内組合が存在するが、資料ではほとんど言及されていない。

2. 過労死の発生（1989年11月）以前

TとMは職場恋愛であり、結婚のためにMは退職した。Mにとっても「自分の勤めていた会社だし、夫の上司もどんな人か全部知って」いて、「私たちの仲人さんも会社の上司だった」「(Tが発症したときに同じ現場を担当していた) 上司とは家族ぐるみの付き合いがあった」など、退職後も会社内にさまざまな形で良好な人間関係を有していた。

1978年、Tは担当していた建設現場の竣工式前夜に初めて気管支喘息の発作を起こす。これ以降Tは気管支喘息を抱え、夜に発作を起こすことが多く「第一子出産前の身重の体で、夜になると夫の看病が始まりました⁹」「なにもしてやれず、体をさすりながら、発作の嵐が通り過ぎるのを待つしかないのです¹⁰」「(Tが入退院を繰り返すようになり) そのたびに乳飲み子をかかえて真夜中にタクシーを飛ばし、点滴を受けさせたり、薬をとりに行ったりの生活でした¹¹」のように、MがTの健康管理や看病に尽力していた様子が読み取れる。また、発作を抑えるための飲み薬の常用や仕事の合間での点滴注射、食欲低下や不眠など、Tの体調変化を感じていたMは「少しでも夫の体を休ませようと、私もできる限りトレース(図面の模写・清書—引用者注)や写真、書類の整理など手伝い¹²」、「竣工したら、長期休暇をとって休養するように、というしかありませんでした¹³」。

1988年2月から1989年6月まで、Tは「名古屋デザイン博」博覧会会場の電気設備工事の現場代理人業務に従事した。業務と責任が重くなるなかで、Tの喘息が悪化し「もう夜になるのが怖いくらいの状況だった¹⁴」この時期、Mは「過労死」や遺族組織「名古屋過労死を考える家族の会」の存在をメディアを通じて始めて知る。過労死で夫を亡くした妻を取材したテレビ放映を見て、「あぁうちの夫は大変だけどまだ生きてる」と思ったという¹⁵。

その後、Tは現場代理人業務の負担に耐えられないとして転勤希望を出し、いったんは内勤に配置換えになるが、再び1989年8月から高速道路サービスエリアの電気設備工事現場代理人業務に従事する。そして同業務が繁忙期を迎えた同年11月6日、Tは自宅で喘息発作を起こし呼吸不全で死亡した。「おれはもうだめだ、呼吸ができない」というTの最後の言葉を、Mは4つすべての手記に記している。

手記の中で、MはTの死について後悔や自責の思いにたびたび言及している。「人工呼吸や心臓マッサージ等をやっていたら、変わっていたらと思う¹⁶」、「発作を繰り返していると、気道が敏感になり、重症になると死に至る場合もあるということを、夫が死んでから知りました。当時、私は、喘息では死なないと思っていたのです。(中略)もっと早く知っていたらと、後悔するばかりです¹⁷」「夫の書いた『忍』の一文字¹⁸が、物言わぬ夫の

気持ちのすべてであったろうと思うと、どれだけ夫を理解していたか、自責の念にかられて仕方がない毎日である¹⁹」。

3. 企業との単独交渉と決裂

Tの死亡直後の様子について記した手記によると、Tの死を上司に連絡し「現場の方、宜しく申し上げます」と取り乱すこともなかった自分について、Mは「職場結婚ゆえ、夫の仕事を理解していたためと思うが、ある面では私も、会社人間であったのかもしれない」と述懐する²⁰。また、葬儀の方法を巡って会社とやりとりをする中で、「私は『会社は主人を評価してくれたのだ』と思い、老いた両親に心配しないよう話した」と記述している。Mの元上司でT死亡時支社長を務めていた人物から、Tの死亡後にMは「社員の妻の鏡」という表現で称賛されたという²¹。M自身も「(その人物は私のことを) そこまで評価してくれたんだけど、(提訴によって) 私は裏切りましたね」と語っている²²。また、Mは同社への復職ないし下請企業への就職斡旋の誘いを受けるが、「言いたいことが言えなくなるから」という理由で断っている。

Tの死後、労災外での補償を求めてMは単独で約半年にわたり2カ月に一回程度のペースで企業との交渉を続けた。このようなMの行動の背景には、Tの死後もMが企業を信頼していた様子が推察される。会社の福利厚生の一環として渡された補償金は、250万円の基準退職金と100万円の特別加算金、および10万円の香典であった²³。企業が福利厚生の一環として有していた遺児手当について、当時前例がなく対象外となっていた3歳児未満の遺児をMは交渉を通じて対象にさせ、15歳までだった支給対象年齢を3段階に分けて20歳まで引き上げさせ、支給金額についても引き上げ交渉を行った。交渉中の時期に書かれた手記では、「前例がないということでなかなか進みません。ないルールなら、一メートルでもいいから引きたい。夫の死を無駄にしたくないと思っています。結婚生活の大部分を病魔とたたかいつづけた夫に代わり、今度は私がたたかう番なのです²⁴」と記している。

またこの時期に、Mは労働基準監督署に対して労災認定申請を行った²⁵。「夫の死後、退職金の清算にきた人事課長に、カレンダーに並ぶ40回からの点滴一覧表を見せ、労災の申請をお願いしました。半年たった1990年4月、会社の協力を経て労災の申請を終えました²⁶」。申請当時の手記では「会社は、労災にかんして協力的で、気持ちよく書類も用意してくださいました²⁷」と評している。

日本では、企業福祉が国家レベルの福祉制度を補完する役割を果たしてきた。すなわち、

企業が労働者だけでなく家族を対象にして住宅・医療・文化娯楽などの手厚い福利厚生を形成し、男性正社員の勤労意欲を引き出すインセンティブとして位置づけられてきたのである²⁸。Mの交渉内容が、当時の企業の福利厚生として妥当であったかどうかはわからない。しかし、このようなMの行動は、企業福祉を前提にTの死に対する企業からの補償に無条件に期待をかけていたことを示しており、Mの企業に対する信頼は揺らいでいないことが看取される。

この時期に労災が認定されていれば、あるいはMの同社への復職や和解成立に至っていれば、この突然死は過労死として顕在化しなかった可能性が高いと考えられる。しかし本事件では、企業との交渉を重ねるうちにMは企業に対して徐々に不信感を募らせていく。不信感をもつに至る決定的な出来事があったわけではなく、約束の時間に待っていても担当者が来なかったり、「話し合いたい」というMの要望が会社に伝えられていなかったり、労災申請内容とは異なる内容を労働基準監督署に回答していたりなど、企業の対応が遺族の「神経を逆なでするもの」になっていったとMは語る²⁹。

一周忌（1990年11月）までは穏やかに進めようと考えていたMは、一周忌を終えると弁護士への依頼を決意する。しかし、「素人が弁護士事務所（に行く）ってというのはやっぱりすごい勇気のいること³⁰」で、実際の行動を起こすには至らなかった。決意を行動へと移す契機となったのは、一周忌から2-3か月後の三女（当時4歳）の発言であった³¹。「私、死にたい」「だって、お父さんに会いたいんだもん。死んだら会えるでしょう？お父さんのところに行って一緒に遊びたいもん」という三女の発言を聞いて、弁護士事務所に泣きながら電話を入れたという³²。そして、弁護士を通じて「名古屋過労死を考える家族の会」を紹介され、「最初から躊躇せずに」入会した。手記の中でMは「この（三女の引用者注）ひとことで迷いが吹っ切れた気がしました³³」、「私への喝と受け止め³⁴」「自分でもなにか活動しなくてはと決意をし、『家族の会』に入会しました³⁵」と記している。

4. 提訴から事件終結まで

弁護士との話し合いが始まって間もなく、1992年に団体生命保険の問題が本事件でも浮上する。団体生命保険とは従業員を被保険者として企業が契約し、掛け金を企業が負担して全員が加入する強制保険である（第2章参照）。当時、保険加入の事実や保険金の受け取りが従業員や遺族に知らされないまま行われていた。この問題が過労死訴訟に関するやりとりの中で顕在化し、文化シャッター事件での提訴を皮切りに遺族による保険金引渡請求

訴訟が起き始めていた。

本事件では、MはT死亡後に会社に3通の死亡診断書を提出していたが、その用途は不明になっていた。そこで契約保険会社も保険金の金額もわからないまま、Mと弁護士は1992年7月に簡易裁判所に調停申込を行い、その結果企業側がTの死亡によって約9千700万円の保険金を受け取っていたことが発覚する（その後、マスコミ取材を通じて新たに300万円の保険金受取事実が判明し、本事件における団体生命保険による企業の受取額は総額1億円を超えた）。

そしてこのことが、Mの会社への信頼を決定的に失わせることになった。「幼い子どもたちの前では涙を流すことさえ許されずにいるとき、企業のほうは、一億円という大金を懐に、にっこりしていたかと思うと、悔し涙がでました。（中略）灰になってまで企業に利益をあげさせる、こんなバカなことが許されていいのか、どうしても理解も納得もできません³⁶」という思いから、Mは提訴に踏み切る。また、単独交渉によって実現してきた企業の遺児手当の拡充についても、企業の保険金受取が明るみに出たことで企業に対する怒りへと変容している。「（遺児手当の交渉について）向う（企業—引用者注）は私の言うことをきくわけだよ。そしたら『すごいね』ってAさん（他の過労死事件の遺族）に言われたんだよ。だけど当然なんだよね。夫が死んだことによって一億（円）取ってたんだから。夫で一億（円）だけど、私の方は5千円とかそんな金額を（中略）15歳を20歳までに（延長）したって、あんなところにしては雀の涙だよ。だからすんなり受けて当然だよ。私は（企業を）ずっと信頼してきたから、そういうのがわかったときに一段と、憎しみじゃないけど、会社に対して許せない気持ちって言うのが強くなったわけよ³⁷」。

こうして1993年4月、Mは名古屋地裁に団体生命保険引渡請求訴訟を起こす。その2ヶ月後、3年2カ月待った労災認定に対して不支給決定が下る。これに対して不服審査請求を行い、行政段階での審査結果を待たずに、1994年11月には労働基準監督署長を相手取り労災不支給取消訴訟と、企業の安全配慮義務違反を追及する損害賠償請求訴訟を同時に起訴した。以後2000年の和解成立に至るまで、Mは同時進行する3つの裁判の原告として闘うことになる。闘いの最中である1996年に雑誌のインタビューに答えて、Mは「裁判で（私の）一生は終わるかもしれないが、私たちが何かしないと企業は一億円近くをニッコリと受け取り、夫は忘れられてしまう」と語っている³⁸。

その後、裁判闘争は以下のように展開した。「労災申請、団体生命保険の引き渡しを求めて立ちあがった時は、職場の労働組合も全く支援しなかったため、支援者もなく孤独な闘

いであった³⁹」。しかし、団体生命保険問題で先行していた文化シャッター事件の支援者の一人がMの裁判闘争を知り、個人的関係をたどって知り合いの労働組合関係者に本事件に対する支援を打診した。これを契機に、Mの居住地の地域ユニオンによって支援体制が組織されることになる。1994年1月に全労連・愛知県労働組合総連合加盟のローカルユニオンである一宮地区労働組合総連合が本事件の支援を決定し、この地域ユニオンを中心として1995年2月に「鈴木龍雄さん『過労死裁判』を支援する会（以下、「支援する会）」が結成される。その後、「支援する会」は2002年6月の解散総会までの7年間で役員会13回、事務局会議71回を重ね⁴⁰、「支援する会」が中心になって展開した署名活動では最終的に7,897筆の団体署名および99,000筆を超える個人署名が全国から集められた。3つの裁判では尋問や弁論・調停だけで計96回にのぼった⁴¹。

3つの裁判のうち、企業を相手取った2つの裁判については判決を待たず、和解調停によって2000年1月に企業側が約6000万円の和解金を支払って解決に至っている。また、労災認定に関しては2002年3月29日の高裁判決確定をもって労災として認定された。1989年の被災者死亡から2002年の労災確定まで、10年以上を要した事例である。

以上より、本事件の展開は表4-1のようにまとめられる。

表4-1 事例1年表

年	月	M・家族・支援組織	労災認定関連	企業関連(民事)
1970	4	【T】入社		
1971	4	【M】入社		
1974	12	【M】退職		
1975	4	結婚		
1977		【M】第一子(長女)出産		
1978	7	【T】気管支喘息を発症		
1980		【M】第二子(次女)出産		
1986		【M】第三子(三女)出産		
1989	11	【T】死亡(T当時42歳、M当時37歳)	(行政)	
1990	4		①労災認定請求	
1990	11	【T】一周忌	↓	
1991		【M】手記①		
1992		【M】手記②(3月)、手記③(7月)		
1993	4		業務外決定	
1993	6		②審査請求	
1994	7		(司法)	
1994	11		労災認定訴訟(地裁)	企業責任訴訟(地裁)
1995	2	支援する会 結成	↓	↓
1996	3		請求棄却	↓
1996	3		③再審査請求	↓
1997		【M】手記④	↓	↓
1999	11		再審査請求棄却	和解勧告
1999	4			和解勧告
1999	9		↓	↓
1999	9		勝訴(地裁)	↓
2000	1		控訴(高裁)	和解成立
2002	3		↓	↓
2002	3		勝訴(高裁)	和解成立
2002	6	支援する会 解散	勝訴確定	
2006	11	【M】「全国家族の会」代表就任		
2009	11	【M】「全国家族の会」代表離任		
2009	11	【M】「全国家族の会」事務局(現在)		
2009	11	【M】「名古屋家族の会」代表(現在)		

*Tは夫(被災者)、Mは妻

(筆者作成)

5. 事件を通じた M の認識変容

次に、本事件の展開を M の認識変容に着目して再構成したい。生前、喘息発作を起こす T を看病し、T の持ち帰った仕事を手伝っていた M の行動は、「少しでも夫の体を休ませよう」という T の健康に対する心配や T への愛情に基づくものであったといえる。しかし、結果的にはそのような M の行動も T の働き方を下支えし現状を維持することに帰結するものであったといえ、ここから M の意思に関わらず、長時間労働をめぐる構造的な問題として企業と家族の補完関係を確認することができる。

T の死後、M が企業との単独交渉を約半年にわたって続けた背後には、企業に対する信頼が看取された。葬儀をめぐる、M は『「会社は主人を評価してくれたのだ』と思」った

とも述懐する。職場結婚で結婚後も企業内と良好な人間関係を有していたために、Mは企業に対して強い信頼を持っており、その信頼はTの死によって即座にゆらぐものではなく、それまでの信頼を基盤にした企業との関係が維持されていた。

しかし、Mは企業と交渉を続ける中で企業への不信感を感じるようになり、それは団体生命保険問題の顕在化によって決定的なものとなる。信頼に基づいた企業との関係の決裂は、「(企業に) みごとに裏切られました⁴²⁾」という記述と、Mを『社員の妻の鏡』として評価した上司に対する「私は(提訴によってその上司を)裏切りましたね」という述懐によって表現される。Mは単に企業から「裏切られた」だけでなく企業を「裏切った」自分を認識しており、相互の「裏切り」によって企業と決別することになる。そして、企業から自己を切り離すことで「ある面では私も、会社人間だったかもしれない」と自分自身に対する捉え返しもなされている。

自己の相対化と相まって、Mは夫の健康管理に尽力していた頃とは対称的に「健康管理は個人の責任といますが、点滴をうけながら体調の悪さを訴え、配置転換を申請し、それも認められずに、あたえられた仕事を、やらざるを得なくしてやり続けた夫はどうなるのか⁴³⁾」の記述のように、健康管理に対する自己責任・家族責任に疑義を示すようになっている。また、この時期に「過労死を考える家族の会」に入会し、「自分でも何か活動をしなれば」という主体的な姿勢が表出するようになる。

企業に対する信頼から企業との関係の捉え返しというMの認識変容の転機として、三女が発した「私も死にたい」という一言が特筆される。この三女の発言は、Mにとって想像していなかった大きな意外性を有する出来事であった⁴⁴⁾。この言葉を受けて、Mは弁護士に相談を持ち込むという具体的な行動を起こした。また、裁判を起こしたことについても「その子(三女-引用者)がいたから裁判までやったのよ。3歳で父親死んじゃったらどんなお父さんか分からないでしょう。覚えてないし。だから(裁判)しないと」と述懐する⁴⁵⁾。Mにとって、三女の言葉は母としての自分を再認識させるものであり、裁判は三女にとって父の生き方を明らかにするための闘いとして自覚化された。

3つの裁判を同時進行させるようになると、Mは様々な集会や学習会に参加し、署名要請やビラまきをして原告として発言やスピーチを行い、これまで接点のなかった多様な組織や団体と関わりを持つようになる。具体的には、愛知母親大会・女性のつどい・地域医療健康まつり・全国高齢者大会・新日本婦人の会・いのちと健康大学などの集会に参加したことが『報告』に記録されている⁴⁶⁾。Mは3つの裁判の原告として様々な集会や学習会

に参加し社会の中の多様な取り組みの存在を知るとともに、自らの事件についてスピーチを行って支援を求めることを繰り返し経験した。そのような経験を通じて、「裁判で(私の)一生は終わるかもしれないが、私たちが何かしないと(中略)夫は忘れられてしまう」のように「私たち」という複数形主語で裁判への決意を述べたり、「小さな闘いも、団結すると大きなものに変えることができることを実感として感じています⁴⁷」と連帯を広げながら社会運動に関わっていくことの意義に言及している。裁判を行うことや過労死問題に取り組む目的がMの中で明確化されていき、過労死問題に対する社会運動に取り組む意義に対する確信を得ていったことが推察される。その確信とは、Tの突然死が過労によるものであり、それは個人の責任や努力という範疇で単純に解消されるものではなく、法制度の不備や機能不全によって生じる社会構造上の問題を孕むものとしての過労死問題の理解であったと換言できるだろう。

6. 「家族の会」におけるMの取り組み

Mと「家族の会」との関わりは長く、現在もMは「全国家族の会」事務局及び「名古屋家族の会」代表として活動を続けている。

まず、支援される側としてのMの関わりについて整理する。Mは1991年11月の「全国家族の会」結成総会に出席していることから、他の記述と合わせると、Mが「名古屋家族の会」に入会したのは1991年前半だと推測される⁴⁸。「名古屋家族の会」の結成は、Mの夫が死亡したのと同じ1989年であり、名古屋での結成が全国初の過労死遺族の組織化であったことから、Mが入会した時期は「名古屋家族の会」の活動が試行錯誤されていた時期であったものと考えられる。

「全国家族の会」が企画実施する「全国統一行動」に、Mは1991年から毎年参加しており、厚生労働省での要請行動や街頭演説もたびたび経験している。さらに、前述の団体生命保険問題に取り組んでいたため、「11月には(「全国統一行動」に参加するため—引用者注)労働省に行きますが、私は(団体生命保険問題の監督省庁にあたる)大蔵省にもいくことになりそうです。この団体生命保険の事件はもっとおおきな社会問題になるかもしれません」と他の遺族にあてた手紙に綴っている⁴⁹。

一方、3人の育児とパートの仕事をこなしつつ、3つの裁判を闘っていたMにとって、当時の「名古屋家族の会」会員の状況については「そのころ自分のことで精一杯で全然覚えていない」のが実情である。当時、他の遺族もほぼ同時期に過労死問題に関わるように

なっており、かつ前例が限られ試行錯誤が必要であったために、Mに限らずどの遺族も経済的、時間的、精神的に余裕のない状況であった。そのことは、「家族の会」の雰囲気にも反映されていた。Mは入会当初の「家族の会」について、「ものすごく暗かったの。おしゃれの話も、グルメの話も、旅行の話もなにもできんかった」と回想する。「だって、東京に初めて行った時（1991年だと推測される—引用者注）に『あぁ国会議事堂だ、カメラ持ってくればよかった。社会の本（教科書）と一緒にじゃん』って私が言ったら、Bさん（遺族）に『遊びに来たんじゃないんだから』って怒られて」。また、結成当時を知る支援者の一人は「昔はわーっと笑うこと自体が、ちょっと申し訳ないみたいな」雰囲気があったと語っている⁵⁰。

その後、本事件に「支援する会」が組織され、三女が中学生になった頃（1997年）になると、Mは「ライフワークとなってきた活動も、だいぶ広く知られるところとなり、支援してもらおう立場から支援する立場にもなってきました」と述べている。また、「名古屋家族の会」の世話人を引き受けている（時期不明）。そして、2002年に本事件が終結すると、2005年にMは「全国家族の会」の全国代表世話人に就任し、Mは後続の遺族たちを支援する立場として「全国家族の会」を率いることになる。

2005年11月から3年間、Mは4人目の「家族の会」全国代表世話人として、これまでの「家族の会」の活動（第3章参照）を継続するとともに、新たに以下2つの取り組みに着手している。第一は、過労死遺児に対する支援活動である。多くの場合、夫の死によって妻は仕事と育児を一手に引き受け、かつ労災認定申請や裁判のために多大な時間を割くことになり、妻自身が多忙な状況に陥ることになる。Mも「我が家からレジャーが消えたと言っても過言ではない⁵¹」と記述しているように、経済的・時間的・精神的な面で余裕が失われた状況になっていく。このことが遺児に与える影響は大きく、労災申請や裁判を続けることに対して子どもから反対され、悩む遺族も少なくない。さらに過労自殺事例の増加も加わって、「家族の会」の中で遺児との関係についての悩みや育児に関する問題が大きくなっていった⁵²。このような状況への組織的対応として、新たに年一回の「全国親子交流会」が実施され、過労死遺児支援のための寄付が呼び掛けられるようになった。これはM自身が3人の子どもを育てながら約10年にわたる裁判を闘った経験や、Mが所属する「名古屋家族の会」に乳幼児を抱えた若い母親会員が複数名いたことなどが、背景にあると考えられる。この取り組みは、「全国家族の会」の活動として定着し、現在に至っている。

第二は、「家族の会」を紹介するリーフレットの作成である。それまで「家族の会」が行

っていた広報・啓発活動としては、2冊の手記集の発行や毎年の街頭演説などがある。しかし、それらは過労死問題の存在を社会的に訴えることに力点がおかれたものであり、「家族の会」の存在自体を周知する活動はほとんど取り組まれていなかった。リーフレット作成について、Mは「積極的に取材を受け、真実を世間に出して、知ってもらおう。それを見た人が、過労死に関心を寄せていただき、自分の働き方、働かされ方を見直してもらい、私たちのような遺族を作らないようにしてほしい。そのために、(過労死を考える家族の一引用者注) 会の存在が有ることを知ってもらいたいと思って、念願のリーフレットの作成にいたりました」と説明している⁵³。この時に作成されたリーフレット『過労死家族はひとりぼっちじゃないー大切な人の代わりにはなれないけれどあなたの仲間がいますー』には、「一人ぼっちだった遺族たちは会を通じて同じ苦しみをもつ人々と出会い、交流を深めていく中で、逆境をバネに立ち上がりました」「今後も過労死根絶を願って、さらに固く手を結んで支えあい、力を貸しあい、緻密な歩みを続けていきたいと思います。過労死をなくすたたいは、人間を取り戻す闘いです(傍点原文)」「私たちは、労災認定を求めていく中で、過労死は個人の責任ではなく社会の仕組みの問題であり、労働条件や労働法制と密接な関係があることに気づき、過労死を増やすような労働法の『改悪』に注目しています」など、「家族の会」が約20年にわたる活動を通じて培ってきた組織の存在目的や社会への問題提起が明文化されたものになっている。Mは、このような文面の作成や人型にくりぬかれたリーフレットのデザイン決めに関わっており、リーフレットの作成を通じて、「家族の会」の存在を積極的に広めることで遺族が孤立化しがちな現状を克服し、同時に不特定多数の人々に過労死問題や働き方について啓発していこうというMの代表としての意思を看取することができる。

以上より、本事件の検討を通じて以下の2つのことが示唆された。一つは、企業との関係の問い直しや問題の所在の自覚は、夫の死によって自然発生的に生じるものではなく、その後の客観的状況の変化や周囲の人々との相互的關係の中で、時間をかけて獲得されるものであるということである。もう一つは、遺族組織において、先行する遺族が後続の遺族を支援するという支えあいの循環が形成されているということである。「全国家族の会」の結成集会(1991年)から参加しているMは、「家族の会」代表世話人として次のように振り返っている。「結成から長い間、私どもは全てに於いて余裕が有りませんでした。自分の事件で精一杯、子育てや仕事に追われ、遺族間の交流もままならず、各地区でのささや

かな交流で終わっていました。今は、先に終わった人が、自分の体験から、アドバイスや参考資料の提供をし、『私の判決文が役に立って嬉しい』と、支援し合うことが出来るようになりました⁵⁴。しかし、Mの事例と比較して過労死の労災認定率は上昇しているものの、夫の過労死によって妻が事件への対応とともに育児と仕事をすべて背負うことになるという状況の厳しさは、今日でもほとんど変わっていない。変化したのは、遺族組織を核にした遺族間のつながりの中で、過労死問題に向き合い闘ってきた先行の遺族の経験が蓄積され、後続の遺族に伝えられるようになってきたという点である。そのような経験の受け渡しを可能にしているのは、「先に終わった人」が自身の事件終結によって去っていくのではなく、自身の経験をもとにアドバイスや資料を提供したり、組織活動として事業化したりするなど、「家族の会」の一員として過労死問題に関わり続け、後続の遺族を支援する側に回っていくという支えあいの循環であると考えられる。この「家族の会」に内在する支援者形成作用の一端が、本事件におけるMの変容を通じて明らかにされたといえるだろう。

第3節 子の過労自殺に対する母の行動

1. 事例概要とその特徴

本節では、1995年に起きた木谷公治・過労自殺事件（以下、本事件）を取り上げる。本事件は、自殺に対する労災認定としては全国で6件目のもので、1997年に労働行政の第一段階である労働基準監督署で異例の早さで労災認定されている。その背景には、新しいタイプの過労死として過労自殺への社会的関心の高まりがあった。

それまで、自殺に対する労災認定も、自殺に対する企業責任を認めることも、前例は全国で数件であった。しかし、過労自殺に対する労災は、1996年以降、毎年認定事例が出るようになり、1999年以降は2桁になる（第2章参照）。過労自殺の企業責任を認めた判決も、1996年、1998年と相次いで出された⁵⁵。この時期、企業名や被災者名・原告名で認識される代表的な過労自殺事例の闘争が各地で同時進行し、過重労働と自殺の関係について関心が高まっていく時勢にあった。本事件はこのような時勢を追い風に全国から注目された事件であると同時に、過労自殺に対する社会的関心を喚起する一翼を担った事例として位置づけることができる。

事件概要は以下の通りである。被災者となった木谷公治（男性・1971年生・未婚、以下K）は、大学卒業後1993年に広島の中堅食品メーカーであるオタフクソースに入社。1995

年9月に職場の工場で自殺（縊死）した（当時24歳）。この事件により遺族となったのは母・木谷照子（女性・1938年生、以下T）である。当時夫はすでに病気で他界しており、Kの他に長女（当時既婚）がいた。1996年3月に労災認定を申請、1996年10月に企業を相手取った損害賠償請求訴訟を起訴。労災認定については、申請から1年9カ月という短時間で1997年12月に認定された。損害賠償請求訴訟は、2000年5月に広島地方裁判所判決により勝訴。企業は即日控訴したが控訴を取り下げたため、2000年6月の一審判決確定によって本事件は終結した。

本事件の選出理由と特徴は以下の通りである。第一に、「未婚男性による20代での自殺によって遺された母親」という第二の典型的な遺族像に合致する。第二に、Tは「大阪家族の会」の会員であり、現在も「大阪家族の会」が主催する「一泊学習交流会」にほぼ継続して毎年参加を続けている。第三に、本事件についてはフリージャーナリストの広田研二による『この命まもりたかった一検証・木谷公治君の過労自殺』（かもがわ出版、2000年）が刊行されていることに加え、当時の資料が数多く現存している。特に本事件で大きな役割を果たした「支援する会（後述）」の会報が、全号（25号）欠番なく入手できたことや、遺族による直筆のスピーチ原稿や手紙等の一次資料が入手できたことの意味は大きい。したがって、本節で用いる主な資料は、広田による上記の著作、雑誌等の記事、遺族から貸与された一次資料および2008年12月に筆者が実施した遺族へのインタビュー調査である⁵⁶。

本事件は事件発生から終結まで約5年間であり、事件自体は第2節で取り上げた過労死事例の約半分の期間で完結する。以下では、母Tの認識や行動に言及しながら、まず過労自殺発生前の状況を整理し、次いで労災認定および企業の責任追及の展開、「支援する会」の役割について概観する。その上で、事件を通じたTの変容について検討を付す。なお、本事件は企業内組合が存在しない企業で発生した過労自殺事件であるため、企業内組合は登場しない。

2. 過労自殺発生（1995年9月）以前

1971年頃、Kの出産を機に家庭に入ったTは、長女およびKの小学校時代に6年間にわたってPTAの常任役員を務めるなど、子育てを通じて積極的に学校や地域と関わってきた人物である。K自身も小学2年生の終わり頃から地域の少年野球チームに所属し、高校時代にはバドミントン部キャプテンとしてインターハイに出場した。大学時代は地元広島を

離れるが、卒業を機に地元に戻り、1993年に株式会社オタフクソースに入社した。「地元企業で伸びている会社でもあり、いい会社を選んだと喜んで」いた母Tは、入社式の日に行われた役員・新入社員・父兄との懇談会に参加し、「このたび、Kがお世話になることで、私も入社したつもりで、息子をお嫁さんに渡すまでは、責任をもって健康管理をしていきます⁵⁷」と挨拶したという。この時の企業の印象について「工場内も見学し、私（母 T—引用者註）としても一安心したわけです」「なかなか家庭的ないい会社だなと感じていました」と述べている⁵⁸。

半年の研修の後、Kは子会社の特注ソース等製造部門に配属される。特注ソース等製造部門は取引先の要望に応じて多品種少量生産をおこなう部門でベテランが配属されることが多く、Kは「誇らしげにやる気満々の喜びようでした⁵⁹」。ソースは液体原料、粉末原料、野菜、果実などを攪拌、加熱して製造される。加熱処理が始まると、工場4階の製造現場は50度から60度になったとされる。加えて特注ソース等製造部門は、早朝5時から勤務が始まるのが頻繁であり、結果として長時間労働が続く職場であったという⁶⁰。1995年夏には、同部門の先輩とKが相次いで脱水症状を起し救急車で運ばれた。週2回通っていた地域のバトミントンクラブの練習も、この時期を境に参加しなくなった。

同1995年9月、配置転換により製造経験者がいなくなり、入社3年目のKが新しく入ってきた新人2名の指導を担うことになった。この頃から、「Kにだんだんと笑い顔がなくなり、『どうして教えたらいのか』『オレの教え方が悪いのか』などカレンダーの前で独り言のように言うようになり」、「休まそうとしても『オレが行かんとソースができん』と言ってはいつも私（母 T—引用者註）を振り切って入社していた」という⁶¹。9月後半には、Kは上司に対して繰り返し「教え方がわからない」「辞めたい」と辞職の意思を伝え、その都度上司から慰留の説得を受けている。そして、同月30日の昼休み、期末の仕事を終えたKは持ち場であった工場で、機械に荷造り用のビニール紐をかけて首をつり自殺した。

過労自殺事例では、長時間労働の実態だけでなく、職場環境や労務管理の問題、また職場いじめ・パワーハラスメントなど、結果として働く場における様々な問題状況を総合的に告発することになる場合が多い。ここまでで明らかのように、Kが自殺に至るまでには労働時間の物理的な長さだけでなく、高温に達する苛烈な職場環境や、業務遂行上の悩み（新人への指導）に対する職場内の具体的支援の欠如など、心理的負荷を引き起こすと考えられる複合的な要因を看取することができる。

3. Kの自殺に対する母Tの認識と行動への契機

「通夜も葬儀も、ただオロオロとするばかりで、『会社で何があったのか帰ったら、Kに聞いてみなければ...』とそんなことを本気で考えていました。はっと我に返り、『これはKの葬儀なんだ』と遺影を見ては泣き崩れるばかりでした」⁶²。Kの葬儀は、死因を伏せておこなわれた。このことは、「私(母T—引用者注)は親として、一生隠し続けていくのか、それとも向かい合っていくのか」という強い葛藤を引き起こし、Tは「あれほど誇りをもって仕事に励んでいたKが、人生最後の場に職場を選んで命を絶ったということ」の意味を求めるようになる⁶³。

企業からは特に説明がなされないまま、Kの死の数日後にTは市が開設する電話相談窓口で電話をする。これがTの起こした最初の行動である。ただしこの時電話はつながらなかった。その後、友人から複数の労働組合の連絡先を紹介され、その中の広島県労働組合総連合(以下、広島県労連、後述)の「労働110番」に電話した。相談を受けた事務局長(当時)は、親族を交えての相談をTにもちかける。Tはこのときの心情を次のように語っている。「労災を認めさせるためには、実名を公表して、社会問題にしなければ駄目だといわれました。息子を奪われ、憔悴しきっていた私は、そのうえ、自分の息子の恥を世間に訴えるなど、とてもそんなことはできないと頭の中は真っ白になりました」⁶⁴。

広島県労連は、労災認定申請が単なる手続きでは済まないことを認識し、遺族に対して最初から言明していたことになる。親族との相談を経て、Tは結果的にこの提案を受け入れる。息子の自殺を「恥」と認識していたTを、実名を公開しての労災認定申請に踏み出させたものは何だったのだろうか。記録には複数の契機と思われる記述が残されている。一つは、闘う母親の姿を見て自らも「母親として」の役割を強く自覚したことである。Tはマスコミを通じて、HIV薬害の被害者川田龍平氏の母親である川田悦子氏を知る。悦子氏の姿に強く共感し、「私は『Kがなぜ自殺したのか真相が知りたい。究明してやらないと私はKの母親ではない』という思いが強くなりました」と述べている⁶⁵。もう一つは、息子Kの同僚たちとの交流である。弔問に訪れた若い同僚たちがKの死に対して悔しい思いを語り、母Tを励ましている。「その子たちも、息子と同じようにやせ細り、疲れきった目をしていました。私は『この子たちを第二、第三の犠牲者にしてはならない。労災申請をしよう』と決意」した、と記されている⁶⁶。以後の運動を通じて、Kは母親として息子と同世代の若者の働き方に対して異議申し立てをするという趣旨の発言を繰り返しており、これが過労死問題に関わる母Kの基本座標として据えられることになる⁶⁷。

また、この間、友人（警察関係者の妻）からのアドバイスをうけて、当時のKの様子や職場の状況など、聞き取った内容を意識的に記録するようになったという⁶⁸。本事件でT自身による多くの記録が残されている背景には、このような友人からの助言を踏まえてTが本事件に向きあったためであると推測される。

4. 労災認定申請と訴訟から事件終結まで

本事件では、労災認定申請と企業に対する損害賠償請求訴訟が同一年内（1996年）に行われており、それを可能にする強固な支援体制が作られていたことが看取される。その中心は広島県労連であった。広島県労連（広島県労働組合総連合）は、1990年に結成された全国労働組合全連合（全労連）の地方組織である。広島県労連にとっても本事件が初めて相談を受けた過労自殺事件であった。

まず、1996年3月に労災認定申請が行われた。申請当時、過労自殺の労災認定は認定基準そのものが存在しておらず、過労自殺として労災が認められていた事例は全国で4件であった。本事件の労災認定に向けて大きな力となったと推測されるのは、母Tによる国会議員への直接的な働きかけであった。1997年8月、母Tは労働大臣と衆参両議会の全国会議員に対し、労災認定の賛同署名を求める直筆の手紙を送付している。過労自殺をすべての国会議員に訴えた結果、超党派38議員の賛同署名を得て労働省に持参した。労働大臣宛の手紙に関して労働省から直接Tのもとに電話が入るなど、この行動の影響は大きかったものと思われ、1997年12月に申請から1年9ヶ月で労災認定が下る。同月に労災認定された過労自殺事件（飛鳥建設・永山自殺事件）が認定までに5年8ヶ月を有したことに鑑みれば、本事件の労災認定は異例の早さであったといってもよい。早期認定の理由の一つに、高温になる職場環境での長時間労働による肉体的消耗というある種の「わかりやすさ」「伝わりやすさ」があったと考えられる。ルポライターの鎌田慧は、本事件について「職場環境の事情を知れば、どんな監督官（労働基準監督官、労働基準監督署に配置される専門職—引用者注）でも認定せざるをえないと思える状況である。それより、なぜこんな過酷な状況が放置されていたのか。それが疑問である」と指摘している⁶⁹。

国会議員への直筆の手紙の他にも、母Tは様々な集会に出かけて支援を訴えている。1996年4月には、新日本婦人の会主催の「フェスタ・イン・ヒロシマ」に参加し、「闘う母」として共感していた川田悦子氏と対面する。また、Tが登壇する集会は労働関係のものに限らず、広島県母親大会、日本母親大会、原水爆禁止世界大会、全国部落問題夏期講座等に

おける発言記録が残っている。さらに、1997年10月、参議院創設50周年記念事業として実施された「女性国会」において、Kは女性国会議員（全国の女性有権者を対象に公募されたもの、全国で252名）に選出され、参議院本会議場で過労自殺について発言をしている。このような場にTが参加し積極的に発言することは、本事件に対する認知度を高め、署名数や「支援する会」会員の増加につながっていったものと考えられる。

一方、企業責任を追求する民事訴訟も労災認定請求とほぼ同時期に進行した。オタフクソースに対する証拠保全の執行を経て、1996年10月、Tは企業を相手取り損害賠償請求訴訟（民事訴訟）を起こした。その背後には、「遺体の第一発見者が誰だったのか、会社側ははっきりさせていない」ことや、遺体が発見されてから救急車が呼ばれるまでの30分近い「空白の時間」の存在、いつもメモをつけていた手帳（ノート）が所在不明なことなど、Kの死後に企業への不信が重なっていたことが推察される⁷⁰。

2000年5月、原告である母Tの主張をほぼ全面的に認める勝訴判決が、広島地方裁判所で下される。判決内容は、息子の自殺と業務との因果関係を認め、会社の安全配慮義務違反の過失を指摘し、約1億1000万円の損害賠償を求めるものであった。会社は即日控訴したが、6月に控訴を取り下げたことにより地裁判決が確定し、本事件は終結をみる。

以上より、本事件の展開は表4-2のようにまとめられる。

表4-2 事例2年表

年	月	M・家族・支援組織	労災認定関連	企業関連(民事)		
1938		【T】誕生				
		【T】結婚				
		【T】第一子(長女)出産				
1971	3	【K】誕生:第二子(長男)として				
1990		広島県労連 結成				
1991	5	夫(Kの父)病死				
1993	4	【K】(株)オタフクソースに就職			(行政)	
	夏	【K】特注ソース製造部門に配属				
1995	8	【K】職場で脱水症状を起こし救急搬送				
	9	【K】新人2名の指導を担当				
	9	【K】職場で自殺(9/30)				
	10	【T】広島県労連「労働110番」に電話				
1996	3		労災認定請求			
	3	支援する会 結成	↓			
	4	【T】川田悦子氏に対面				
	8	【T】追憶バトミントン大会 開催				
	9	一周忌				
10						
1997	7	【T】木谷DAY(市内パレード)	認定	企業責任訴訟(地裁)		
	8	【T】全国会議員へ手紙送付		↓		
	10	【T】「女性国会」参加				
	11	【T】手記掲載(全国家族の会)				
2000	12				勝訴(即日控訴)	
	5			勝訴確定		
	6					
	7	支援する会 解散				
	12	広田『この命守りたかった』刊行				

*Tは夫(被災者)、Mは妻

(筆者作成)

5. 本事件にみる「支援する会」の役割

本事件の特徴として、労働運動関係者だけでなく幅広い市民を組織化した事件別の支援団体(以下、「支援する会」と称する)の存在が指摘される。「支援する会」は、主に裁判闘争に際して個別事件に対応して草の根レベルで結成される中間集団で、裁判支援NPOとも称される⁷¹。前節で取り上げた過労死事件でも結成されているが、労働運動関係者が中心になっており遺族へのインタビューでも多くは語られない存在であった。これに比して、本事件では1996年の労災認定申請の直後の3月に、「木谷公治君のメッセージにこたえる会(以下、「支援する会」)」が結成されている。Kの葬儀での香典帖をもとに300名で発足した「支援する会」は、同年9月には設立時の目標であった会員1000名に達し、2000年7月の解散時には2000人の会になっていた。過労死問題では当時他に例を見ないこのよ

うな社会運動の広がりについて、広田は「子どもたちのつながりから、地域の結びつきから女性たちが立ちあがった。女性たちが中心的な役割を担ってきたことによって、運動の輪は市民各層に広がっていった」と説明する。また、Tも「支援する会」の会員が「町内から市内へ、全国へ」広がっていったと記している⁷²。

「子どもたちのつながり」や「地域の結びつき」とは、具体的にどのようなものであったのか。高校時代にK(被災者)が所属していた高校バトミントン部の先輩後輩によって、1996年8月には「追悼バトミントン大会」が開催された。この大会時の挨拶で、母Tは「皆さんのような青年が第二、第三の犠牲者にされないように」と運動への理解と支援を求めている⁷³。また、Tが居住地区の母子会会員であったことから、同地区母子会は同会員に対して「お母さん(T—引用者注)は、〇〇地区母子会、私達の会員さんです」と紹介し、署名協力を呼びかけている(1998年12月6日付・会長名)。そこには「私(地区母子会会長—引用者注)も毎回、裁判を傍聴し、見守っております」と記されている⁷⁴。

このような例から、本事件における「支援する会」は「町内」というKとTの生活世界を起点として組織化されていったことがわかる。第2章で詳述したように、過労死問題に対する社会運動は全国的なネットワークや専門家集団によって形成されてきた。加えて、本事件からは、それらの全国的動向に加えて、個別事件における「支援する会」の組織化が被災労働者や過労死遺族の生活世界の中に埋め込まれていた私的な関係性に支えられたものであったことが示唆される。「支援する会」は事件終結とともに解散するが、このように個別事件の背後では、一時的ではあれ過労死に対する社会運動に関わった経験をもつ市民が生み出されていたといえるだろう。

6. 事件を通じたTの認識変容

以上を踏まえて、Tの認識変容について3つの観点から考察を付す。

1) 人生の意味の再構築

Tが発言原稿や雑誌等の原稿を数多く書いていたことは、推敲の跡が残る多くの一次資料から確認される。母Tにとって集会等での発言は、Kの生前の様子とその死について様々な場面で他者に語ることである。発言のために文章化と推敲を繰り返す作業は、T自身がKの死に向き合う契機になったと考えられる。原稿を書くことや集会等で発言することは、Tにとって、T自身がKの身に起きたことを理解し、母親として息子と同世代の若者の働

き方に対して異議申し立てをするという新しい役割を自ら引き受け、K 亡き後の T 自身の人生を再構築していく「喪の作業（グリーフ・ワーク）」の過程として理解できる⁷⁵。T によって書かれた発言用の原稿のうち、1996 年の原稿は基本的に全部が文章化され、読み上げ原稿として完成している。これに対して、1997 年の原稿になると要点を箇条書きして番号を振っただけの原稿が多くなっている⁷⁶。ここから、さまざまな機会に発言する経験を重ねることを通じて、要点だけが書かれた原稿をもとに、聴衆の前で T の死と自身の主張について整理して話すことができるようになっていったと推察される。

運動への参加を通じた K 自身の「喪の作業（グリーフ・ワーク）」は、「支援する会」会員によっても支えられた。K の幼稚園時代から小学校時代にかけて共に育児をした T の友人は、T の活動に対して以下のように表現している⁷⁷。「今の彼女（T—引用者注）は、返ることのないわが子の無念さははらすのではなく、このような二度と起こってはならないと、社会での出来事としてとらえ、思いは広く、深く、高められています。このことが私を力づけてくれています。」「母親の心の叫びが人の心をとらえ、まわりに多くの人が集まり、それが社会を動かしていく、時間はかかるけど、母親の強さを感じてなりません。人は自分のルールからはずれ、おもいもかけないことが、自分を変え人を変えていく。お母さん（T—引用者注）をみていて、いつまでも鍛えられなければならないと感じさせてもらっています。」このような友人による記述では、T が K の死と向き合うことを通じて獲得した新しい使命や活動基軸が全面的に肯定され、意味付けられている。この記述は全文が T に渡っており、T 自身もこの記述に強く励まされたという⁷⁸。

また、T は自身の「支援する会」や様々な社会運動を通じて、「この大きな連帯や、また運動が日本の社会をかえて行くんだと感じ、私（T—引用者註）はやみつきになりそうと思いました。息子を亡くした悲しみは大きいですが、それ以上にこれから大きないろいろなことが勉強出来るのが私の生きがいにつながると感じました」と述べている⁷⁹。「支援する会」会員でもある別の友人が T に代わって集会で発言した際、T の様子として「訴えの場をもちこちでいただき、（「支援する会」—引用者注）会員が増え、署名がどんどん寄せられてくる中で、見る見る元気になって」いったと説明している⁸⁰。このような記録から、T にとって K 亡き後の人生の意味を再構築していく上で、社会運動との出会いが大きな意味をもったことが看取される。T にとっての人生の意味は、K の死の受容や克服、悲嘆からの回復という点にとどまらず、「日本の社会を変えていく」という希望の発見を含んで、再構築されていったものと考えられるのである。

以上より、過労死事件に対する取り組みには、自己省察の機会が埋め込まれており、また遺族による活動を肯定し同伴する協力者や相談に対する助言者など、様々な方法で遺族を支援する支援者が集まっており、その中で過労死遺族は死別後の自身の人生の意味の再構築を時間をかけて図っていったものとしてまとめられる。

2) 若者が過労死しない社会を、という使命

Tが過労死問題を自らの問題として主体的に引き受けていく過程では、“母として息子と同じ若い世代が過労死しない社会をめざす”という明確な活動基軸がTによって確信されている。本事件の係争中にあたる1996年11月に開催された「第9回過労死を考えるつどい」において、Tは「公治（K）は、なぜこのような逝き方をしてしまったのか、真実を知りたくて立ち上がった私ですが、いまは『第二、第三の犠牲者を出さしてはならない』それが公治への最高の供養だと思っています。公治と同じ世代の多くの若者がいつ過労死してもおかしくないといわれるいまの社会はどう考えても間違っていると思います⁸¹」と発言している。

Tのいう「息子と同じ若い世代」は、抽象的な若者一般であるだけではない。Tが実名を公開して行動を起こした契機の一つにKの同僚との交流があったことは既述したが、Kの死後も同企業で働き続ける同僚たちに対して、Tは一貫して心を砕いている。労災認定申請（1996年3月）を行った後の一周忌の頃（1996年9月）には、「みなさまとご一緒に働かせていただいた息子のことがこのような大きな社会問題になって不快に思われているのではないかと心配しております」「第二、第三のKが出てはいけないという一念で運動させていただいております」「ときにはKのことで息子のために一人の母親が過労死をなくするために頑張っていることを思い出してください」という社員宛の手紙をしたためている。また、企業を相手取った損害賠償請求訴訟を起こした（1996年10月）後に、「裁判をすることが本意ではありませんが、このたびのKの事件をはっきりさせていくということが皆様にとっても仕事の上で重大なかかわりがあるのではと思います」という社員宛の手紙が残る。これらの手紙がどのような方法でどの程度の数の社員に渡ったのかは不明である。しかし、これらの手紙はTが同企業で働き続けるKの同僚たちを心に留めていたことを証左している。

過労死の遺族組織は、過労死遺族としての共通経験を拠り所として組織化されるものである。しかし、当然ながらそれぞれの遺族による経験は極めて個別特殊であり、簡単に共

有化されるものではない。第3章では、このような遺族が有する経験の多様性・固有性は、組織単位で見た場合いには遺族間を分断する要因のひとつになっていることを指摘した。一方で、本事件の検討を通じて、遺族が主体的に関ろうとするのは過労死という一般化された社会問題ではなく、その中でも自身の経験に基づいた思い入れのある特定の部分であることが示唆された。具体的には、本事件のTは息子と同じ若い世代に対して強い思い入れをもっており、それゆえTの過労死問題に対する発言や活動は「若い世代が過労死しない社会を」という一貫したこだわりが看取された。過労死問題に対して主体的に関わり続ける個々の遺族は、それぞれの経験の固有性に基づいて過労死問題に対する思い入れやこだわりをもっているものであり、遺族個人の行動まで視野に入れた場合、それら遺族の思い入れやこだわりが多様であることは、結果として過労死問題に対する社会運動を豊穡化させる資源として積極的な意味を見出すことができると考えられる。

3) 先行する遺族としての役割—「家族の会」との継続的関わり

最後に、「家族の会」との関わりについて考察する。Tが「家族の会」に入会した時期は明らかでないが、裁判係争中は毎年のように上京し「家族の会」が実施する「全国統一行動（第3章参照）」に参加していたという⁸²。現在も、Tは「大阪家族の会」会員である。

事件終結後10年以上が経過した現在でも、Tは「大阪家族の会」が主催する「夏の一泊学習交流会（以下、交流会）」にはほぼ継続して参加している。交流会では、息子の過労自殺を経験した遺族の話を長時間かけて聞いたり、Tを知る遺族が初めてTに会った遺族に対して「国会議員に手紙を送ったあのTさん」と紹介するなど、事件自体は10年以上前に終結しているにもかかわらず、過労自殺が顕在化した初期に子の過労自殺に対して母として闘ったTを知る人は少なくない。

交流会には、死別に直面したばかりの遺族や係争中の参加者が多い。前節で言及したように、「家族の会」が結成当初「わーっと笑うこと自体が、ちょっと申し訳ないみたいな」雰囲気があったように、笑うことや楽しむことに罪悪感をもったり、周囲から不謹慎と見られるなど、感情表現を制約したり制約されたりする 경우가少なくない。例えば、初めて交流会に参加したある遺族は、参加動機として「大阪家族の会」のホームページで過去の交流会の集合写真を見たこと、写真の遺族たちが皆笑顔であったこと、それを見て「自分もいつかあのように笑えるようになるのかもしれない」と思って参加を決意したことを語っている⁸³。「家族の会」を通じて、先に死別や闘争を経験した遺族が、その後の人生をど

う生きているか、どのような日常生活を送っているのかについて知ることは、混乱や葛藤の中にいる後続の遺族にとって、自身の将来を示す一つのモデルとして勇気づけるものである。後続の遺族への直接的な支援や助言に加えて、これもまた先行する遺族が後続の遺族に対して果たしている役割のひとつである。

本事件に即していうと、数年にわたってTは交流会の夕食時に趣味のフラダンスを披露している。Tがフラダンスを始めたのは、事件終結の前後の時期であるという⁸⁴。Tがフラダンスを披露することを通じて、息子の過労自殺という衝撃的体験をくぐり抜けた先に、遺族も普通に人生を楽しむことができる、ないし遺族であっても前向きに人生を楽しんで良いのだという積極的なメッセージを、悲嘆や闘いの最中にある後続の遺族に伝えている。夕食後には、Tが持参した衣装やアクセサリイの話題の中で、後続の遺族が「最近新しい服を買っていない」「夫と死別して何年かはメイクもしなかった」などの話を始めるという場面も見られた⁸⁵。このようなTの「家族の会」への関わり方も、後続の遺族を励まし支える一つの方法として意味づけられると考える。

以上、本事件の検討を通じて、子の自殺によって不本意ながら過労死事件に巻き込まれた遺族が、過労死問題を自らの問題として引き受け主体的に関わるようになっていく過程の一端を明らかにした。ここから、遺族が主体的に過労死問題に関わっていく過程には、個別事件の支援者や他の過労死遺族の関係性に支えられた様々な方法での支援が看取された。また、自助グループであり、かつ運動体でもある、両方の性格を横断的に有する「家族の会」の活動が、先行する遺族と後続の遺族を媒介する場として重要な役割を果たしていることを確認しておきたい。

【註】

- ¹ 「過労死問題は女性のたたかいでもあると思います。会社に捕らわれの身になっている夫を家庭にとり戻し、夕食には家族全員の顔がそろうように。また、母として、次代を担う子どもたちを安心して送り出せる労働環境を作りあげるために。」(全国過労死を考える家族の会編『日本は幸福か』教育史料出版会1997年、p.144)。
- ² 夫と子以外の続柄は、弟3件・妻2件・甥1件・父1件、および無回答1件。
- ³ ここでいう「病死」には臨床医学上の病名が不明な「突然死」も含まれる。病名そのものが労災認定の争点となるが、ここでは会員の回答に従って分析した。
- ⁴ 一家の中心的な働き手を突然失った場合、家計にとって大学の学費負担は大きな問題になることから、本調査では大学4年次を想定して22歳までを子どもとした。小学生(6-12

- 歳)の子どもが最も多く31名、次いで中学生(13-15歳)が29名、19-22歳が20名、高校生(16-18歳)が16名、幼児(3-5歳)15名、乳児(0-2歳)12名となった。
- ⁵ 初期のころの事件の経緯および妻による取り組みについては、中生加康夫『「過労死」と妻たち』風媒社、1989年を参照。
- ⁶ 以下、手記4本の略称と出典を時系列で示す。①M1991：鈴木美穂「ときどきは夢のなかに出てきてください」(『日本は幸福か』前掲1991年、pp.146-151)。②M1992a：鈴木美穂「42歳で亡くなった夫、『過労死』生まない社会に」(平和・民主主義・革新統一を進める全国懇話会編『「豊かさ」実感できる日本を』1992年4月、pp.68-70)。③M1992b：鈴木美穂「あなたが書いた『忍』の一字が、悔しくてかわいそうでなりません」(『主婦と生活』1992年7月号、pp.186-187)。④M1997：鈴木美穂「団体生命保険への疑問とそれからの闘い」(「全国過労死を考える家族の会」編『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』1997年、pp.162-167)。
- ⁷ インタビュー調査、2009年6月24日、於名古屋。以下、インタビュー2009と略記。
- ⁸ 「鈴木龍雄さんの『過労死裁判』を支援する会」および一宮地区労働組合総連合によって作成。A4判29ページ(頁数は付与されていない)、2002年5月発行。
- ⁹ M1991。
- ¹⁰ 同上。
- ¹¹ 同上。
- ¹² 同上。
- ¹³ 同上。
- ¹⁴ インタビュー2009。
- ¹⁵ 同上。
- ¹⁶ M1992b。
- ¹⁷ M1991。
- ¹⁸ 「夫は眠れない夜、写経をしながら『忍』という一文字を色紙に書きました」(M1991)。
- ¹⁹ M1992b。
- ²⁰ 同上。
- ²¹ インタビュー2009。
- ²² 同上。
- ²³ M1997。
- ²⁴ M1991。
- ²⁵ Mは結婚後パートとして勤務中に指を負傷し、労働災害として認定され一時金を受け取った経験があった(インタビュー2009)。そのため労働者災害補償保険法制度の存在については自身の経験から知っていた。
- ²⁶ M1997。
- ²⁷ M1991。
- ²⁸ 橘木俊詔『企業福祉の終焉』中公新書、2005年ほか。
- ²⁹ 関連して、Mを支援した愛知県労働組合総連合の議長(当時)は「当初は龍雄さんの死に狼狽し、遺族に同情的に接した会社は日を追って冷たくなった」と記述しているが、詳細については不明である(見崎徳弘「美穂さんに励まされつつ闘った12年」『報告』より)。
- ³⁰ インタビュー2009。
- ³¹ M1991ほか、すべての手記に記述がある。
- ³² インタビュー2009。
- ³³ M1997。
- ³⁴ M1992b。
- ³⁵ M1991。

-
- ³⁶ M1997。
- ³⁷ インタビュー2009。
- ³⁸ 朝日新聞社『アエラ』1996年7月29日号（八木光恵『さよならも言わないで・続』双葉社、1997年、p.235より転記）。
- ³⁹ 住友電設鈴木過労死事件弁護団・支援する会・一宮区労働組合総連合「労災認定訴訟勝利にあたって（声明）」（『報告』）。
- ⁴⁰ 「鈴木龍雄さんの「過労死裁判」闘いの歩み」（『報告』）。
- ⁴¹ 同上。
- ⁴² M1997。
- ⁴³ M1992a。
- ⁴⁴ 「このころ、末娘はあまり父親のことを口に出さなくなっていました。でも、その心の奥にまだこんなに深い悲しみを押し込めていたのかと、あらためて驚きました」（M1991）。
- ⁴⁵ インタビュー2009。
- ⁴⁶ 「鈴木龍雄さんの『過労死裁判』闘いのあゆみ」（『報告』）。
- ⁴⁷ M1997。
- ⁴⁸ 『日本は幸福か』（前掲）、p.4。
- ⁴⁹ 八木『さよならも言わないで・続』（前掲）、p.235。
- ⁵⁰ 支援者Oへのインタビューより（2009年6月24日、於名古屋）。
- ⁵¹ M1992b。
- ⁵² 「夏の一拍学習交流会」および「統一行動」への参与観察による。
- ⁵³ 「過労死110番20周年記念シンポジウム」におけるMによる世話人代表挨拶（2008年6月11日、於虎ノ門パストラル）。本人提供の挨拶原稿より引用。
- ⁵⁴ 同上。なお、原稿原文は「先に終わった人が、自分の経験から、アドバイスや参考資料の提供を受け」となっているが、文意が通らないため語句修正した。
- ⁵⁵ 1996年判決は電通・大嶋うつ病自殺事件（東京地裁）。1998年判決は川崎製鉄水島製鉄所・渡邊うつ病自殺事件（岡山地裁）。詳細はストレス疾患労災研究会・過労死弁護団全国連絡会議編『激増する過労自殺—彼らはなぜ死んだか—』（皓星社、2000年）を参照。
- ⁵⁶ 本節で引用するインタビュー調査は、2008年12月8日に広島市内で約3時間にわたって実施した（以下、インタビュー）。
- ⁵⁷ 広田研二『この命守りたかった』かもがわ出版、2000年、p.14。
- ⁵⁸ 木谷照子「息子は死ぬまで働かされた」『部落』1998年8月号、部落問題研究所、p.60。
- ⁵⁹ 同上 p.61。
- ⁶⁰ 広田（前掲）pp.17-19ほか。
- ⁶¹ 『部落』（前掲）p.63。
- ⁶² 『部落』（前掲）p.63。
- ⁶³ 同上 p.64、および『公治君の会』ニュース No.1。
- ⁶⁴ 広田（前掲）p.201。
- ⁶⁵ 『部落』（前掲）p.64。
- ⁶⁶ 広田（前掲）p.201。
- ⁶⁷ 例えば、遺族による手記集に、Tは「過労死のない社会に変えていく母でありたい」というタイトルで原稿を寄せている（『死ぬほど大事な仕事ってなんですか』前掲）。
- ⁶⁸ インタビュー。
- ⁶⁹ 鎌田慧「サラリーマン自殺ファイル」『現代』1998年7月号、講談社、p.255。
- ⁷⁰ 鎌田（前掲）pp.260-262。
- ⁷¹ 遠藤公嗣「雇用・労働政策の変容」社会政策学会編『社会政策』第1巻第3号、ミネルヴァ書房、2009年9月。
- ⁷² 木谷照子「オタクソース過労裁判勝利・息子の思いを語り続けて」『月刊女性&運動』

2000年12月号。

- ⁷³ 『『公治君の会』ニュース』No.2 および収集資料（挨拶原稿）。
- ⁷⁴ 収集資料「木谷公治君を救ってあげて」原地区母子会会長、平成10年12月6日付。
- ⁷⁵ 坂口幸弘『悲嘆学入門—死別の悲しみを学ぶ—』昭和堂、2010年。
- ⁷⁶ 収集資料の比較より。
- ⁷⁷ 『『公治君の会』ニュース』No.7 および一次資料。一次資料によると、本文章はもともと「全国友の会」会員という肩書きで記されたものであり、後に修正を加えて『『公治君の会』ニュース』に掲載されたものである。本章での引用部分は、両資料に共通する文面である。
- ⁷⁸ インタビュー。
- ⁷⁹ 収集資料「第43回全国母親大会に参加して」1997年7月27日全体会（報告原稿、手書）。
- ⁸⁰ 収集資料「はたらく女性の広島県集会」1998年1月25日付（発言原稿）。
- ⁸¹ 広田（前掲）p.87 および収集資料（原稿全文）。
- ⁸² インタビュー。
- ⁸³ 夏の一泊学習交流会、於大阪、2007年7月（参与観察）。
- ⁸⁴ インタビュー。
- ⁸⁵ 夏の一泊学習交流会、前掲（参与観察）。

第5章 長時間労働に対する解決主体の形成とその基盤

本研究に課せられた課題は、現代的な労働問題のひとつである長時間労働に対する解決主体の形成過程について、過労死遺族の変容を通じて具体的に解明すること（課題1）であり、その際体系的組織的な教育活動ではなく、社会運動内部の組織と個人との関係性に着目して検討すること（課題2）であった。本章では、ここまでの各章を踏まえて、過労死問題に対する解決主体の形成過程とそれを支えた基盤について考察をおこなう。第1節では、課題1への応答として過労死問題の解決主体の形成について段階的な整理を試みる。第2節では、課題2への応答として解決主体の形成を支えた基盤について検討する。第3節では、長時間労働に対する解決主体の多様化の意義について考究する。

なお、以下では、第4章第2節の過労死事件（夫の過労死に対する妻の行動）を事例1、同じく第4章第3節の過労自殺事件（子の過労自殺に対する母の行動）を事例2と称する。

第1節 過労死問題に対する解決主体の形成過程

1. 死別経験としての過労死の特徴

人が死別によって遺族となったとき、遺族は死別経験とどのように向き合うのか、遺族のその後の人生に死別経験はどのような影響を与えるのか。死別によって遺族となることをめぐっては、心理学・精神医学を中心に研究が取り組まれてきた¹。死別経験後に遺族がたどる心理的プロセスについては、死別による「成長」や「教育的機能」という観点からの研究も行われている²。

既述のとおり、過労死は病名として付される臨床医学の用語ではなく、死を社会的要因と関連づけて捉える社会医学上の用語である。したがって、遺族が経験するのは配偶者や子どもの「過労死」ではなく、それぞれに病名ないし死因のある突然の死別に他ならない。突然死の中でも過労死には、以下のような3つの特徴があると考えられる。

過労死の特徴の第一は、過労死が仕事に圧迫されて生じた死であり、避けようのない不可抗力による突然死ではないという点である。自然災害や事件・事故によっては、たまたまそこに居合わせたなど不運としか言いようのない突然死がある。しかし、過労死は職場環境や労務管理など人為的に制御可能な条件の下で発生するという特徴をもつものである。そのため、遺族にとっては不運というだけでは納得が難しく、死に至った原因を突き止め

ようと企業の責任を追求したり、防ぐことのできる死として予防策を求めたりする行動に結びつきやすいことが指摘される。

過労死の特徴の第二には、突然死であるにもかかわらず、実際には被災者本人や家族が健康不安や危機感をもって発生した死であることである。死に至ることが予期されているわけではないが、被災労働者には事前になんらかの症状や体調変化が表れていることが多く、家族もそれを知り心配していたというケースは数多い³。家族が健康不安を感じていた中で過労死が発生したことは、周囲からの問いや批判と重なって「体調悪化に気づいていながら、なぜ死を止められなかったのか」という遺族自身の自責や罪悪感を一層強くすると考えられる。

過労死の特徴の第三は、過労死が社会的に承認されにくい死であるということである。過労死はその言葉自体が社会運動の中で生み出されたように、災害による死などに比して多くの人に明示的に理解される死ではなく、死に対して被災者本人や家族が批判されたり責任を問われたりするなど、他者にわかってもらうことが困難な死であるといえる。そのため、過労死遺族は社会的に承認されにくい過労死だからこそ公的に認めてもらいたいという思いを抱きやすいと考えられる。労災認定は、業務によって労働者が死に至ったということ为国が公認するという意味を有する。したがって、遺族にとって労災認定は、遺族年金を得るという経済的動機だけでなく、労働者の死を社会的に承認してもらい遺族自身が納得する上で重要な意味をもつことが指摘される。

以上より、本研究が対象とする過労死という死別経験は、職場環境や働き方という人的災害の面があり遺族にとっては納得が難しいこと、家族（遺族）の心配が的中するかたちで労働者が死に至ったこと、他者にわかってもらうことが難しくむしろ労働者や家族の責任が問われたり批判されたりすること、という特徴を有しており、このような社会的背景を含んだ死別経験として理解される必要がある。その中で、遺族の立場からは、回避可能であったにもかかわらず、また家族が心配していたにもかかわらず、「なぜ死ぬまで働いたのか」という問いが、国や企業だけでなく死亡した労働者本人に対しても繰り返し発せられている⁴。

2. 過労死遺族の主体形成過程にみる3段階

以下では、過労死問題の解決を目指して行動を続ける遺族に焦点化し、過労死遺族の解決主体の形成過程について、過労死の発生前、基本的行動、発展的行動という3段階を捉

えてそれぞれ考察を付す。

1) 過労死の発生前

遺族の主体形成過程を明らかにするために、第一の段階として労働者の生前の状況から過労死の発生までを取り上げる。なぜなら、遺族が過労死問題にどのように関わっていくかという過程には、生前の企業と家族の関係、生前の労働者と家族の関係が影響すると思われるからである。

第1章で検討したように、長時間働く男性労働者の家庭不在を受容し家族で共有されるはずの時間や経験を手放すという「受難者としての家族」とともに、長時間労働によって男性労働者が稼ぐ家族賃金に依存することで物質的に豊かで安定した生活を享受するという「企業と補完関係にある家族」の2つの側面が、企業社会における家族の位相として示された。ただし、これらの説明は「長時間労働の夫と専業主婦の妻」という構図を前提としているという点で事例1には該当するものの、事例2のような単身者の長時間労働については十分に説明できていない。また、男性労働者への全面的な経済的依存が発生しないという点でオルタナティブといえる共働き世帯であっても長時間労働や過労死は発生しており、「夫婦が共に企業社会に埋没する」という状況にも目を向ける必要がある⁵。以上より、「長時間労働の夫と専業主婦の妻」という構図から長時間労働の蔓延や受容が説明されるだけでは不十分であり、「長時間労働による夫・父親の家庭不在」に対して性別役割分業への批判という枠組みから問題の本質に迫ろうとした女性問題学習や、過労死問題から家族のあり方を考える学習へと帰結した社会教育実践は、家族間関係への省察を深める学習にはなっても、長時間労働を解消していく方向へと結びつくものではなかったことが指摘されるのである。

それよりも、企業と家族の関係として2事例に共通していたのは、家族（遺族）が企業に対して高い信頼感を抱いていたということである。事例1は職場結婚であり、仲人を上司がつとめ、妻の退職後も職場関係者と家族ぐるみの付き合いが続いていた事例であった。また、事例2では、息子の入社式に合わせて開催された役員・新入社員・親を対象にした懇談会で母が挨拶に立っている。このような経験から、過労死の発生前の段階で、家族（遺族）は企業に対する高い信頼感や親近感を有していたことが看取される。

また、労働者と家族（遺族）の関係としては、両事例とも同居し生活を共にしていたこともあり、死に至る前に被災労働者の体調が相当に悪化し無理を押し働いていたことが、

妻や母によって明確に認識されている⁶。

このような中で労働者は突然死に至った。事例1の夫の死因である喘息重責発作は過労死認定の病名リストには含まれておらず、事例2の自殺（縊死）が過労死認定された先行事例はほとんどない状況であった。両事例とも当時の客観的基準から過労死認定される状況にはなかったため、過労死遺族は知識に基づいた判断を根拠に労災認定申請という行動に移ったとは考えられない。労働者の健康に対して家族（遺族）が不安を感じ心配していたというある種の予感と、一方で家族が企業に対して信頼感・親近感を持っていたという両方の思いが交錯する中で、遺族自身が納得できる解を求めて行動を起こしていったことが理解される。

2) 基本的行動

過労死遺族の基本的行動とは、労災認定請求と使用者に対する責任追及という2つをさす（第3章）。遺族は、自責や罪悪感などの感情とともに「自分の配偶者や子どもがなぜ死んだのか」という理由を知ることを強く欲する。過労死問題において、労災認定請求や企業に対する責任追及行動は、被災者が死に至った状況を公的に説明し責任の所在を明確にするものであり、「自分の配偶者や子どもがなぜ死んだのか」を遺族自身が理解するための現実的な手段となっている。「なぜ死んだのか」を理解するためには、被災者の死因や病名だけでなく、生前の生活状況や労働時間、仕事内容、人間関係等を含めて様々な事実を明らかにすることが必要であるが、現行の労災認定請求制度では、事実解明は原則として申請者である遺族側に求められる。また、企業の責任追及においても、企業に課されている安全配慮義務が遵守されていなかったことを、原告である遺族側が実証していかなければならない。

基本的行動の過程の中で、遺族は被災労働者に関する多くの事実を初めて知ることになる。多くの場合がそうであるように、家族は配偶者や子が仕事上どこで誰に会いどのような内容の話をしているのか、具体的に把握していることは稀である。しかし遺族となることで、家族（遺族）は弁護士等からの支援を受け、生前の労働者の働き方や仕事内容・労働時間・人間関係等について、一つ一つ事実をたぐり寄せながら明らかにしていく作業に取り組むことになる。そのような事実解明はまた、遺族にとって配偶者や子が死に至るまでの過程を理解していくという側面を含意している⁷。以上より、過労死遺族にとって基本的行動とは事実解明を軸にした行動であり、個別事件すなわち配偶者や子の死に対して徹

底的に向き合い、生前の働き方や死に至るまでの様子を具体的に理解する過程として特徴づけることができるだろう。

このような遺族の理解を促すものとして、両事例では基本的行動を通じた遺族自身の「書く・語る」という行為が看取される。労災認定請求や企業の責任追及運動のなかで、過労死遺族は裁判所での陳述や様々な集会での発言、支援する会への報告や各団体の機関誌、雑誌等に手記を表すといった経験を重ねていた様子が記述されていた⁸。もともと、それらは一つ一つ読者や聴衆が想定されたものであり、遺族が自身の経験や思いを自由に表したものではない。しかし、そのような制約の中でも、被災者の生前の様子から死に至るまでの様子について、遺族自身が文章化や発言を重ねることは遺族にとって死者との対話に他ならない。遺族にとって基本的行動を通じた事実解明は、それまで知りえなかった被災労働者に関する様々な事実を知るだけでなく、その事実に対し文章化や発言を通じて繰り返し向き合う中で、配偶者や子どもの身に起きたことを理解し、死別によって大きく揺らいだ遺族自身の人生を新しい生活や人生に向けて再構築していく「喪の作業（グリーフ・ワーク）」を内包するものとして理解することができるだろう。

遺族自身による「書く・語る」という行為は、過労死問題に対する社会運動の中で学習機会として意図的に設けられたものではない。しかし、個別の事件闘争を中核的な運動手段とする過労死問題に対する社会運動にとって、遺族の「書く・語る」行為は不可避のプロセスであり、この社会運動の中に埋め込まれた偶発的な学習形態の一つとして見出すことができる。

3) 発展的行動

基本的行動では労災制度や裁判という手段を用いるため、個別の過労死事件は社会的手続き上いずれ必ず終結する。労災認定または不認定が確定したり企業責任が認められたり企業との和解が成立するなど、結果はさまざまであるが、過労死事件が何らかの形で遺族にとって終結したと思われた時、あるいは可能な限りすべての手段が用いられた後に、多くの遺族は過労死問題から離れそれぞれの日常に戻っていく。

これに対して、過労死遺族の発展的行動とは、過労死問題の解決という大きな目的に向けて取り組まれる基本的行動を超えた独自の行動をさす（第3章）。事例1の遺族は、自身が3つの裁判を同時進行させる中で、過労死問題に対する社会運動への関わりを「ライフワーク」と表現し、自身が「支援される側から支援する側へ」変わってきたことを自覚し

ていた。そして、自身の事件が終結すると、「全国過労死を考える家族の会」の全国代表世話人として遺族組織による活動を牽引する立場になる。全国代表世話人として、死別によってひとりで育児を抱えることになった親同士、親を亡くした子ども同士、そして仕事や裁判等に忙殺されて日常的にゆっくり時間を過ごせない親子間の交流を目的とした「全国親子交流会」を開催したり、過労死遺族を孤立させないためにパンフレット『過労死遺族はひとりじゃない』の作成と啓発に取り組むなど、遺族組織として新たな取り組みを立ち上げている。それらは事例1の遺族自身が3人の子どもを抱えて3つの裁判を闘った自身の経験が基盤になっており、後続の遺族の負担を軽減するための支援方策として新たに生み出された活動である。また、事例2の遺族は自身の事件終結後、自身の事件を支援した地域労働組合の内部に設立された「働くもののいのちと健康を守る広島センター（2004年）」の副会長を務め、自身が所属する「大阪家族の会」が毎年開催する「一泊学習交流会」に継続参加している。このように、遺族が自発的に行う個人的な活動も含めて、過労死問題に関わり続け、後続の過労死遺族を励まし続けることは、後続の遺族にとっては支援者として「伴走」してくれる存在あり、遺族となったその後の生き方を示すロールモデルにもなっていると考えられる。換言すれば、遺族組織内部には、支援される側から支援する側へという担い手養成の過程が組み込まれていることが指摘される。

過労死問題の解決に向けた発展的行動の具体的な内容は多様である。第3章で明らかにしたように、「手記・報告集の作成・出版」や「学校等での講演」のほか、過労死遺族を経済的に支援するための基金の設立、「過労死の歴史と統計」をまとめる作業、労災認定申請の実践的マニュアルの刊行などが散見された。これらの活動は、個々の遺族にとって自身の事件解決に直接役立つものではなく、また組織活動の分担として行われているものでもない。加えて、これらの行動が過労死問題の解決に本当に結びつくのかどうかも定かではない。しかし少なくとも、発展的行動は過労死問題を「事件」という独立した個人的経験として捉えるのではなく、個別事件を超えたものとして受け止めることで派生する行為であるということ是可以する。

社会運動の方策として、運動組織の方針や戦略を啓発し理解させるという教育方法は一見合理的であり効果的であるように見える。しかし、これに対して、過労死問題に対する解決主体の形成の特徴は、社会運動の方策としての有効性は確かではないが、遺族による自発的な発展的行動が多様に展開しているという点に看取することができるだろう。

3. 解決主体の形成過程が含意するもの

個別事件において事実解明を基軸とする基本的行動と、個別性を超えた問題として捉えることで派生する発展的行動との間には飛躍がある。過労死遺族にとって、基本的行動と発展的行動はどのように連動しているのだろうか。また、労働者の「駆け込み寺」として労働問題に対処する個人加盟ユニオンや労働NPOでは、相談者は自身の問題が解決すると組織から去ってしまい活動を担う人材が育ちにくいという組織運営上の課題を抱えていることが指摘されている⁹。これに対し、過労死の遺族組織がある程度組織内での担い手の養成を可能にし、自身の事件終結後も過労死問題に関わり続けるのはなぜだろうか。これらの問いの検討を通じて、長時間労働に対する解決主体が含意するものを明らかにしたい。

過労死は労働者の死によって発生するものであり、社会運動の活性化によって死という事実が覆されることはあり得ない。どれだけ事実を明らかにしても、遺族にとって自身の過労死事件そのものは「むなしさだけがつきまとう「勝利はない、闘い」であり、そのことは「過労死で闘う遺族共通のやりきれなさ」として実感されている¹⁰。運動レベルにおいても、過労死問題はそれが個別の事件のレベルで認識される限り、個別事件への対応として主に労災認定請求と企業の責任追及行動という同じことが繰り返されるにすぎない。実際に、第2章で詳述したように、過労死問題に対する社会運動では、個別事件への対応が繰り返される中で、個別事件の解決が過労死問題の社会的解決には直接結びつかないことが実感されてきた。これらに鑑みれば、基本的行動と発展的行動の間をつなぐためには、個別事件のもつ「むなしさ」「やりきれなさ」を克服することが必要である。

遺族の持つ「むなしさ」にとって、科学的知識の獲得がその克服に有効であるとは限らない。知識を得て現状を正確に認識したり、学習者が自身の経験について省察したりすることで、自身の状況を構成する社会的条件や環境について思惟をめぐらしても、その結果、現状がいかに相互補完的關係によって成り立っており、変えがたいものであるかを「理解」し諦観する可能性も十分にあるだろう。「むなしさ」の克服という点から考察すると、科学的知識の獲得や学習者個人の意識変容からは、現状の変革可能性を導出することは難しいと考えられる。現状を理解することが、現状の変革可能性を導出するわけではないのである。

現状の変革可能性を考える際、死別経験者が死別に対する自分なりの納得を「物語」として作り出すことに着目するやまだようこは、喪失から生成への転換プロセスを「語り」を通じて捉えている¹¹。その中で自分なりの納得の代表例として説明されるのが、死者の

意思を継ぐという「物語」である。例えば事例2では、支援する会として「公治くんのメッセージにこたえる会」が結成されていた。この会の名称が端的に示すように、遺族となった母は遺書を残すことなく職場で自殺した子の死に自ら「メッセージ」を見出し、それに応じていくという使命を持つことで、自身の人生を生きる意味を再構築していった。ここで見出されていた死者からの「メッセージ」とは、「(息子のような)若い世代が過労死しない社会の実現」であり、対象は息子から「若い世代」へと一般化されていることが指摘される。すなわち、死の事実を覆すという意味での解決が個別事件に存在しない以上、死者から継ぐ「メッセージ」はある程度一般化されて語られるのであり、遺族自身が人生の意味を再構築していくことは死別経験に対する意味の付与において一般化を伴うことが看取されるのである。死者から継ぐ「メッセージ」は、遺族自身の思い入れと思いこみが混在する中で付与される死別経験への意味であり、そのような遺族の内面的変化を通じて自分の身に起きたことを引き受けていくことが、個別事件のもつ「むなしさ」「やりきれなさ」の克服に結びついていると考えられる。

「家族の会」や過労死問題に対する社会運動は、遺族個人が自身の納得のためにつくりだした死者からの「メッセージ」を「書く・語る」ことを通じて集合化し共有化していく場になる。一連の「希望学」研究において、希望は「具体的な何かを行動によって実現しようとする願い (a wish for something to come true by action)」と定義された¹²。これに対し、絶望的で凄惨な現実から発露する「社会における希望」には、次のような定義が付されている。すなわち、「社会における希望とは、過去に多くの人々を不幸に巻き込んだ経験を蔑ろにすることなく、未来において反復されるかもしれない絶望的な状況をイメージし、その回避に努力する行為の総体」である¹³。この定義を援用するならば、過労死遺族は基本的行動を通じて配偶者や子どもの過労死という「絶望的な状況」を回避できなかったという経験をくぐり抜け、個人の問題を一般化して捉え直すことで、発展的行動という再発の「回避に努力する行為」に至ったものとして解することができるだろう。過労死の個別事件が持つ「むなしさ」の克服は、単に労働者教育による科学的知識の獲得や、遺族個人の経験への省察から導出されるものではなく、先行する他の過労死遺族や専門家集団が試行錯誤し紆余曲折をしてきた経験の蓄積の中に身を置き、新たな過労死の発生という不幸の「回避に努力する行為」に取り組む一員となることで、初めて可能になるといえるだろう。

第2節 解決主体の形成を支えた基盤

本節では、上記のような過労死遺族の変容がいかんして可能であったのか、遺族の変容を支えた基盤について、社会運動内部の組織と個人との関係性に着目して検討する。従来の労働運動では、労働者が労働問題に対する解決主体として形成されるための基盤として、労働組合および組合による労働者教育が措定されてきた。これに対し、本研究では遺族自身が過労死問題に対する社会運動の重層的ネットワークの中に身を置き、他の過労死遺族や弁護士などとの関係の中で過労死問題に取り組んでいったことが看取された。以下では、特に過労死遺族にとっての「家族の会」の役割を検討することを通じて、労働組合とは異なる形態で労働問題に対する解決主体の形成を支える基盤が存在していることを明らかにしたい。

1. 基盤としての「家族の会」の役割

1) 経験を語り合い聴き合う関係の形成

両事例において看過できないのは、過労死遺族で構成された遺族組織「家族の会」の存在である。特に、「家族の会」を基盤とした経験を語り合い聴きあう遺族間の関係は、過労死問題に対する他の運動組織の中では見られない独自のものであり着目される。

遺族組織は、初めから遺族が自身の経験が共有できる場として存在するわけではない。過労死遺族であっても個々の死別経験は個別特殊なものであり、「夫を亡くした場合と子を亡くした場合は悲しみの本質が異なるのではないか」という調査の自由記述が示唆するように、遺族によるそれぞれの経験や感情は過労死遺族という共通項によって無条件に共有されるわけではない¹⁴。したがって、経験を語り合い聴き合う関係の形成は、個々の遺族の個別特殊な経験が感情表出とともに語られ、それらを聴きあうことを重ねることを通じて、遺族が自分の経験と他者の経験の共通点を序々に見出していくという時間を要する営みである。

死別にもなう感情表出が忌避される日本社会において、「家族の会」は遺族の経験が感情表出と共に語られる貴重な場を提供している¹⁵。例えば、「大阪家族の会」が主催する「夏の一泊学習交流会」は、死別間もない遺族が初めて「家族の会」の活動に参加する機会の一つとなっている。「夏の一泊学習交流会」では講師を招いての学習会や、過労死事件と過労自殺事件の各分科会で弁護士を含めた情報交換や労災認定制度や裁判手続きに関する質疑が行われる。しかし「夏の一泊学習交流会」の中核は、夜に自由参加で行われる時間無

制限の交流にあり、「遺族が思いをはき出し、『自分は一人じゃない』と次の一步を踏み出す場」として重視されている¹⁶。また、宿泊型でおこなわれることにより、夕食時や入浴時、相部屋での就寝時に至るまで、計画されたプログラム以外の場で遺族が自身の心情や死者について語ったり相談したりする場面があちこちで見られる。それらの場面では、淡々と死別経験が語られる場合もあるが、周囲に支えられなければ立ってられないほど激しく泣き崩れたり、大声を出して怒りを露わにしたりなど、強い感情表出を伴うことが少なくない。日常生活の中ではなかなか得られないこのような交流の場を通じて、過労死遺族の経験や感情を丸ごと受け止める関係が、「家族の会」を基盤に形成されていく。換言すれば、遺族組織が共有しているのは過労死遺族としての共通経験ではなく、遺族が自身の経験や感情を丸ごと受け止めてもらえるという信頼関係の共有であると言えるだろう。

ただし、経験や感情を丸ごと受け止める関係は遺族であれば誰とでも形成できるわけではないことには留意が必要である。第3章で示したように、「家族の会」を自助グループとしての性格から捉えるとき、会員の基本属性が明確に分化し共通性を失ってきたことで、遺族間の状況や感情の共有は一層困難になってきていることが指摘された。また、経験を語り合い聴き合う関係を形成しお互いに支援しあってきたとしても、労災認定の可否や裁判での勝敗によって会員の「結果」が明確に示されることによって遺族間の関係に確執や断絶が生じることや、不認定・敗訴によって「家族の会」に参加しづらくなって去っていき、結果的に労災認定された遺族や勝訴した遺族だけが残っていくという傾向もみられる。

以上より、個別事件の状況や「結果」によって変容するという不確実性を伴いつつも、遺族を支える基盤としての経験を語り合い聴き合う関係はインフォーマルな関わりを含めて行事全体を通じて発露する遺族の語りや感情表出の繰り返しに支えられて形成されるものであり、遺族間の関係形成にあたっては「家族の会」がそうした機会を提供していることが看取される。

2) 過労死問題への多様な向き合い方の尊重

第3章で明らかにしたように、「家族の会」は遺族を中心にしたボランティアな活動に支えられており、組織的・体系的な教育活動を展開するような組織的力量は持ち得ていない。また、過労死遺族の「家族の会」に対する期待や要求の多様さは、「家族の会」の活動に矛盾を生んでおり、集団として「一致団結」してまとまることに限界をもたらしている¹⁷。このように、「家族の会」は組織運営上の困難さ・不安定さや、運営を担う一部の遺族への

過重負担などの課題を抱えており、運動組織としては脆弱であるといつてよい。

しかし、このような組織の脆弱さゆえに、個々の遺族が意義を感じる事柄に対して発展的行動を起こす余地が組織活動の周辺に生みだされていると考えることができる。そこで「家族の会」の役割は、過労死遺族や様々な情報を結びつけることで発展的行動を活性化させるプラットフォームとして解すことができるだろう。

遺族が過労死問題の解決を目指して主体的に行動するためには、インフォーマルで個人的な活動も含めて、「先輩」遺族が後続の遺族の伴走者となって励まし続けたり、「家族の会」が遺族間の交流を通じて関係形成や情報交換を促進するなど、周囲との関わりが不可欠である。これらはいずれも、意図的な学習機会として提供されるわけではなく、学習が派生した場面を特定できるわけでもない。しかしまた、このような支援や周囲との関係を射程に収めなければ、過労死遺族が問題の解決主体として形成されていく基盤を捉えることは困難である。遺族が自分との共通点を見出すことができるような他の遺族が必要であり、「家族の会」に多様な遺族が集まっていることが重要となる。「家族の会」がもつ組織の脆弱性は、確かに団結を志向する上では限界がある。しかし一方で、過労死問題との向き合い方について、多様な考え方の遺族を包摂し緩やかに結びつけている紐帯として「家族の会」が存在していることが看取される。端的に言えば、遺族組織が「一枚岩」にならないことこそが、異なる死別経験に根ざした過労死遺族を引き寄せ、それぞれの条件や志向や応じてできる範囲で発展的行動を起こすことを可能にしているものと考えられる。

ただし、このような「家族の会」への評価については、現状として「家族の会」が意図的に多様な遺族を包摂しているというよりは、組織としての脆弱さが結果として多様な遺族の存在を可能にしているのが実態であるといつてよい。ここまで論じたように、組織としての脆弱さは、解決主体の形成を支える基盤という観点から見ると積極的に意味付けられるものであるが、「家族の会」の中には強いリーダーのもとで遺族が団結するという運動組織のあり方を志向する遺族も一定数存在しているし、多様な期待や要望をもつ遺族が集まっているからこそ強いリーダーシップが必要とされる。このような組織運営上の難しさが残されている。

2. 解決主体の形成における規範化の回避

第3章で論じたように、過労死問題に対する重層的ネットワークには2つの教育的機能が看取された。ひとつは過労死問題に関する学習機会の提供であり、もうひとつは相談活

動である。このうち、解決主体の形成を支える基盤について検討する上で、特に相談活動のもつ意味は大きいものと考えられる。相談者にとって相談するということは、今直面しているなんらかの困難を整理・解決するために起こされるものである。事例1では、企業との単独交渉に行き詰まりながらも外部への相談を迷っていた妻が「私、死にたい」という三女の発言を聞いて、弁護士事務所に泣きながら電話を入れたのが過労死問題に対する社会運動との最初の接点であった¹⁸。また、事例2では、市が開設していた総合的な電話相談窓口で連絡したことが母が起こした最初の行動であり、その後労働組合の相談窓口で電話をかけることで労働運動とつながることになった。過労死遺族が解決主体になっていく初発の段階には何らかの形で相談するという行為が伴っていることから、過労死問題に関する運動組織が相談活動を継続して実施していることは、発せられずにいた遺族の声を引き出し、過労死問題に対する解決主体の形成を支えるための社会的な基盤の一つといえるだろう。

過労死問題に対する社会運動だけでなく、近年活性化している個人加盟ユニオンや労働NPOもまた、労働者の「駆け込み寺」として相談を受けることで、偽装派遣、名ばかり管理職、周正的社員など職場の中で起きている新たな労働問題を告発し解決を図ってきた。個別的な解決事例の蓄積という社会運動の方法は相談活動に支えられているが、多様な労働者からの個別相談に応じることは、結果として異質な状況を抱える労働者を前提にした対応を必要とすることになる。企業内の均質的な労働者層によって構成されていた従来の労働運動と個人加盟ユニオン・労働NPOとの大きな相違は、この点に見出される。

この相違は、労働問題に対する解決主体の形成過程を考究する上でも重要である。従来の労働運動では、資本に対して労働者が「集団的に個人の自由を守ること」が期待された。そのため、労働者教育は労働者を集団化するために労働者の権利の自覚化や労働者性の獲得が目的とされた。しかし、資本への対抗が重視されるほど、労働組合による教育活動が「組織防衛」的性格を多分に帯びることは不可避であり、労働者教育は「組合の組織強化手段としての上からのネットワークづくり」へと傾斜していくことになる¹⁹。組織防衛のための「上から」の組織化が、組合への動員という側面を孕んでいたことは看過できない。

これに対して、2000年代から隆盛する個人加盟ユニオンを中心とした若者の労働運動では、「集団的に個人の自由を守ること」と同時に「集団から個人の自由を守ること」を両立させることが課題となっている²⁰。橋口によると、若者の労働運動では「働かせろ」と「働

かないぞ」という矛盾したプラカードがひとつのデモの中で掲げられるという。一見、無秩序にも見えるこの状況に対して、橋口は労働からの疎外感を感じている組合員を含めて「個々人が互いに適度な距離を保ちながら、極力排除しないように運動を展開している姿」として肯定的にとらえている²¹。従来の労働運動における解決主体の形成が労働者性の獲得という規範の強化によって促されていたのとは対照的に、「集団から個人の自由を守ること」、すなわち多様性を担保するための運動組織による規範化の回避が重要になっているのである。以上より、新しい労働問題の解決主体を形成する基盤は、相談活動を通じて個人の状況に寄り添い、運動組織による規範化をできる限り回避し、異質な状況を有する多様な存在を引き寄せることによって成り立っていることが看取される。規範化を回避することは、当然ながら個人—組織間の教育的機能ないし問題の解決主体の形成にみる学習の様態に変容を余儀なくさせることになるだろう。

第3節 長時間労働に対する解決主体の多様化とその意義

本研究では、過労死問題に対する社会運動の解明を通じて、従来の労働運動の外側で長時間労働の解決主体が形成されていることを明らかにしてきた。問題の解決に向けて行動する主体は、個人の組織活動への十全的な参加のみを意味するのではなく、また問題に直面した個人による単独行動のみを意味するものでもない。本研究でとらえてきた長時間労働に対する解決主体は、問題の解決に向けて行動する個人とそのような個人を育てていく基盤としてのネットワークという個人と組織の双方を含んで初めて把握されるものであったといえる。本研究では特に過労死遺族と遺族組織に着目したが、第2章で明らかにした過労死問題に対する社会運動の展開過程、および第4章で明らかにした個別事件についての取り組みに見られたように、問題の解決に向けて行動する遺族が形成された基盤には、遺族組織だけでなく弁護士・医師のネットワークや労災職業病に関する労働運動関係者、個別事件を対象とする「支援する会」など、様々な組織が含まれていた。ここから、本研究を通して、長時間労働に対する解決主体は、長時間労働の問題性に関心を持つ人や課題を抱える人と、それらを結び付ける基盤としての組織の関係の中で形成されたものであり、労働者および労働組合に限られないという意味で、長時間労働に対する解決主体の多様化ということができよう。

労働組合の停滞とほぼ同時期に派生した長時間労働に対する解決主体の多様化は、必ず

しも最初から積極的に評価されたわけではない。その一端は、過労死問題に対する社会運動に関わった弁護士の見解に現れている。第3章で詳述したように、過労死問題に対する社会運動の第2期にあたる「問題の可視化」期には、ある弁護士によって過労死問題に対する男性労働者や労働組合の反応の鈍さが嘆かれる一方で、過労死問題に対する社会運動における女性参加者の多さや過労死劇の上演等を含めた市民運動的な広がりという側面はほとんど評価されていなかった。この段階では、過労死問題の中心は男性労働者や労働組合と見なされており、男性労働者や労働組合が関心を持ち解決に向けて取り組むことに期待がかけられていたのである。しかしその後、第3期にあたる「原因の社会化」期になると、過労死等防止基本法制定にむけて、労働者団体や経営団体の理解を得るだけでなく、市民団体、女性団体、地域団体を視野に入れることが同じ弁護士によって提案されている。すなわち、働き盛り世代に蔓延する長時間労働や仕事中心のライフスタイルを前提にした定年延長によって地域社会が空洞化し、地域団体の活動の担い手が慢性的に不足するといった「老人クラブやPTA」などの地域団体が抱えている活動上の課題と、長時間労働による労働者やその家族の生活上の困難との間に、「一致点をさがす努力」の必要性が提言されているのである。ここから、長時間労働が当該労働者や過労死遺族だけでなく多様な市民の生活形態や地域活動のあり方に関わる問題であるが故に、長時間労働の問題性の共有や解決主体の多様化の可能性が、社会運動の中で関係者自身によって気づかれていったことが指摘される。

このような長時間労働に対する解決主体の多様化は、労働運動の現状に対する2つの批判を背負ったものとして捉えることができる。一つは、大企業中心の労働組合活動が、協調的労使関係を前提に労使闘争を忌避し、長時間労働や過労死について「傍観」してきたことへの批判である。この批判は、個人加盟ユニオンや労働NPOなど少数派ないし独立系の労働運動が大企業中心の既存の労働運動に対して向ける批判と共有されるものであり、ここから過労死問題に対する社会運動は既存の中心的な労働運動に対するオルタナティブな運動の一部を形成していくことが展望される。

一方で、長時間労働に対する解決主体の多様化は、もう一つの批判を含んでいると考える。それは、現在でも労働組合の中で「何をやるか」以上に「誰とやるか」が重視されるような、労働運動が有するいわゆる「セクト主義」への批判であり、そのような労働運動内部での分裂が「組合離れ」ひいては労働運動の停滞をもたらしたことへの潜在的な批判である。労働運動におけるオルタナティブとしての個人加盟ユニオンや労働NPOの活性化

は、上記のように協調的労使関係を重視する中心的な労働組合活動への批判にはなっても、労働運動内部の対立を克服していく力になることは難しいと考えられる。これに対して、過労死問題は遺族による問題提起を中心にするものであった。妻たちを中心とした過労死に対する問題提起は、単なる労使関係の問題としてではなく、人々の働き方・暮らし方を含むトータルな日本の構造の中で長時間労働の有する問題性をつきつけるものであり、過労死遺族による「生活全体の問い直し」の提起であったといつてよい。すなわち、長時間労働に対する解決主体の多様化は、「労働問題＝労働者・労働組合の問題」として自明視されていた従来の枠組みを相対化するものであり、この点に解決主体の多様化がもつ積極的な意義を見出すことができるのである。

また、学習論の面からは、本研究では社会運動の中で問題の解決に向けて行動する個人とそのような個人を育てていく基盤としての組織という個人と組織の関係を捉えることで、労働組合による組織的教育とは異なる学習の様態について具体的に明らかにした。均質的な労働者層を前提にした従来の労働組合では、「集団的に個人を守ること」が重要であり、そのために労働者性の獲得という規範の強化が教育の論理とされるものであった。これに対して、本研究が着目した過労死問題に対する社会運動では、異なる状況に置かれそれぞれ固有の経験をもつ過労死遺族個人と、個人による主体的な過労死問題への関わりを積極的に引き出し解決主体を育てていく組織の双方の関わりが捉えられた。

そこでの学習の具体像としては、個人の主体形成過程として、今直面している生活上のなんらかの困難を整理・解決するために相談という行動が契機になっていること、個別事例を解決するための基本的行動を通じて、社会運動に埋め込まれた「書く・語る」行為を繰り返し自身の経験に意味を付与していくこと、他の遺族や専門家と出会いつながる中で個別事件の解決を超えて社会的解決を志向し発展的行動を起こしていくことなどが看取され、社会運動に見られるインフォーマルな学習の様態として意味づけられた。さらに、そのような個人の変容を支えた基盤としての社会運動の諸組織は、規範化を可能な限り回避して多様な立場・考えの人を包摂し相互に結び付けるプラットフォームとしての役割を担っていたことが示された。このことは、社会運動の中に見られるインフォーマルで動的な学習の様態の一端を明らかにしたものとして評価することができるだろう。

人が様々な関係の他者と結びつき、多面的な社会との関わりの中で生活を営むための前提条件として、労働時間短縮による自由時間の確保は生涯教育が提唱された当初から重要なテーマとして提起されてきた²²。多面的な社会との関わりの中で主体的に生きる人間像

を希求しそれを可能にする社会的な条件整備を図る上で、労働と生活のあり方を問い直していくことは、現代社会が抱える不可避の課題となっている。労働研究としてだけではなく、余暇・家庭生活・地域生活などそれぞれの視角から生活課題の一つとして長時間労働の問題性を捉える社会教育研究のアプローチは、長時間労働に対する解決主体の多様化を積極的に展望する上で有効な方法であるといえるだろう。

【註】

- ¹ 死別経験については、精神分析を嚆矢とする臨床的な医学・心理学研究を中心に蓄積がある。医学・心理学研究では、愛着対象の喪失による心的外傷や精神疾患状況に対していかに介入し援助するかという治療的立場が基本にあり、当事者が死別による悲嘆から回復し正常な日常生活へ復帰することが目的に据えられている。また、病院やホスピスでは臨床的な実践が数多く行われており、「多死社会」を迎えつつある日本社会において宗教家や企業・民間団体による遺族支援、遺族支援の専門家養成や研修などが広がりを見せている。坂口幸弘『悲嘆学入門—死別の悲しみを学ぶ』昭和堂、2010年。ジョン・H・ハーヴェイ、安藤清志監訳『悲しみに言葉を—喪失とトラウマの心理学』誠信書房、2003年。ジェニファー・エリソン／クリス・マゴニーグル、木村博江訳『夫の死に救われる妻たち』飛鳥新社、2010年ほか。
- ² 例えば、人間の生涯発達という観点から死別経験に着目する研究として、やまだようこは、死別という経験を「生の意味が問われ、生活が再構造化され、人生を変容させ、成熟をもたらす発達の契機」と捉え、医学研究が強調する悲嘆からの回復や克服による正常な日常生活への復帰ではなく、死別経験の「内面化や意味づけや自己の生活史への組み込みプロセスこそが大事」との立場から、多くの死別経験者の「物語」を聞き取ってきた。やまだの研究の特徴は喪失と生成を結びつけて捉える点にあり、死別という喪失に対して悲嘆からの回復や日常生活への復帰を目的とする医学研究とは根本的に異なる。喪失と生成を結びつけることは「成長」ないし「教育機能」の看取と関わって、本研究にとって示唆的である。ただし、やまだの研究では死別経験はあくまでも個人の内面的な課題として位置づけられている（やまだようこ『喪失の語り—生成のライフストーリー（やまだようこ著作集第8巻）』新曜社、2007年）。
- ³ 遺族の手記には、「あれほどきれい好きの父が風呂にも入らず、『疲れた』と言っては一日中横になり、私たち家族に身体のマッサージをせがみました（p.29）」「『おかしい、手のしびれがとれないんだ』とっていました。（中略）その後の夫は『胸が痛い』『夜眠れない』というようになりました。深夜、家に帰りつくと、すぐに洋服を着替えることができず、ドアにもたれかかってジッとしていました（p.115）」など、生前の労働者の健康状況について多くの言及がある（全国過労死を考える家族の会編『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』教育史料出版会、1997年）。家族によって健康把握がなされている事例は、同居しており家族間関係が良好で密接な場合が多いことが想定される。ただし、単身赴任中の場合でも「月一回は札幌の自宅に帰ってきましたが、夜中咳き込み、夜間救急センターへ行っていました（p.195）」など健康状態に言及する事例もある。
- ⁴ 全国過労死家族の会編『日本は幸福か』教育史料出版会、1991年。『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』（同上）。
- ⁵ 中川スミ「日本型企业社会における女性の労働と家族」基礎経済科学研究所編『日本型企业社会と女性（働く女性と家族のいま1）』青木書店、1995年、p.22。

-
- ⁶ 具体的には、事例1では喘息発作を起こした夫を妻が病院に連れて行ったり夫に代わって薬をとりに行ったこと、夫を休ませるために夫が持ち帰った仕事を家で妻が手伝っていたこと、また事例2では母が仕事を休まそうとしても息子はそれを振り切って仕事に行っていたこと、息子が脱水症状を起こして職場から救急車で病院に搬送されたことなどがあげられる。
- ⁷ 八木光恵『続・さよならもいわないで—「過労死」したクリエイターの妻の記録』双葉社、1997年。
- ⁸ 事例1では、遺族である妻による手記が活字化されたものでも管見の限り4本残されていた。事例2では、遺族である母が全国会議員に宛てた直筆の手紙や、集会等での発言用原稿が数多く残されていた。第4章参照。
- ⁹ 遠藤公嗣編著『個人加盟ユニオンと労働NPO—排除された労働者の権利擁護（現代社会政策のフロンティア5）』、ミネルヴァ書房、2012年。
- ¹⁰ 八木光恵『さよならもいわないで』双葉社、1991年、p.221。
- ¹¹ やまだ（前掲）、p.64。
- ¹² 東大社研・玄田有史・宇野重規編『希望を語る—社会科学の新たな地平へ（希望学1）』東京大学出版会、2009年ほか。
- ¹³ 東大社研・玄田有史・宇野重規編『希望のはじまり—流動化する世界で（希望学4）』東京大学出版会、2009年、p.291。
- ¹⁴ アンケート調査（第3章参照）での自由記述、および事例2の遺族へのインタビュー調査（第4章参照）より。
- ¹⁵ 小此木啓吾『対象喪失』中公新書、1979年。
- ¹⁶ 京都新聞、2010年7月30日付。引用部分は大阪家族の会世話人の発言である。
- ¹⁷ 例えば、ある遺族は、「家族の会」に入会したが運動組織としての傾向が強いことに違和感を覚え、自ら「過労死遺族の心のケアを考える会（2004年発足）」を立ち上げている（http://www17.ocn.ne.jp/~karositk/kazokukai_007.htm、2012年6月20日取得）。
- ¹⁸ インタビュー2009。
- ¹⁹ 編集委員会「序論 労働者教育の展望」日本社会教育学会編『労働者教育の展望』東洋館出版社、1970年、pp.1-11。
- ²⁰ 橋口昌治『若者の労働運動—「働かせろ」と「働かないぞ」の社会学—』生活書院、2011年。
- ²¹ 同上 p.301。
- ²² 波多野完治『生涯教育論』小学館、1972年ほか。

終章 本研究のまとめ

本研究は、日本における現代的な労働問題としての長時間労働が、労働者本人だけでなく生活を共にする家族の生活様式や地域・社会との関わり方などに広範な影響を及ぼすものであると認識されている一方で、長時間労働の現状を誰がどのように変えていくのかという解決主体の形成に関しては積極的な展望が拓かれてこなかったという状況を踏まえて、従来の労働運動の外側で展開してきた過労死問題に対する社会運動の具体的展開の中から長時間労働に対する新しい解決主体の形成を導出しようとするものであった。

以下では、本研究の成果と課題をそれぞれまとめる。

第1節 本研究の成果

本研究の成果は以下の2点にまとめられる。

第一に、過労死問題に対する社会運動と過労死遺族の変容を通じて、長時間労働の解決主体が多様化している実態を具体的に解明したことである。このことは、「労働問題＝労働者・労働組合の問題」という労働者教育研究の枠組みを相対化したという点で意義があるといえる。本研究を通じて、従来の労働運動の外側で展開される労働問題に対する社会運動にまで研究対象の射程を広げることが、労働者教育研究の限界を克服していく一つの方途として提起された。

第二に、社会運動内部の組織と個人の関係に着目することで、従来の労働運動とは異なる学習の様態を明らかにしたことである。具体的には、社会運動に埋め込まれた相談活動や個別事件の闘争過程で繰り返される「書く・語る」という行為の教育的意味、また組織が規範化を回避することで多様な人を包摂し相互に結び付けるプラットフォームとしての役割を果たしていることなどが明らかになった。昨今、社会教育研究では進展の著しい省察を中心とした成人学習論では、学習者個人・学習者グループ・組織を対象とするものの、制度や社会の変革という次元の問いを射程に収めることには必ずしも積極的ではない。これに対し、本研究が社会運動の中に見られるインフォーマルで動的な学習の様態の一端を解明したことで、学習者を取り巻く環境への主体的な働きかけとそれを支える基盤について考究する社会変革型の学習論への展望が示された。

第2節 今後の課題

本研究に残された課題として、以下の3点を指摘しておきたい。

第一の課題は、過労死問題に対する社会運動と労働組合中心の従来的な労働運動との関わりについての解明である。過労死問題に対する社会運動の展開には、労災職業病に対する労働運動や組合員差別・女性差別等に関する裁判闘争での支援経験など、先行した労働運動が蓄積してきた闘争経験や培われてきた人的ネットワークが深く関わっていることが推測される。しかし、これらについて本研究ではほとんど解明されていない。したがって、従来的な労働運動と過労死問題に対する社会運動との間にある連続性と非連続性については、特に過労死問題に関わっている労働組合関係者に着目して実証的に明らかにすることが必要である。

第二の課題は、長時間労働の問題性やその克服を理論的に問う上で不可欠になる労働概念および労働と生活をめぐる理論的概念の精緻化である。労働と生活という枠組みは、これまでも「家庭・職場・地域社会等、社会と生活のありようすべて（室俊司ほか）」や「労働と労働外の総体（末本誠）」など、多様な表現と内実で説明されてきた（日本社会教育学会編『週休二日制・学校週五日制と社会教育』東洋館出版社、1993年）。しかし、理論的に鍛えられた枠組みとは到底いえない。さらに、「ワーク・ライフ・バランス」が主に政策レベルで積極的に用いられるようになっていく中で、労働概念は「賃労働」だけでなく、育児・介護を含む「家事労働」、地域での互助的活動や市民活動、さらには「生存」そのものまでを包摂する議論として展開されており、「労働」は人が生きていく上で不可欠な営みを含む「生活」と不可分のものとして捉えられるようになっていく。労働概念に関する議論を検討しつつ、労働と生活を切り離さずに捉えるための枠組みを理論的に精緻化していく作業は困難であるが、今後の展望を拓く上では不可欠な課題であると考えられる。

第三の課題は、社会運動の中で看取された社会変革志向の学習の様態を学習論として深化させることである。本研究で明らかにしたのは学習者個人の内面変化としての学習ではなく、学習者による環境への主体的な働きかけとそのような学習者の行動を引き出す基盤に着目した学習の様態であった。本研究の成果を社会教育研究に還元していくためには、このような学習の捉え方を学習論として深化させていくことが必要であり、そのために社会教育学が蓄積してきた教育・学習論の本格的な検討に取り組み学習論として精緻化を図ること、さらに社会学を中心とした社会運動研究における主体性論を射程に入れていくことが次なる課題として指摘される。

資料 過労死問題に対する社会運動および本研究で取り上げた2事例に関する総合年表

年	過労死問題に関する動向	事例1			事例2		
区分	(ゴシック体は遺族組織、斜字体は行政に関するもの)	支援する会	労災認定関連	企業関連(民事)	支援する会	労災認定関連	企業関連(民事)
1970							
1971							
1973							
1974							
1975							
1976							
1977							
1978	学術用語として「過労死」が初めて用いられる						
1979							
1980							
1981	「大阪急性死等労災認定連絡会」結成						
1982	『過労死』出版(労働経済社、医師3名の共著) 「大阪過労死問題連絡会」に改称						
1983							
1984							
1985							
1986							
1987	【厚労省】過労死の労災認定基準の改正						
1988	第1回全国一斉電話相談(「過労死110番」)の実施 「過労死弁護団全国連絡会」結成 全国同日での集団労災申請(遺族ら19名) 第1回「過労死を考える集い」の開催						
1989	NHKドキュメンタリー「過労死・妻たちは告発する」放映 「名古屋家族の会」結成						
1990	東京・大阪・京都「家族の会」結成 「全国家族の会」結成 企業責任を追求する初の企業提訴(民事) 『過労死と企業の責任』出版(川人博・弁護士) 葛飾区成人講座「過労死を防ぐために(全5回)」開講(於・水元社会教育館)		①労災認定請求		広島県労連 結成		
1991	『KAROSHI(国際版・英語版)』出版(憲社) 電話相談(「過労死110番」)の相談窓口を海外にも設置 国連人権委員会で「KAROSHI」が取り上げられる 過労死劇「突然の明日」初公演(名古屋) 「長野家族の会」結成 手記集「日本は幸福か」出版(全国家族の会)		↓				
1992	団体生命保険問題に対する初の企業提訴(民事) 過労死劇「突然の明日」大阪公演		②審査請求				
1993	電通過労自殺事件の原告勝訴(地裁)		業務外決定 ↓	団生保訴訟(地裁)			
1994			③再審査請求	労災認定訴訟(地裁) 企業責任訴訟(地裁)			
1995	「岡山家族の会」結成 『新時代の「日本的経営」』発表(日本経営者団体連盟)	支援する会 結成	請求棄却				
1996	過労自殺に関する電話相談(「自殺過労死110番」)の実施		↓				
1997	手記集「死ぬほど大切な仕事ってなんですか」出版(全国家族の会)		再審査請求棄却				
1998	「山梨家族の会」結成 【厚労省】自殺の労災認定に関する初の「判断指針」通達		↓				
1999			勝訴(地裁) 控訴(高裁)	和解勧告 和解成立			
2000	『激増する過労自殺』出版 電通過労自殺事件の最高裁判決 【厚労省】「事業所における労働者の心の健康づくりのための指針」通達		↓	和解成立			
2001	【厚労省】過労死の労災認定基準の改正		勝訴(高裁) 勝訴確定				
2001	市民団体「労働基準オンブズマン」結成						
2002		支援する会 解散					
2003	「兵庫家族の会」結成 「36協定」情報開示請求訴訟の提訴						
2004	過労死遺族によって企業内組合に対する責任追及訴訟が初めて提訴される						
2005	過労自殺劇「あの子が死んだ朝」初公演(名古屋) 【内閣府】ホワイトカラー・エグゼンプション制度導入の提言						
2006	過労自殺劇「あの子が死んだ朝」大阪公演						
2007	リーフレット「過労死遺族はひとりぼっちじゃない」作成(全国家族の会)						
2008	過労死弁護団全国連絡会が「過労死防止基本法」制定を求める決議 日本労働弁護団が「過労死防止基本法」制定を求める決議 【厚労省】「過重労働による健康障害防止のための総合対策」通達						
2009	「静岡家族の会」結成(再結成) 過労死を出した企業名公表請求訴訟						
2010	「過重労働対策基本法(案)」の共同提案(過労死弁護団・日本労働弁護団) 第1回「過労死防止基本法」制定を求める衆議院内集会の開催						
2011	過労死を出した企業名公表請求訴訟が勝訴(地裁→控訴)						
2012							

(本研究で取り上げた事項を中心に筆者作成。ただし1年の中の事項は発生月日順ではない。)

主要参考文献

- 阿久津一子「労働者教育と生存権—労働災害職業病闘争における教育学習活動の意義—」
『日本社会教育学会紀要』No. 8、1972年。
- 上畑鍊之丞『過労死サバイバル—仕事ストレスが心身を蝕む前に—』中央法規出版、2007年。
- 遠藤公嗣編著『個人加盟ユニオンと労働NPO—排除された労働者の権利擁護—（現代社会政策のフロンティア5）』ミネルヴァ書房、2012年。
- 遠藤清子「成人講座『過労死を防ぐために』にとりくんで」社会教育推進全国協議会編『月刊社会教育』No. 417（1991年3月号）、国土社、pp. 18-22。
- 大串隆吉「労働者の権利と社会教育」日本社会教育学会編『現代的人権と社会教育の価値（講座現代社会教育の理論Ⅱ）』東洋館出版社、2004年。
- 大阪過労死問題連絡会編『道標—田尻俊一郎過労死問題意見書集』大阪過労死問題連絡会発行、1998年。
- 小倉一哉『エンドレス・ワーカーズ—働きすぎ日本人の実像—』日本経済新聞出版社、2007年。
- 『過労死110番20年のあゆみ』過労死110番全国ネット・過労死弁護団全国連絡会議発行、2008年6月。
- 川人博『過労死と企業の責任』社会思想社、1996年（労働旬報社1990年に加筆）。
- 川人博『過労自殺』岩波書店、1998年。
- 基礎経済科学研究所編『日本型企业社会と家族』青木書店、1995年。
- 木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会—ジェンダー・アプローチの模索—』ミネルヴァ書房、1995年。
- 熊沢誠『働きすぎに斃れて—過労死・過労自殺の語る労働史—』岩波書店、2010年。
- 斎藤茂男『妻たちの思秋期—ルポタージュ・日本の幸福—』共同通信社、1982年。
- 坂口幸弘『悲嘆学入門—死別の悲しみを学ぶ』昭和堂、2010年。
- 社会政策学会編『働きすぎ—労働・生活時間の社会政策—（社会政策学会誌第15号）』法律文化社、2006年。
- ストレス疾患労災研究会・過労死弁護団全国連絡会議編『激増する過労自殺—彼らはなぜ死んだか—』皓星社、2000年。
- 全国過労死を考える家族の会編『日本は幸福か—過労死・遺された50人の妻たちの手記—』教育史料出版会、1991年。
- 全国過労死を考える家族の会編『死ぬほど大切な仕事ってなんですか—リストラ・職場いじめ時代に過労死を考える—』教育史料出版会、1997年。
- 東大社研・玄田有史・宇野重規編『希望のはじまり—流動化する世界で（希望学4）』東京大学出版会、2009年。
- 中生加康夫『「過労死」と妻たち』風媒社、1989年。
- 日本社会教育学会編『労働者教育の展望』東洋館出版社、1970年。
- 日本社会教育学会編『現代家族と社会教育』東洋館出版社、1988年。
- 日本社会教育学会編『週休二日制・学校週五日制と社会教育』東洋館出版社、1993年。
- 橋口昌治『若者の労働運動—「働かせろ」と「働かないぞ」の社会学—』生活書院、2011年。
- 花香実「労働者教育」第4章 労働者教育・企業内教育・職業訓練」日本社会教育学会『現代社会教育の創造』東洋館出版社、1988年。
- 花香実「国民教育としての生涯学習」（1992年擱筆）『社会教育論（花香実著作集3）』大空社、2008年。

濱口桂一郎『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ』（岩波書店、2009年）など。
広田研二『この命守りたかった—検証／木谷公治君の過労自殺—』かもがわ出版、2000年。
布施晶子・清水民子・橋本宏子編『双書現代家族の危機と再生1・現代の夫婦』青木書店、
1989年。
森岡孝二『企業中心社会の時間構造—生活摩擦の経済学—』青木書店、1995年。
森岡孝二『働きすぎの時代』岩波新書、2005年。
八木光恵『さよならも言わないで—「過労死」したクリエイターの妻の記録—』双葉社、
1991年。
やまだようこ『喪失の語り—生成のライフストーリー（やまだようこ著作集第8巻）』新曜
社、2007年。
吉田正純「社会運動研究における『文化的転向』以後の学習論の諸相」『京都大学生涯学習
学・図書館情報学研究』vol. 5、2006年。
労働基準オンブズマン『しない・させない・サービス残業』旬報社、2002年。

過労死110番全国ネットワーク (<http://karoshi.jp/>)、2012年7月4日。
大阪過労死問題連絡会 (<http://www.osaka-karoshi.jp/>)、2012年7月4日。
働くもののいのちと健康を守る全国センター (<http://www.inoken.gr.jp/>)、2012年7月4
日。